

福岡市地域防災計画
(資料編<災害時応援協定等>)

令和4年6月

福岡市防災会議

福岡市地域防災計画
(資料編
(災害時応援協定等))

令和4年6月

福岡市防災会議

災害時相互応援協力・災害時応援協定一覧・目次

【分野】 【所管局・室】 【協定の相手方】 ページ 【協定の概要】

分野	所管局・室	協定の相手方	ページ	協定の概要
情報提供	緊急放送	日本放送協会福岡放送局 ほか10件	1	避難勧告等の周知徹底等のため、各社の通信設備を優先利用する
		ラプエフェム国際放送(株) ほか4件	9	天神・博多駅地区における在留者に対する街頭ビジョンでの情報提供
	街頭ビジョン	ヤフー(株)	19	ヤフーのサービスを活用した防災情報発信力の強化
		Google Ireland Limited(グーグル)	21	グーグルの災害対応サービスを活用した防災情報発信力の強化
	インターネット	福岡県警察本部	27	
		第七管区海上保安本部	28	
		九州地方整備局	29	
		九州電力(株)	30	
		福岡市内郵便局	31	被災市民の避難先、被災状況に関する情報の提供
	通信設備	消防局	西部ガス(株)	33
福岡県福岡地区LPガス協会			36	LPガスによる二次災害等の防止、被害拡大の防止並びに早期復旧を図る
(一社)福岡県解体工事業協会			40	消防活動に障害となる物件等の除去
福岡都市圏自治体・事務組合			43	春日市、大野城市、筑紫野市、粕屋南部消防組合 他20団体の相互応援
福岡県内市町村等			45	福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合の相互応援
北九州市 ほか			48	九州縦貫自動車道、九州横断自動車道及び東九州自動車道のうち、福岡県内で火災等が発生した場合の相互応援
三瀬村、神崎地区消防事務組合			49	国道263号線三瀬トンネルにおける火災、福岡市と三瀬村の境界地域における山林火災が発生した場合の相互応援
脊振村、神崎地区消防事務組合			50	福岡市と脊振村の境界地域における山林火災が発生した場合の相互応援
東脊振村、神崎地区消防事務組合			51	福岡市と東脊振村の境界地域における山林火災が発生した場合の相互応援
医療救護			保健医療局	(一社)福岡市医師会
	(一社)福岡市歯科医師会	57		歯科救護班の救護所等への派遣
	(一社)福岡市薬剤師会	62		会員薬剤師の救護所等への派遣
	(一社)福岡市獣医師会	66		犬及び猫に対する救護活動の提供
	(学)都築学園第一薬科大学 (一社)福岡市薬剤師会	68		災害対策医薬品供給車両を活用した医薬品の供給、防災に係る啓発等を実施
	(一社)福岡市鍼灸師会	70		避難者に対する鍼灸・マッサージの施術
	給水復旧	水道局		19大都市水道局
日本水道協会九州地方支部			74	北九州市・佐賀市・長崎市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市・那覇市との相互応援
福岡都市圏自治体・企業団			81	筑紫野市、大野城市等の各水道事業者、福岡地区水道企業団等の各水道用水供給事業者、計21団体の相互応援
福岡市管工事協同組合			83	
福岡水道協同組合			86	水道の断水等の被害の早期復旧
(公社)全国上下水道コンサルタント協会九州支部			89	
(財)福岡市水道サービス公社			91	
第一環境(株)			93	
九州アクアサービス共同企業体			95	
みらい水道サービス共同企業体			97	災害時等において、水道局だけでは対応が困難な場合の応急措置等の協力
清掃	環境局	福岡市周辺市町村、事務組合	99	一般廃棄物の処理に関する周辺自治体及び衛生施設組合との相互受け入れ
		北九州市、熊本市	103	災害廃棄物処理に係る受援調整等の支援
防災	財政局	国土交通省国土地理院	105	災害時における必要な地理空間情報及び物品の相互活用等
		(一社)福岡防災機構	107	
		(一社)福岡市建設業協会	112	防災活動の実施
	道路下水道局	(社)福岡市土木建設協力会 福岡市土木建設協同組合 (一社)福岡市西部土木建設協力会 (一社)福岡市舗装協会	116	
		(一社)日本下水道施設業協会	132	排水ポンプ車の運転操作【道路下水道局】
		(公社)日本下水道管路管理業協会	133	下水道施設(機械・電気設備)の復旧支援【道路下水道局】
		(公社)全国上下水道コンサルタント協会九州支部	135	下水道管路施設の復旧支援【道路下水道局・農林水産局】
		九州電力送配電(株)福岡支社	137	下水道施設の復旧支援【道路下水道局・農林水産局】
	農林水産局	福岡市港湾建設協会	142	停電の復旧支援【道路下水道局・農林水産局・港湾空港局】
		福岡市港湾建設協会	151	防災活動の実施(漁港区域内)
港湾空港局	国土交通省九州地方整備局ほか	145	九州地域において指定された複数の港湾に大規模な被災を受けた場合の相互支援	
	博多湾漁業権管理委員会	155	油流出事故時における油回収作業等の実施、地震・高潮等の災害時の応急復旧工事	
外国人支援	総務企画局	(公財)福岡よかトピア国際交流財団	157	油流出事故時における油回収作業等の実施 福岡市災害時外国人情報支援センターの運営等

人

的

支

援

人	輸送	災対本部室	(社)福岡県トラック協会	159	災害応急業務に必要な資機材・生活物資等の輸送	
			日本通運(株)福岡支店	161	・物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣 ・物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要な機器(ロールボックス、平パレット、フォークリフト等)の貸与とその操作者の派遣	
			ヤマト運輸(株)福岡主管支店	163	・物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送 ・物資集積拠点としての営業所等の活用	
			佐川急便(株)九州支店	165		
			(社)福岡県バス協会	167	被災者、ボランティア、災害応急対策従事者及び資機材等の輸送	
		保健医療局	(一社)全国霊柩車自動車協会	169	遺体の搬送	
		環境局	福岡市環境事業協会ほか	171		
			福岡県産業資源循環協会 (公社)福岡県産業廃棄物協会	173	災害廃棄物の収集・運搬	
		遺体処理	保健医療局	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	175	・遺体の収容、安置に必要な資機材(内張棺、骨壺等)及び消耗品(ドライアイス等)の提供 ・遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
				福岡県葬祭業協同組合	177	
宿泊施設確保	災対本部室	(株)JTB九州 (株)日本旅行 (株)近畿日本ツーリスト九州 西鉄旅行㈱	179	・災害救助並びに災害復旧業務等に従事する、他都市からの応援職員の宿泊施設の確保 ・被災した要配慮者の避難場所として活用する宿泊施設の確保 ・災害救助並びに災害復旧業務等に従事するため、被災自治体へ派遣される甲の職員の宿泊施設の確保		
		ボランティア	災対本部室	(社)福岡市社会福祉協議会	181	災害ボランティアセンターの運営
福岡クリスマスマーケット実行委員会	183		福岡市が設置する大規模避難所における炊出し等の支援			
広域応援	災対本部室	21大都市	185	食料、飲料水、生活必需物資、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供及び医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 等		
		福岡県内市町村	189	震度6弱以上の地震等の大規模災害が発生した場合の相互支援		
		指定都市市長会 ※計画	192	九州で大規模災害が発生した場合の相互支援		
		九州市市長会 ※中合せ	203	大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣		
		総務省自治行政局公務員部 ※要綱	210	避難所等の公共建築物の清掃・消毒等による環境衛生保持業務		
支	避難所	災対本部室	(公社)福岡県ビルメンテナンス協会	247	道路施設、河川施設等についての被災状況等の調査、被災施設復旧のための設計業務及び測量業務	
		財政局	(一社)福岡市設計測量業協会	249	「住宅相談窓口」の開設による、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談への対応	
	その他	住宅都市局	(独)住宅金融支援機構	257	応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力	
			福岡県、北九州市、 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	259	応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力	
		福岡県、北九州市、 (公社)福岡県宅地建物取引業協会	261	応急仮設住宅の建設		
		福岡県、(一社)プレハブ建築協会	263	災害時における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等		
		福岡県、北九州市、 福岡県建築物災害対策協議会	265	木造応急仮設住宅の建設		
		福岡県、北九州市、 (一社)日本木造住宅産業協会	268	木造応急仮設住宅の建設		
		福岡県、北九州市、 (一社)全国木造建設事業協会	271	被災建築物のアスベスト調査		
	環境局	(一社)建築物石綿含有建材調査者協会	274	災害時における被災者等を対象とした法律相談		
環境局	福岡県弁護士会	276	施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、リエゾンの派遣 等			
	災対本部室	国土交通省九州地方整備局	278			
物的	生活必需品	こども未来局	イオン九州(株)・マックスバリュ九州(株)	280	食料品、飲料水、日用品、医薬品等の供給及び避難所等への搬入	
			イオンストア九州(株)	284	食料品、衣料品、寝具類、食器類、日用品等の供給及び避難所等への搬入	
			福岡県生活協同組合連合会	288	応急生活物資の供給及び避難所等への搬入	
			森永製菓(株)	291	菓子等の供給及び避難所等への搬入	
			(株)ローソン	295		
			(株)セブン-イレブン・ジャパン	298	食料品、飲料水、日用品等の供給及び搬送	
			(株)ファミリーマート	301		
			(株)西友	303	食料、日用品等の供給及び搬送	
			(株)グッデイ(旧 嘉穂無線(株))	306	日用品(資材)、衣料等の供給及び避難所等への搬入	
			NPO法人コメリ災害対策センター	309	作業関係用品、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品等の供給及び避難所等への搬入	
			(株)新生堂薬局	312	飲料水、子ども用おむつ、子ども用おしり拭き等の提供	
			岩田産業(株)	314	食料品、飲料、炊き出し用材料等の提供	
			(株)アクティオ九州支店	316	資機材等の供給及び避難所等への搬送、設置	
			(株)ダイワテック	318	資機材等の提供	
			アスクル(株)	321	飲料水、トイレトペーパー等の日用品や避難所等向け事務用品等の提供	
			大塚製菓(株)	324	バランス栄養食等の提供	
			(一社)日本建設機械レンタル協会	326	応急措置に必要な資機材等の提供	
			福岡パッケージ(株)	329	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切りの提供	

	【分野】	【所管局・室】	【協定の相手方】	ページ	【協定の概要】
物的 支 援 そ の 他	その他	災対本部室	(株)ゼンリン	483	地図製品等の供給
			アンカー・ジャパン(株)	485	ポータブル電源等の提供
			(株)INFORICH	488	モバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信
			日産グループ	495	避難所の非常用電源として電動車両の提供等
		災対本部室	福岡県トヨタ販売店グループ	499	避難所の非常用電源として電動車両の提供等
			三菱グループ	502	非常用電源として電動車両の提供等
			西日本電信電話(株)	506	避難所における特設公衆電話の設置
			アビスパ福岡(株) キリンビバレッジバリューベンダー(株)	509	公民館内の自動販売機内商品の無償提供
	その他	総務企画局	(株)ローソン	511	包括連携協定
			福岡ソフトバンクホークス(株) 福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株)	513	
			イオン(株)	515	
			(株)セブン-イレブン・ジャパン	517	
			福岡市内郵便局	519	
			日本電信電話(株)	521	
(株)ぐるなび			523		
ヤフー(株)			525		
LINE(株)、LINE Fukuoka(株)			527		
災対本部室			福岡県、糸島市、九州電力(株)	529	

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条の規定により、福岡市長(以下「甲」という。)が

- ① 日本放送協会福岡放送局
- ② RKB毎日放送株式会社
- ③ 九州朝日放送株式会社
- ④ 株式会社テレビ西日本
- ⑤ 株式会社福岡放送
- ⑥ 株式会社TXN九州(H22.10.1株式会社TVQ九州に改名)
- ⑦ 株式会社エフエム福岡
- ⑧ 株式会社エフエム九州(H20.7.1株式会社CROSSFMに改名)
- ⑨ 天神エフエム株式会社(H23.7.1ラブエフエム国際放送株式会社に改名)

(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第56条の規定による伝達、通知又は警告が緊急を要し、かつ、放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、乙に対し放送の要請をすることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送の日時
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、福岡市市長室報道課長及び

- ① 日本放送協会福岡放送局放送部報道担当部長
- ② RKB毎日放送株式会社報道局報道部長
- ③ 九州朝日放送株式会社報道制作本部報道部長
- ④ 株式会社テレビ西日本報道局報道部長
- ⑤ 株式会社福岡放送報道制作局報道部長
- ⑥ 株式会社TXN九州報道局報道部次長(株式会社TVQ九州放送報道スポーツ局報道部部長に変更)
- ⑦ 株式会社エフエム福岡放送本部制作部長(株式会社エフエム福岡放送本部編成制作事業部長に変更)
- ⑧ 株式会社エフエム九州代表取締役専務(株式会社CROSSFM放送事業本部長に変更)
- ⑨ 天神エフエム株式会社放送局次長(ラブエフエム国際放送株式会社取締役放送局長に変更)

を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 12 年 5 月 23 日

- 甲 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市長 山崎 広太郎
- 乙 ①福岡市中央区六本松 1 丁目 1 番 1 0 号
日本放送協会
福岡放送局長 外島 正司
- ②福岡市早良区百道浜 2 丁目 3 番 5 号
RKB 毎日放送株式会社
代表取締役社長 山本 潔
- ③福岡市中央区長浜 1 丁目 1 番 1 号
九州朝日放送株式会社
代表取締役社長 松本 知則
- ④福岡市早良区百道浜 2 丁目 3 番 2 号
株式会社テレビ西日本
代表取締役社長 別府 隆文
- ⑤福岡市中央区渡辺通 1 丁目 1 番 1 号
株式会社福岡放送
代表取締役社長 石川 一彦
- ⑥福岡市博多区住吉 2 丁目 3 番 1 号
株式会社 TXN 九州
代表取締役社長 奥田 斐規
- ⑦福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番 8 2 号
株式会社エフエム福岡
代表取締役社長 村上 敏行
- ⑧北九州市小倉北区古船場町 9 番 1 号
株式会社エフエム九州
代表取締役社長 小野 喜孝
- ⑨福岡市中央区天神 2 丁目 2 番 4 3 号
天神エフエム株式会社
代表取締役社長 陶山 秀昭

災害時における放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成12年5月23日締結以下「協定」という。）
第6条に基づき、福岡市市民局長（以下「甲」という。）と

- ① 日本放送協会福岡放送局
- ② RKB毎日放送株式会社報道局
- ③ 九州朝日放送株式会社報道制作本部
- ④ 株式会社テレビ西日本報道局
- ⑤ 株式会社福岡放送報道制作局
- ⑥ 株式会社TXN九州（H22.10.1株式会社TVQ九州に改名）
- ⑦ 株式会社エフエム福岡
- ⑧ 株式会社エフエム九州（H20.7.1株式会社CROSSFMに改名）
- ⑨ 天神エフエム株式会社（H23.7.1ラブエフエム国際放送株式会社に改名）

（以下「乙」という。）は、協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第1 協定第2条の「その通信のため特別の必要があるとき」とは次に掲げる場合とする。

- (1) 災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底をはかるとき。
- (2) その他災害時における市民への予報、警報、通知等の周知徹底をはかるとき。
- (3) 災害時の混乱を防止するとき。
- (4) 災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（要請の手続き）

第2 協定第3条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式1）により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまがない場合は、電話により様式1に定める事項を明らかにし要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年5月23日

甲 福岡市市民局長 植木 とみ子

乙 ①日本放送協会福岡放送局
放送部長 妻城 英治郎
②RKB毎日放送株式会社報道局
報道局長 広崎 靖 邦
③九州朝日放送株式会社報道制作本部
報道制作本部長 細川 健彦
④株式会社テレビ西日本報道局
報道局長 明石 哲也
⑤株式会社福岡放送報道制作局
常務取締役
報道制作局長 原野 弥見
⑥株式会社TXN九州報道局
報道局長 大宮 寛治
⑦株式会社エフエム福岡
常務取締役
放送本部長 喜代美 一之

⑧株式会社エフエム九州
常務取締役
放送本部長 岡本 昇
⑨天神エフエム株式会社
代表取締役社長 陶山 秀昭

様式1

平成 年 月 日

様

福岡市長

放送要請について

上記について、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき下記のとおり放送等お願いいたします。

記

放送要請の理由	1 避難勧告、避難指示の周知徹底を図るため 2 予報、警報、通知等の周知徹底を図るため 3 災害時の混乱を防止するため 4 職員の動員命令を伝達するため 5 その他
放送事項 (内容、対象地域等)	
希望する放送の日時	1 直ちに 2 月 日 時 分
その他	

⑩株式会社ジェイコム福岡

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、福岡市長（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコム福岡（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法56条の規定による伝達、通知又は警告が緊張を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、乙に対し放送の要請をすることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、福岡市市長室報道課長及び株式会社ジェイコム福岡管理本部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成20年12月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区那の津3丁目13番10号
株式会社ジェイコム福岡

代表取締役社長 北川 文雄

災害時の放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成20年12月1日締結，以下「協定」という。）第6条の規定に基づき，福岡市（以下「甲」という。）株式会社ジェイコム福岡（以下「乙」という。）は協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第1 協定2条の「特別の必要があるとき」とは，次に掲げる場合とする。

- （1） 災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。
- （2） その他災害時における市民への予報，警報，通知等の周知徹底を図るとき。
- （3） 災害時の混乱を防止するとき
- （4） 災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。
- （5） 前各号のほか，市長が特に認めるとき。

（要請の手続）

第2 協定第3条により要請する場合は，電話で放送要請する予告をしたのち，文章（様式1）により行うものとする。

ただし，緊急のため文書による要請のいとまがない場合は，電話により様式1に定める事項を明らかにし要請し，事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

この覚書の成立を証するため，当事者記名押印のうえ，各自1通を保管する。

平成20年12月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市市民局長 陶山博道

乙 福岡市中央区那の津3丁目13番10号
株式会社ジェイコム福岡

管理本部長 半田敦士

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定により、福岡市長（以下「甲」という。）が株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第56条の規定による伝達、通知又は警告が緊張を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、乙に対し放送の要請をすることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、福岡市市長室報道課長及び株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡業務部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成29年6月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区大名一丁目12番5号
株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡
代表取締役 河野 孝雄

災害時の放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成 29 年 6 月 1 日締結，以下「協定」という。）第 6 条の規定に基づき，福岡市（以下「甲」という。）と株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡（以下「乙」という。）は，協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第 1 協定第 2 条の「特別の必要があるとき」とは，次に掲げる場合とする。

- (1) 災害時における避難勧告等の周知徹底を図るとき。
- (2) その他災害時における市民への予報，警報，通知等の周知徹底を図るとき。
- (3) 災害時の混乱を防止するとき。
- (4) 災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。
- (5) 前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

（要請の手続）

第 2 協定第 3 条により要請する場合は，電話で放送要請する予告をしたのち，文章（様式 1）により行うものとする。ただし，緊急のため文書による要請のいとまがない場合は，電話により様式 1 に定める事項を明らかにし要請し，事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

この覚書の成立を証するため，当事者記名押印のうえ，各自 1 通を保管する。

平成 29 年 6 月 1 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市市民局長 下川 祥二

乙 福岡市中央区大名一丁目 12 番 5 号
株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡
代表取締役 河野 孝雄

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と天神エフエム株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

〔※天神エフエム株式会社は、H23.7.1 ラブエフエム国際放送株式会社に改名〕

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、天神地区における来街者及び在勤者に対して、速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、情報の提供が必要となった場合は、内容を明示した文書（様式1）で、乙に放送の依頼をするものとする。ただし、災害の規模が大きく緊急性がある場合は、乙の判断で放送するものとする。

2 前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

- （1）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。
- （2）災害時の混乱を防止するとき。
- （3）災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底を図るとき。
- （4）前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

- （1）放送依頼の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の依頼を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、甲から依頼を受けた事項に関し、放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

(連絡担当者及び情報交換)

第5条 第3条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式2により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式2を変更し通知するものとする。

2 甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から1年間とする。ただし，協定期間が満了する1ヶ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし，その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成20年12月4日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区今泉一丁目12番23号

天神エフエム株式会社

代表取締役社長 脇山 雅範

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡新都心開発株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

〔※H26. 2. 28 サン・ライフ株式会社に承継 〕

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、天神地区における来街者及び在勤者に対して、速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、情報の提供が必要となった場合は、内容を明示した文書（様式1）で、乙に放送の依頼をするものとする。ただし、災害の規模が大きく緊急性がある場合は、乙の判断で放送するものとする。

2 前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

- （1）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。
- （2）災害時の混乱を防止するとき。
- （3）災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底を図るとき。
- （4）前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

- （1）放送依頼の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の依頼を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、甲から依頼を受けた事項に関し、放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

(連絡担当者及び情報交換)

第5条 第3条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式2により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式2を変更し通知するものとする。

2 甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から1年間とする。ただし，協定期間が満了する1ヶ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし，その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成20年11月26日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区天神二丁目6番1号

福岡新都心開発株式会社

代表取締役 榎本 一彦

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社 プラネット（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

[※H26.11.1 株式会社インターコネクトに承継]

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、博多駅地区における来街者及び在勤者に対して、速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、情報の提供が必要となった場合は、内容を明示した文書（様式1）で、乙に放送の依頼をするものとする。ただし、災害の規模が大きく緊急性がある場合は、乙の判断で放送するものとする。

2 前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

- （1）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。
- （2）災害時の混乱を防止するとき。
- （3）災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底を図るとき。
- （4）前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

- （1）放送依頼の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の依頼を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、甲から依頼を受けた事項に関し、放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

(連絡担当者及び情報交換)

第5条 第3条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式2により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式2を変更し通知するものとする。

2 甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から1年間とする。ただし，協定期間が満了する1か月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし，その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成24年9月25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高 島 宗一郎

乙 大阪市西区北堀江一丁目1番2号

株式会社 プラネット

代表取締役 佐 藤 嘉 生

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡朝日ビル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、博多駅地区における来街者及び在勤者に対して、速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、情報の提供が必要となった場合は、内容を明示した文書（様式1）で、乙に放送の依頼をするものとする。ただし、災害の規模が大きく緊急性がある場合は、乙の判断で放送するものとする。

2 前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

- （1）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。
- （2）災害時の混乱を防止するとき。
- （3）災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底を図るとき。
- （4）前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

- （1）放送依頼の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の依頼を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、甲から依頼を受けた事項に関し、放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

(連絡担当者及び情報交換)

第5条 第3条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式2により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式2を変更し通知するものとする。

2 甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から1年間とする。ただし，協定期間が満了する1ヶ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし，その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成21年12月 1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号

福岡朝日ビル株式会社

代表取締役社長 尾身 一郎

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社クリオ ホテルクリオコート博多（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、博多駅地区における来街者及び在勤者に対して、速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、情報の提供が必要となった場合は、内容を明示した文書（様式1）で、乙に放送の依頼をするものとする。ただし、災害の規模が大きく緊急性がある場合は、乙の判断で放送するものとする。

2 前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

- （1）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。
- （2）災害時の混乱を防止するとき。
- （3）災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底を図るとき。
- （4）前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

- （1）放送依頼の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の依頼を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、甲から依頼を受けた事項に関し、放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

(連絡担当者及び情報交換)

第5条 第3条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲、乙それぞれに様式2により連絡担当者を指定するものとする。なお、連絡担当者を変更する場合は、当該機関が様式2を変更し通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する協力の実施に要した経費については、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年12月 1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅中央街5番3号

株式会社 クリオ ホテルクリオコート博多

代表取締役 安部 南 鎬

災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー）

福岡市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、福岡市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、福岡市が福岡市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ福岡市の行政機能の低下を軽減させるため、福岡市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みは、次の各号に掲げる内容から福岡市とヤフーとの協議により、具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが福岡市の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷を軽減するため、福岡市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 福岡市が福岡市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 福岡市が福岡市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 福岡市が災害発生時の福岡市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 福岡市が福岡市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーがこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーがヤフーの提供するブログサービスにおいて、福岡市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 福岡市が福岡市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 福岡市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、福岡市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく福岡市及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、福岡市から提供を受ける情報について、福岡市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために、二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、福岡市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、福岡市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、福岡市とヤフー両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

2013年9月25日

福岡市：福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学

防災への取り組みに関する協定書（Google）

福岡市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

- (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
- (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
- (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
- (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

福岡市

(Authorized Signature)

(署名)

(Name)

(氏名)

高島 宗一郎

(Title)

(肩書)

福岡市長

(Date)

(日付)

2014年2月20日

<災害対応サービスの例>

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) Google パーソンファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

<本件情報提供の条件>

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとします。

第 1 条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ. またはロ. に該当する情報とします。なお、イ. に該当する情報がある場合でも、ロ. により他の情報を追加することができます。

イ. 本別紙 2 末尾に記載する情報（該当する場合のみ）

ロ. 甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的 : Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第 2 条 利用条件

Google は、第 1 条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ. 地域的制限 : 全世界

ロ. 対 価 : 無償

ハ. 利用 範 囲 :

(1) Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含みます）。

(2) Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google の API を使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービスを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。

(3) エンド・ユーザーが Google の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

(4) (1) から (3) に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

ニ. 確認事項 : Google は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第3条 終了時の取り扱い

1. 本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Google は、本件情報の Google の製品またはサービス上での表示を 120 日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。
2. 本協定書の期間中に本件情報が Google の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、Google の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以 上

<末尾>

本件情報のリスト（該当する場合のみ）

<秘密保持義務の条件>

第1条（秘密情報）

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第2条（守秘義務）

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとします。受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以 上

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して福岡県市長代表と福岡県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和39年5月23日

福岡県市長代表

福岡市長 阿部源蔵 ㊟

福岡県警察本部長

三宅芳郎 ㊟

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1 福岡県内の市の市長(以下「市長」という。)が災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用(以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は、本協定に定めるところによるものとする。

第2 市長が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話とする。

第3 市長が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は、原則として当該市の地域を管轄する警察署長に対して、次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者および受信者

第4 警察署長は、当該申込みの内容が、法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位を斟酌して決定するものとする。

第5 市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知、または警告を行う場合の対象者、および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設、もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

- 1 本協定は、昭和39年6月1日から施行する。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用の手続に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する通信設備の優先利用に関して、福岡県市長代表と第七管区海上保安本部長は同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお同法第79条の規定に基づく第七管区通信設備の優先使用に関する手続についても本協定を準用する。

昭和39年7月1日

福岡県市長代表福岡市長 阿部 源 蔵 ㊦
第七管区海上保安本部長 川上 親 人 ㊦

記

- 第1 福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき第七管区海上保安本部が専用する公衆電気通信設備、又は有線電気通信設備もしくは無線設備（以下「第七管区通信設備」という。）を使用する場合は本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 市長が法第57条の規定に基づき第七管区通信設備を使用しようとするときは第七管区海上保安本部にあっては警備救難部長に海上保安部にあっては海上保安部長に次の事項を申し出て、その承認をうけるものとする。
- 1 使用しようとする理由
 - 2 通信の内容
 - 3 発信者及び受信者
- 第3 前項により申し込みを受付けたときはその内容が法第57条の規定に適合し海上保安通信到達可能と認めるときは使用を承認するものとする。
- 第4 受付けた通信の取扱い順位の決定は通信所長（通信所長の置かれていない保安部にあっては警備救難課長）が当該通信の緊急性、通話の内容、受け付け順位等を斟酌して決定するものとする。
- 第5 市長は第55条の規定に基づく伝達、通知、警告、または要請等を行う場合の対象者名簿を第七管区海上保安本部長は県内に通信設備を有する下部機関の名簿を資料として相互に交換するものとする。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して福岡県市長代表と九州地方建設局長は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき協議し、利用等に関する手続きについて次の通り協定する。

第1条 福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が法第57条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は、九州地方建設局の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合は、この協定の定めるところによって行う。

第2条 市長が法第57条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を利用し、又は有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合は、当該設備（以下「建設通信設備」という。）の運用者（九州地方建設局にあっては電気通信課長、工事事務所にあっては事務所長、出張所にあっては出張所所長とする。以下同じ。）に次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 当該建設通信設備を利用しようとする理由
- 2 通信の内容
- 3 通信の発信者名及び受信者名

第3条 建設通信設備の運用者は前条による申し出の内容が法第57条の規定に適合し、建設通信設備で到達可能であると認めるときは、その利用を承認するものとする。

この場合において、申し出のあった通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、重要性、申し出順位等を斟酌して決定するものとする。

第4条 市長は、法第55条の規定に基づき必要な通知又は要請をする場合の関係指定地方行政機関の長等の関係者及び当該関係者に対する連絡方法等をあらかじめ建設通信設備の運用者に連絡しておくものとする。

第5条 この協定に基づく建設通信設備の利用等に関しては、原則として建設通信設備の新設又は増設若しくは通信機器の貸与は行わないものとする。

第6条 この協定の規定は第79条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し又は有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合の手続きについて準用する。

第7条 この協定に規定する事項に疑義を生じた場合、この協定に定めのない事項について協定を必要とする場合、又はこの協定の内容を変更しようとする場合には市長と九州地方建設局長とが協議して定めるものとする。

第8条 この協定は締結の日からその効力を生ずるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和40年8月17日

九州地方建設局長 秋 竹 敏 実 ㊟

福岡県市長代表

福岡市長 阿 部 源 蔵 ㊟

災害対策基本法に基づく通信設備の使用に関する協定書

災害対策基本法（以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の使用に関し、福岡県内の各市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）とは、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果、次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく手続きについても本協定を準用する。

（適用の範囲）

第1 甲が法第57条の規定に基づき、乙の有線電気通信設備もしくは無線電信設備（以下「通信設備」という。）を使用して通信するときの手続きは、本協定の定めるところによるものとする。

（使用の申し出）

第2 甲が乙の通信設備を使用しようとするときは、甲の機関の長が別表に示す乙の機関の長に次の事項を申し出るものとする。

- (1) 法に基づく緊急通信であり、かつ公衆電気通信設備によることが困難であること。
- (2) 通信の内容。
- (3) 受信地名および発信機関名、氏名。

2 甲が法第57条に基づく通信を乙に託送しようとするときは、前項のほか次の事項も併せ申し出るものとする。

- (1) 託送の理由
- (2) 通信文。

第3 乙の機関の長は、前項2による使用の申し出を受けたときは、その内容が法第57条の規定に適合し、かつ乙の通信設備が利用出来る場合は、使用又は託送を承認するものとする。

（通信の順位）

第4 通信の順位は受け付け順とする。

ただし、その内容が人命に懸る事項であるときは最優先するものとする。

以上協定締結の証として本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

昭和39年8月18日

福岡県市長代表

福岡市長 阿部源蔵 ㊟

九州電力株式会社

取締役社長 赤羽善治 ㊟

災害時における福岡市内郵便局と福岡市との相互協力に関する協定

福岡市内の直営郵便局（以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）は、福岡市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、相互に協力し、災害応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、福岡市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設情報及び被災者の同意の上で作成した避難者情報確認シート等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の乙への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(日常的連携の強化)

第5条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に行うため、防災計画の交換、防災訓練への参加、被災者の安否情報等の連絡体制に関する検討協議等の実施に努めるものとする。

2 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福岡中央郵便局総務部長、乙においては福岡市市民局防災・危機管理課長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

附 則

この協定の締結に伴い、平成11年6月30日に締結された災害時における福岡市内郵便局等と福岡市との相互協力に関する覚書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月6日

甲 福岡市内郵便局
代表者
福岡市中央区天神四丁目3番1号
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局

局 長 西 哲也

福岡市南区三宅二丁目3番11号
日本郵便株式会社 福岡三宅郵便局

局 長 清原 一貴

乙 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

都市ガス災害対策に関する申し合わせ

福岡市消防局（以下、「消防局」という。）と西部ガス株式会社福岡導管保安センター（以下、「西部ガス」という。）とは、都市ガスに起因する火災、爆発及び漏えい等の事故（以下、「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した場合これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的として、次のとおり申し合わせを行う。

- 1 連絡会議の開催
消防局及び西部ガスは、災害の防止について必要な事項を協議するため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。
- 2 立入検査等の協力
消防局及び西部ガスは、地下街及び大規模な対象物（以下、「地下街等」という。）の立入検査、点検等を実施するにあたり、特に共同して行う必要があると認める場合は、相互に協力して実施するものとする。
- 3 教育訓練の実施
消防局及び西部ガスは、それぞれの職員に対して災害の予防及び防災活動に必要な教育訓練を実施するものとし、要請があった場合は相互に積極的に協力するものとする。
- 4 合同訓練の実施
消防局及び西部ガスは、災害を想定した合同訓練を定期的実施するものとする。
- 5 通報連絡体制
消防局及び西部ガスのいずれかが、災害が発生せんとし、又は発生のおそれがある事態を覚知したとき及び災害発生を覚知したときは、相互にすみやかに通報連絡を行うものとする。
- 6 出動体制
消防局及び西部ガスは、前項による事態を覚知したときは、別に定める緊急出動体制により災害現場へ出動するものとする。
なお、西部ガスは、出動した車両台数及び人員について、消防局に連絡するものとする。
- 7 防災活動
 - (1) 活動連携
出動した西部ガスは、すみやかにガス漏れ検知、ガスの供給停止等災害防止のために必要な措置を講ずるものとする。
この場合において、消防局が出動したときは、西部ガスは消防局と緊密な連携を保つとともに、消防局から指示があったときは、その指示に従い必要な措置をとる。
 - (2) ガスの供給停止
ガスの供給停止は、西部ガスが行うものとする。ただし、消防局が西部ガスに先行して災害現場に到着し、災害の発生又は拡大を防止するため緊急止むを得ないと認め、かつ、停止が可能な場合は消防局がガスの供給停止措置を行うことができる。
この場合、消防局は当該措置についてすみやかに西部ガスに連絡し、ガスの供給停止に伴うガス需要家対応については、西部ガスが行うものとする。
 - (3) ガスの供給再開
ガスの供給再開のための必要な措置は、ガス需要家の安全を確認のうえ、西部ガスが実施する。
- 8 確認事項
この申し合わせを円滑に実施するために必要な次の事項について、双方協議のうえ、確認する。
 - (1) 地下街等について
地下街等とは、消防法施行令第21条の2第1項に掲げる防火対象物及びガス事業法施行規則第106条第2号に掲げる対象物とする。

- (2) 立入検査等の協力要請について
第2項に基づく立入検査等の協力要請は、所轄消防署長又は西部ガス株式会社福岡導管保安センター所長が、実施予定日の1ヶ月前までに計画書を提出し、実施要領等について協議する。
- (3) 教育訓練の協力要請について
第3項の協力要請は、実施予定日の1ヶ月前までに計画書を提出し、実施要領等について協議する。
- (4) 合同訓練の実施について
第4項の合同訓練は、年1回以上実施するものとし、要領等については、その都度協議して定める。
- (5) 通報連絡について
第5項の通報連絡は、地下街等における災害のみに限らず、すべての対象物及び工作物について適用するものとするが、相互に通報連絡を行う範囲について、概ね次のとおりとする。
- ア 消防局
消防局において覚知した災害のうち、火災、ガス漏えい、その他必要と認める災害については西部ガスに通報連絡する。
- イ 西部ガス
ガス漏れの一般通報のうち、特に消防局に通報の必要があると認める場合及び現場到着後、災害発生のおそれがある場合又は災害発生を認めた場合に通報連絡する。
- (6) 西部ガス指揮者の位置について
災害現場に出勤した西部ガスの指揮者は、努めて現場消防本部に位置し、消防指揮者との緊密な連携のもとに防災活動にあたるものとする。
- (7) ガス検知の協力について
災害現場におけるガス検知は、双方が担当すべき範囲等を協議のうえ、協力して実施し、ガス漏えい状況の把握に努めるものとする。
- (8) 情報の提供について
消防局及び西部ガスは、災害現場及びその周辺において積極的に情報の収集にあたり、相互にこれを提供する。
- 9 窓口
消防局は警防部警防課とする。
西部ガスは福岡導管保安センター保安グループとする。
- 10 施行期日
この申し合わせは、平成18年12月25日から施行する。
なお、昭和56年5月1日から施行された「都市ガス災害対策に関する申し合わせ」は、平成18年12月25日で廃止する。
- 11 協議
この申し合わせを変更若しくは追加するとき、又はこの申し合わせに定める以外に必要な事項が生じたときは、双方協議のうえ、決定するものとする。

この申し合わせを証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各その1通を保有するものとする。

平成18年12月25日

福岡市消防局長	相良 文寛	印
西部ガス株式会社		
福岡導管保安センター所長	山中 立彦	印

別表 出動体制
(1) 福岡市消防局

(P車：ポンプ車, T車：タンク車)

出動区分	編 成		摘 要
	車 両	人 員	
ガス警戒第1出動	指揮車 1台 P車又はT車2台 救急車 1台	15人	1 ガスの漏えいを覚知したとき。 (地下街又はこれに接続する建築物の地階に係るものを除く。)
ガス警戒第2出動	指揮車 1台 P車又はT車3台 救助工作車 1台 救急車 1台	23人	1 地下街またはこれに接続する建築物の地階でガスの漏えいを覚知したとき。 2 第1出動の事案について、更に消防隊の出動を要するとき。 3 その他、局長が必要と認めるとき。
ガス警戒第3出動	指揮車 2台 P車又はT車5台 救助工作車 3台 救急車 2台	46人	1 第2出動の事案について、更に消防隊の出動を要するとき。 2 その他、局長が必要と認めるとき。
大規模な爆発、火災及びこれらに起因する多数の負傷者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災計画出動 ● 特別救急計画出動 		

(2) 西部ガス

出動区分	編 成		摘 要
	車 両	人 員	
火災第一出動	1台(一般)	1名	
火災第二出動	1台(緊急)	2名	
火災第三出動	2台(緊急)	4名	
火災第四出動	2台(緊急)以上	4名以上	内容に応じて、車両台数と人員を変更するものとする。
ガス警戒出動	2台(緊急)以上	4名以上	内容に応じて、車両台数と人員を変更するものとする。
応急出動	1台(一般) 1台(緊急)	1名 2名	内容に応じて、一般と緊急を選択するものとする。
特命出動	1台(一般) 1台(緊急)	1名 2名	内容に応じて、一般と緊急を選択するものとする。

福岡市LPガス災害対策措置要綱

福岡県福岡地区LPガス協会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、非常事態の発生時、またはそのおそれがある場合において、LPガス関係事業者相互の通報及び応援体制の整備を図り、LPガスによる二次災害等の防止、並びに拡大防止の為、災害復旧活動を組織的に展開して早期復旧に努めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱に定める非常事態とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、風水害等の自然災害が甚大であった場合
- (2) LPガスによるガス爆発等の大規模事故等が発生した場合
- (3) 「市」から協力の要請があった場合
- (4) 以上の外、支部長が必要と認めた場合

第2章 組 織

(組 織)

第3条 福岡県福岡地区LPガス協会（以下「支部」という。）は、様々な災害時等の事態に備え、「LPガス災害防止本部委員会」（以下「本部委員会」という。）及び「LPガス災害防止地区委員会」（以下「地区委員会」という。）を組織する。

2. 緊急事態発生時には、会長の判断により組織内に「福岡県LPガス福岡地区災害対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置することができる。
尚、会長不在の場合は次の順で判断するものとする。2. 山口副会長 3. 中野副会長 4. 長谷川副会長 5. 藤井副会長 6. 各支部長より選出
3. 局地的に甚大な被害を受けた被災地、又は当該地域には、「現地対策本部」（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
4. 現地本部からの要請または、支部長の判断により本部委員会を現地本部へ派遣することができる。
5. 委員会の構成は、次のとおりとする。
6. 委員として「その他委員長（又は本部長）が必要と認めたもの」には、地域の消防、警察の協力を得て選任することができる。

(1) 本部委員会

委員 長	福岡県福岡地区LPガス協会 会長
副委員 長	福岡県福岡地区LPガス協会 副会長
委 員	福岡県福岡地区LPガス協会各支部長・津田青年部長
委 員	その他委員長が必要と認めたもの
顧 問	中小企業振興事務所所長
顧 問	福岡県福岡地区LPガス協会 エネルギー研究会議員

(2) 地区委員会

委員 長	福岡県福岡地区LPガス協会 支部長
副委員 長	福岡県福岡地区LPガス協会 副支部長
委 員	福岡県福岡地区LPガス協会 支部役員
委 員	その他委員長が必要と認めたもの

7. 各本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 対策本部

本部長	福岡県福岡地区LPガス協会 会長
副本部長	福岡県福岡地区LPガス協会 副会長
委員	福岡県福岡地区LPガス協会各支部長・津田青年部長
委員	その他本部長が必要と認めたもの
顧問	中小企業振興事務所所長
顧問	福岡県福岡地区LPガス協会 エネルギー研究会議員

(2) 現地本部

現地本部長	福岡県福岡地区LPガス協会 支部長
現地副本部長	福岡県福岡地区LPガス協会 副支部長
役員	福岡県福岡地区LPガス協会 支部役員
役員	その他現地本部長が必要と認めたもの

第3章 職 務

(各委員会の職務)

第4条 本部委員会及び地区委員会は、組織が円滑に活動できるよう次のことを行う。

- (1) 通報体制、応援体制の整備
- (2) 防災訓練の指導及び実施

(対策本部の職務)

第5条 対策本部は本部長の指示に従って以下の職務を行う。

- (1) 被害状況の情報収集、分析、伝達
- (2) 支援組織の責任者の決定、及び組織の編成、派遣
- (3) LPガス設備災害復旧支援要員の派遣要請、並びにLPガス及び機器の応急調達措置並びに調整
- (4) 支援活動の把握
- (5) 関係官庁、関係団体並びに現地本部との連絡調整
- (6) マスコミへの対応
- (7) その他第1条に定める目的達成に必要な業務

(現地本部の職務)

第6条 現地本部は現地本部長の指示に従って以下の職務を行う。

- (1) 被災状況の把握、分析及び本部への情報伝達
- (2) 被災状況に応じた応急措置
- (3) 資機材、措置要員の応急調達措置と対策本部への支援要請
- (4) マスコミへの対応
- (5) その他第1条に定める目的達成に必要な業務

第4章 支援活動

(支援組織)

第7条 支援活動を行う組織及びその活動業務は、下記のとおりとする。

(1) 「点検調査班」

- ① 被災地における消費先を巡回し、ガス漏洩の有無の確認と漏洩防止の応急措置を行う。
- ② 危険場所からの容器の撤収を行う。
- ③ 応急措置を行った消費先については、現場地図等を確認し、「現地対策本部」へ報告する。

(2) 「工事班」

- ① 供給不能な消費先について応急的な設備工事を行い供給できる体制をとる。
- ② 応急措置を行った消費先については、現場地図等を確認し、「現地対策本部」へ報告する。

(3) 「機材班」

- ① 点検調査、並びに工事施工時における必要機材、数量等を取りまとめ、関係協力機関等へ支援要請する。
- ② 燃焼器等生活の用途として必要な機器の数量を取りまとめ、関係機関等へ支援要請する。

(4) 「輸送班」

- ① 緊急車両の手配を行う。
- ② 救援された資材、物資、充てん容器等を被災地まで搬送する。

(5) 「広報班」

- ① 被災状況、救援状況等についての概要を、写真及び集計業務等により記録し、関係機関及び行政庁等へ報告する。
- ② 消費者への周知用チラシの企画作成を行う。
- ③ マスコミへの広報

(6) 「総務班」

- ① 必要経費の出納業務
- ② 電話相談窓口の開設、及びその対応を図る。

(7) 「技術班」

- ① 本部委員長が要請した業界内の学識経験者及び技術者で構成し、被害状況を分析して適切な応急業務、工事業務等の指示を行う。

(協 力)

第8条 会員は、対策本部より要請があった場合には、積極的に協力するものとする。

2. 被災地以外の地区委員長は、対策本部からの情報を地区会員へ伝達するとともに、対策本部長からの要請に基づき支援活動に協力する。

(費用の負担)

第9条 支援活動に要した費用については、原則として受益者負担とするが、これにより難しい場合は「本部委員会」で協議するものとする。

但し、基本的にはボランティア精神に則り行うものとする。

2. 支援活動費のうち支援要員に対しての手当て等の金員は支給しないものとし、支援活動に要した資機材等の費用の給付は、別に定める給付規定によることとする。

(出勤要員障害保障)

第10条 本要綱に定める対策本部の要請を受けた要員が、業務に従事して生じた死亡障害等の災害補償については、当該出勤要員が所属する事業所の労働災害補償保険及び福岡県福岡地区LPガス協会が加入している「LPガス協会防災活動障害保険」(LPガス協会契約)により行うものとする。

(実施細目)

第11条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細目は本部委員会の承認を経て別に定める。

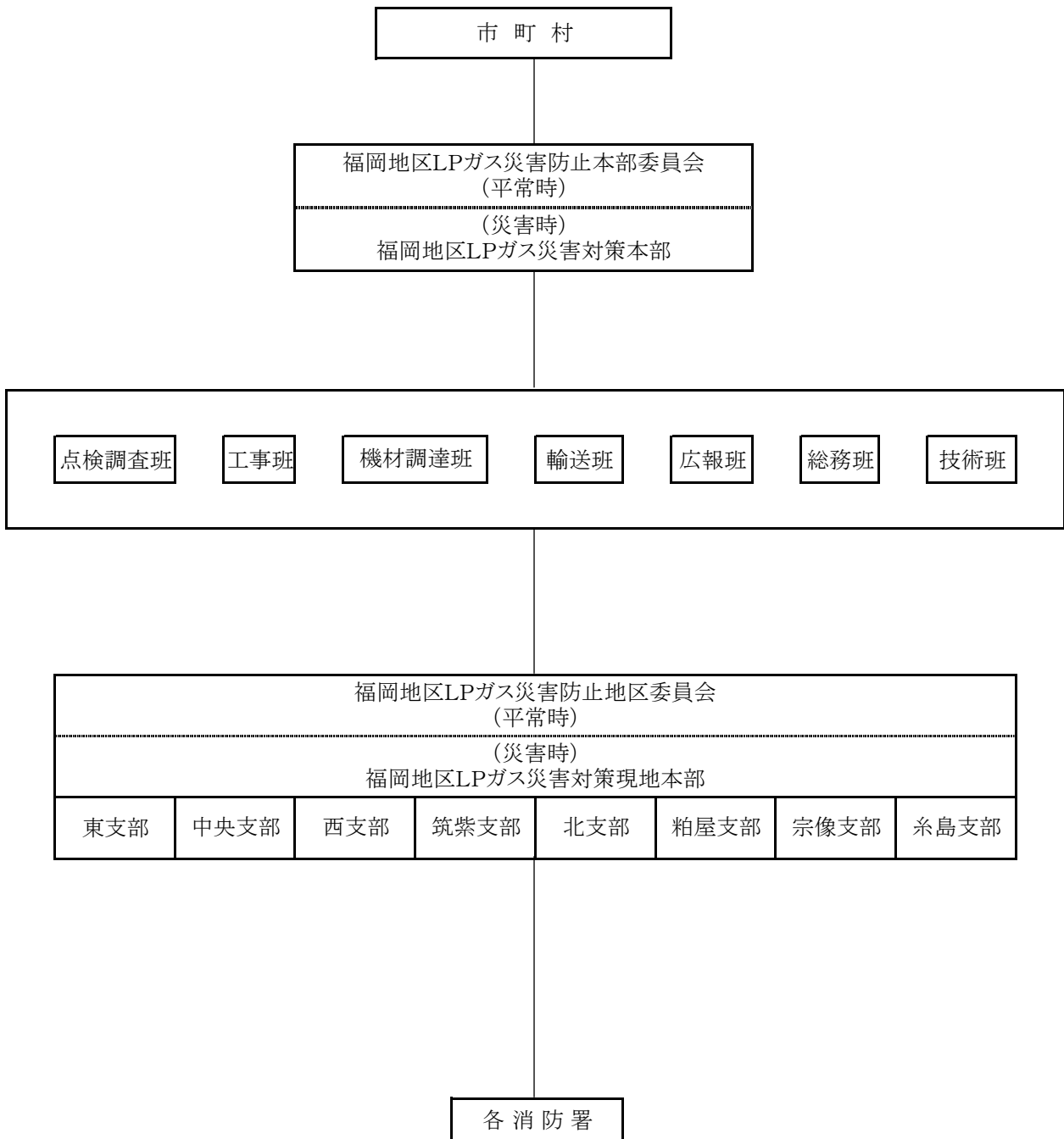
(本部委員長への委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、本部委員会の運営に関し必要な事項は本部委員長が定める。

(附 則)

第13条 この要綱は、平成15年8月1日から実施する。

通報及び出動体制組織図



福岡市消防局と一般社団法人福岡県建造物解体工業会との 消防活動等の協力に関する協定

福岡市消防局（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡県建造物解体工業会（以下「乙」という。）は、消防活動等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における甲及び乙の協力体制を確立し、もって消防活動を迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における人命救助活動等の消防活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結する。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の協力の要請に対し、災害時における円滑な消防活動の確保に努めなければならない。

（破棄）

第3条 甲は、会員の中に、次のいずれかに該当する者がいることが判明した場合は、本協定を破棄することができる。

（1）福岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

（2）法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

（3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（協力事項等）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するため、甲の保有する資機材では迅速な消防活動を実施することが困難であると認めた場合は、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去

（2）危険要因となる物質等の排除

（3）その他必要と認める場合

2 協力の要請は次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害発生場所及び状況

（2）協力を要請する活動内容

（3）必要とする人員、車両、資機材等

（4）集結場所及び連絡責任者

（5）その他必要な事項

(行動)

第5条 乙は、協力の要請を受けたときは優先的に甲に協力するものとする。

- 2 乙は、協力の要請に応ずることのできない場合は、その旨を速やかに甲に通報するものとする。
- 3 協力を実施するために派遣された者は、甲の指揮の下に行動し、障害物の排除等の活動を行うものとする。

(費用)

第6条 第4条に規定する協力を要した労務、資機材、機械運転等の費用については、積算の根拠を示す資料を添付して、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。ただし、災害救助法の適用を受ける全市的な大規模災害時及び訓練等の協力に係る諸経費に関しては、甲乙協議の上、決定する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて、乙の会員及び業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して負傷し、疾病にかかりまたは、死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

- 2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
- 3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、協力の実施（処理）上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成26年9月19日から施行する。

付 則

- 1 平成24年3月19日付で甲乙の間において締結した福岡市消防局と社団法人福岡県建造物解体工業会福岡支部との消防活動等の協力に関する協定は、その効力を失う。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月19日

甲 福岡市中央区舞鶴3丁目9番7号
福岡市消防局
消防局長 谷山 昭

乙 福岡市南区大橋2丁目15番9号
一般社団法人福岡県建造物解体工業会
会長 平 典明

福岡都市圏市町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町並びに筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合（以下「福岡都市圏市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡都市圏市町の区域において、火災、救急・救助事案その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときに、災害等による被害を最小限度に防止するために行う福岡都市圏市町の消防相互応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害等は、福岡県消防相互応援協定において対象とする大規模災害等以外のものとする。

（応援の原則）

第3条 福岡都市圏市町の消防相互応援は、災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請等に基づき行うものとする。

2 前項の応援要請等を受けた福岡都市圏市町の市町長は、直ちに消防隊（消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の1隊をいう。以下同じ。）を出動させるものとする。ただし、当該福岡都市圏市町の区域において災害発生その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（応援出動の区分）

第4条 応援出動は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- （1）計画出動 別表「応援出動を行う福岡都市圏市町の出動区域」の範囲内において、別に定める出動計画（以下「出動計画」という。）に基づき、あらかじめ指定された消防隊が計画的に出動するものをいう。
- （2）特別出動 災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請に基づき、消防隊が出動するものをいう。
- （3）応急出動 福岡都市圏市町の消防隊が、その属する福岡都市圏市町以外の区域において災害等を覚知した場合で、その災害等の状況から特に緊急を要すると認めるときに出動するものをいう。
- （4）調査出動 災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長と連絡がとれない場合において、その災害等の状況から特に緊急を要し、第2号に規定する特別出動の要請を待ついとまがないと認められるときに、当該要請を待たず災害等の初動段階での先行調査のため、福岡市及び災害等が発生した福岡都市圏市町の区域に隣接する福岡都市圏市町（福岡市を除く。）の消防隊が出動するものをいう。

（費用の負担）

第5条 応援に要する費用の負担は、次の各号に掲げるところによる。

- （1）応援した福岡都市圏市町（以下「応援市町」という。）が負担する費用
 - ア 消防機械機器の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費
 - イ 消防職員及び消防団員の人件費
 - ウ 消防職員及び消防団員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
 - エ 交通事故における損害賠償費等
 - オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する費用

(2) 応援を受けた福岡都市圏市町（以下「受援市町」という。）が負担する費用

前号に定める費用以外の費用

2 前項に定める費用負担について疑義が生じた場合は、応援市町及び受援市町が協議して定めるものとする。

(改廃)

第6条 この協定の改廃は、福岡都市圏市町の協議のうえ行うものとする。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、福岡都市圏市町の消防長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第8条 この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年12月15日から効力を生じる。

2 平成18年10月10日付けで締結した福岡都市圏市町消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前行われた消防相互応援に関する費用の負担について、旧協定第3条の規定する協議が終了していないものについては、なおその効力を有する。

平成27年12月15日

福岡市長	高島宗一郎	印
筑紫野市長	藤田陽三	印
春日市長	井上澄和	印
大野城市長	井本宗司	印
宗像市長	谷井博美	印
太宰府市長	芦刈茂	印
古賀市長	中村隆象	印
福津市長	小山達生	印
糸島市長	月形祐二	印
那珂川町長	武末茂喜	印
宇美町長	木原忠	印
篠栗町長	三浦正	印
志免町長	世利良末	印
須恵町長	中嶋裕史	印
新宮町長	長崎武利	印
久山町長	久芳菊司	印
粕屋町長	因辰美	印
筑紫野太宰府消防組合管理者	藤田陽三	印

春日・大野城・那珂川消防組合長	井本宗司	印
粕屋南部消防組合長	久芳菊司	印
宗像地区事務組合長	小山達生	印
粕屋北部消防組合長	長崎武利	印

福岡県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野火災，高層建築物火災，危険物火災等の大規模火災
- (2) 地震，風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故，列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 武力攻撃が疑われる災害
- (5) 放射性物質，生物剤又は化学剤による災害
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で，応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(応援隊の派遣及び中断)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等(以下「応援側」という。)の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊(以下「応援隊」という。)を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊(以下「先遣隊」という。)を派遣できるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

(通報)

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

(応援側の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費(補給燃料を除く。)及び小破損の修理費

イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ 交通事故における損害賠償費等

オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

- 2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(消防団応援)

第 10 条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(航空消防応援)

第 11 条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第 12 条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生じる
- 2 平成 25 年 3 月 28 日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第 10 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各 1 通保管するものとする。

令和 2 年 3 月 11 日

高速自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、北九州市、直方市、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、苅田町、行橋市、京築広域市町村圏事務組合、宗像地区事務組合、粕屋北部消防組合、粕屋南部消防組合、福岡市、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、久留米広域市町村圏事務組合、筑後市、八女地区消防組合、みやま市、大牟田市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合（以下「協定市町及び組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、九州縦貫自動車道、九州横断自動車道及び東九州自動車道のうち福岡県内において、火災、事故等で、消防業務を必要とする災害（以下「災害」という。）が発生した場合に協定市町及び組合相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市町及び組合は、災害が発生した協定市町及び組合の長の応援要請に基づいて、消防隊等の派遣を行うものとする。

（費用負担）

第3条 応援に要した費用の負担については別に定める。

（補則）

第4条 この協定は、協定市町及び組合の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し、必要な事項は協定市町及び組合の協議により定める。

附 則

1 この協定は、平成26年10月1日から効力を生じる。

2 平成21年9月30日付けで協定市町及び組合の間において締結した高速自動車道における消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前行われた消防の相互応援に関する費用の負担については、旧協定第3条の規定は、なおその効力を有する。

3 この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、記名押印の上各1通を保管する。

平成26年9月30日

北九州市長

福岡市長

大牟田市長

直方市長

行橋市長

筑後市長

みやま市長

苅田町長

久留米広域市町村圏事務組合長

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長

八女地区消防組合管理者

京築広域市町村圏事務組合長

筑紫野太宰府消防組合管理者

春日・大野城・那珂川消防組合長

直方・鞍手広域市町村圏事務組合長

粕屋南部消防組合長

宗像地区事務組合長

粕屋北部消防組合長

北 橋 健 治

高 島 宗一郎

古 賀 道 雄

向 野 敏 昭

田 中 純

中 村 征 一

西 原 親

吉 廣 啓 子

檜 原 利 則

森 田 俊 介

三田村 統 之

後 藤 元 秀

藤 田 陽 三

井 上 澄 和

向 野 敏 昭

久 芳 菊 司

小 山 達 生

長 崎 武 利

福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、福岡市長と佐賀県三瀬村長及び神埼地区消防事務組合長との間で、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、国道 263 号三瀬トンネルにおける火災その他の災害及び福岡市と佐賀県三瀬村の境界地域における山林火災（以下「火災等」という。）が発生したときに、福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定市村」という。）相互間の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援の原則）

第 2 条 協定市村は、火災等が発生した協定市村の応援要請に基づき、相互に応援するものとする。

（費用負担の原則）

第 3 条 応援に要する費用は、原則として応援した協定市村の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定市村の協議により定めるものとする。

（委 任）

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市村の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和 61 年 7 月 24 日からその効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和 42 年 6 月 16 日付で早良町と佐賀県三瀬村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県三瀬村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。昭和 61 年 7 月 23 日

福岡市長	進藤 一馬
三瀬村長	庄島 明
神埼地区消防事務組合長	荒木 正己

福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、福岡市と佐賀県脊振村の境界地域において山林火災又はその他の災害（以下「火災等」という。）が発生したときに、協定団体相互の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応 援）

第 2 条 協定団体は、火災等が発生した地域を管轄する協定団体の応援要請に基づき、相互に消防の応援を行うものとする。

（費用負担）

第 3 条 前条による応援に要する費用は、原則として応援した協定団体の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定団体の協議により定めるものとする。

（委 任）

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の消防長及び脊振村消防団長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 2 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 この協定の効力の発生に伴い、昭和 42 年 6 月 16 日付で早良町と佐賀県脊振村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県脊振村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 年 3 月 29 日

福岡市長	桑原 敬一
脊振村長	内村 茂
神埼地区消防事務組合長	重松 二紀

福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、福岡市と佐賀県東脊振村の境界地域において山林火災又はその他の災害（以下「火災等」という。）が発生したときに、協定団体相互の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応 援）

第 2 条 協定団体は、火災等が発生した地域を管轄する協定団体の応援要請に基づき、相互に消防の応援を行うものとする。

（費用負担）

第 3 条 前条による応援に要する費用は、原則として応援した協定団体の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定団体の協議により定めるものとする。

（委 任）

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の消防長及び東脊振村消防団長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 2 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 この協定の効力の発生に伴い、昭和 42 年 6 月 16 日付で早良町と佐賀県東脊振村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県東脊振村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 年 3 月 29 日

福岡市長	桑原 敬一
東脊振村長	福島 俊彦
神埼地区消防事務組合長	重松 二紀

災害時における医療救護活動に関する協定書(福岡市医師会)

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、乙の会員医療機関の診療応需状況、傷病者搬入・受入状況などに関する情報の提供を求めることができるものとする。また、甲は、必要な情報を乙に提供するものとする。

2 甲は、被災現場及びその周辺地域の救護所での医療救護活動並びに各避難所への巡回医療を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに救護班を編成し、甲が指定する救護所及び避難所に派遣するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の救護班は、甲の要請に基づく救護班とみなすものとする。

5 甲は、第2項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

(要請手続)

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、保健福祉局長が行う。

(地震発生時の初動体制の確立)

第4条 前2条の規定にかかわらず、乙は、市内に震度5強以上の地震が発生した場合は、甲の協力要請を待つことなく、福岡市災害対策本部に役員及び職員を派遣するとともに、医療施設の被災情報の収集、医師派遣及び後方支援医療機関の患者受入体制の確保など、初動体制の確立を図るものとする。

(救護班の業務)

第5条 乙が派遣する救護班は、甲が指定する救護所及び避難所において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者への応急医療処置
- (2) 傷病者の選別（トリアージ）
- (3) 傷病者の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 傷病者に対する医療救護及び助産救護
- (5) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (6) 甲が開設する避難所への巡回医療

(救護班の指揮命令等)

第6条 乙が派遣する救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する救護班の意見を尊重するものとする。

(救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、当該救護班が携行するもののほか、原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急の場合は、乙が備蓄し、又は乙の会員が携行する医薬品等を使用することができる。

(後方支援医療機関への搬送)

第9条 乙は、甲が負傷者等を後方支援医療機関へ搬送する場合は、必要な協力を行うものとする。

(医療費)

第10条 甲が指定する救護所又は避難所における医療費は、無料とする。

2 後方支援医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(研修及び訓練)

第11条 乙は、医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要した経費
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその経費
- (3) 医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした経費

(医事紛争の処理)

第13条 乙が派遣する救護班が行った医療救護活動において傷病者との間に医事紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決のための適切な措置を講じるものとする。

2 乙が行った医療救護活動に関して、傷病者と収容した後方支援医療機関との間に医事紛争が生じた場合には、前項と同様に措置するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第14条 乙が医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(細目)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年1月1日

甲 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

乙 一般社団法人 福岡市医師会
代表者 会長 江頭 啓介

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

福岡市を甲とし、一般社団法人福岡市医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成26年1月1日付で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第15条に基づき、実施細目を次のように定める。

（情報提供）

第1条 乙は協定書第2条第1項の規定により、甲に会員医療機関の診療応需状況、傷病者搬入・受入状況などに関する情報を提供する場合は、「医療機関診療状況等報告書」（様式第1号）にて提供するものとする。また、甲は、医療救護活動に必要な日本赤十字社、災害拠点病院、福岡県DMAT、救急告示病院、消防機関等の各機関の情報や被災者情報等を、乙が福岡市災害対策本部に派遣する役員及び職員を通じて、乙に提供するものとする。

（協力要請手続）

第2条 協定書第2条第2項に規定する甲の乙に対する協力要請は、福岡市長（保健福祉局長）から福岡市医師会長に対して、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした「協力要請書」（様式第2号）によって行うことを原則とする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

2 協定書第2条第4項に規定する緊急やむを得ない事情とは、福岡市災害対策本部が設置されていない段階で救護班を派遣する必要があった場合をいう。

（医療救護活動の報告）

第3条 乙は協定書第2条の規定により救護班を編成し、派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第3号）「救護班員名簿」（様式第4号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第5号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第4条 乙は、協定書第2条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班に係る実費弁償等の請求）

第5条 協定書第12条第1号、第2号及び第5号に規定する救護班に係る費用については、乙が各救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（様式第7号）により甲に請求するものとする。

2 協定書第12条第3号に規定する扶助費については、乙が各救護班の支給を受けようとする者から提出される「扶助費支給請求書」（様式第8号）を取りまとめ、甲に申請するものとする。

3 協定書第12条第4号に規定する救護所が設置された医療機関における施設及び設備の損傷の修復に係る実費については、乙が当該医療機関から提出される「物件損傷等報告書」（様式第9号）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

（実費弁償の額等）

第6条 協定書第12条第1号に規定する実費弁償の額は、原則として災害対策基本法に定める額とする。

2 協定書第12条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る購入価格とする。

3 協定書第12条第3号に規定する扶助費の支給については、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

4 協定書第12条第4号に規定する実費弁償の額は、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

(支払)

第7条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成26年1月1日

甲 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

乙 一般社団法人 福岡市医師会
代表者 会長 江頭 啓介

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書(福岡市歯科医師会)

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、乙の会員歯科医療機関の診療応需状況、歯科医療を要する傷病者（以下「傷病者」という。）の搬入・受入状況などに関する情報の提供を求めることができるものとする。また、甲は、必要な情報を乙に提供するものとする。

- 2 甲は、被災現場及びその周辺地域の救護所での歯科医療救護活動並びに避難所への巡回歯科医療を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、協力を要請することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに歯科救護班を編成し、甲が指定する救護所及び避難所に派遣するものとする。
- 4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の歯科救護班は、甲の要請に基づく歯科救護班とみなすものとする。
- 5 甲は、第2項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

(要請手続)

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、保健福祉局長が行う。

(歯科救護班の業務)

第4条 乙が派遣する歯科救護班は、甲が指定する救護所及び避難所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

- 2 歯科救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者への応急医療処置及び口腔ケア
 - (2) 傷病者の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) 転送困難な傷病者及び軽易な傷病者に対する歯科治療
 - (4) 被災住民に対する歯科保健指導
 - (5) 遺体の身元確認作業に関する協力
 - (6) 甲が開設する避難所への巡回歯科医療

(歯科救護班の指揮命令等)

第5条 乙が派遣する歯科救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する歯科救護班の意見を尊重するものとする。

(歯科救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科救護班の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科救護班が使用する医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、当該歯科救護班が携行するもののほか、原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急の場合は、乙が保有し、又は乙の会員が携行する医薬品等を使用することができる。

(後方支援医療機関への搬送)

第8条 乙は、甲が傷病者等を後方支援医療機関へ搬送する場合は、必要な協力を行うものとする。

(医療費)

第9条 甲が指定する救護所又は避難所における医療費は、無料とする。

2 後方支援医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(研修及び訓練)

第10条 乙は、歯科医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科救護班の編成及び派遣に要した経費
- (2) 歯科救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその経費
- (3) 歯科医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (4) 救護所が設置された歯科医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした経費

(医事紛争の処理)

第12条 乙が派遣する歯科救護班が行った歯科医療救護活動において傷病者との間に医事紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決のための適切な措置を講じるものとする。

2 乙が行った歯科医療救護活動に関して、傷病者と収容した後方支援医療機関との間に医事紛争が生じた場合には、前項と同様に措置するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 乙が歯科医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(細目)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 25 年 12 月 18 日

甲 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

乙 一般社団法人 福岡市歯科医師会
代表者 会長 熊澤 榮三

災害時における歯科医療救護活動に関する協定実施細目

福岡市を甲とし、一般社団法人福岡市歯科医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成 25 年 12 月 18 日付で締結した災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 14 条に基づき、実施細目を次のように定める。

（情報提供）

第 1 条 乙は、協定書第 2 条第 1 項の規定により、甲に会員歯科医療機関の診療応需状況、歯科医療を要する傷病者（以下「傷病者」という。）の搬入・受入状況などに関する情報を提供する場合は、「歯科医療機関診療状況等報告書」（様式第 1 号）にて提供するものとする。

（協力要請手続）

第 2 条 協定書第 2 条第 2 項に規定する甲の乙に対する協力要請は、福岡市長（保健福祉局長）から福岡市歯科医師会長に対して、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした「協力要請書」（様式第 2 号）によって行うことを原則とする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、「協力要請書」の提出はその後において行うことができる。

2 協定書第 2 条第 4 項に規定する緊急やむを得ない事情とは、福岡市災害対策本部が設置されていない段階で歯科救護班を派遣する必要がある場合をいう。

（歯科医療救護活動の報告）

第 3 条 乙は、協定書第 2 条の規定により歯科救護班を編成し、派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、速やかに各歯科救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（様式第 3 号）「歯科救護班員名簿」（様式第 4 号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第 5 号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第 4 条 乙は、協定書第 2 条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第 6 号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（歯科救護班に係る費用弁償等の請求）

第 5 条 協定書第 11 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に規定する歯科救護班に係る費用については、乙が各歯科救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第 7 号）により甲に請求するものとする。

2 協定書第 11 条第 3 号に規定する扶助費については、乙が各歯科救護班の支給を受けようとする者から提出される「扶助費支給請求書」（様式第 8 号）を取りまとめ、甲に申請するものとする。

3 協定書第 11 条第 4 号に規定する救護所が設置された歯科医療機関における施設及び設備の損傷の修復に係る経費については、乙が当該医療機関から提出される「物件損傷等報告書」（様式第 9 号）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額等）

第 6 条 協定書第 11 条第 1 号に規定する費用弁償の額は、原則として災害対策基本法に定める額とする。

2 協定書第 11 条第 2 号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費相当額とする。

3 協定書第 11 条第 3 号に規定する扶助費の支給については、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

4 協定書第 11 条第 4 号に規定する費用弁償の額は、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

(支払)

第7条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに費用弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成25年12月18日

甲 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

乙 一般社団法人 福岡市歯科医師会
代表者 会長 熊澤 榮三

災害時における医療救護活動に関する協定書(福岡市薬剤師会)

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、乙の会員薬局の業務継続状況などに関する情報の提供を求めることができるものとする。また、甲は、必要な情報を乙に提供するものとする。

2 甲は、被災現場及びその周辺地域の救護所並びに各避難所又は医薬品の集積場所（以下「救護所等」という。）での医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに会員薬剤師及び乙が指名する者（以下「薬剤師等」という。）を甲が指定する救護所等に派遣するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に薬剤師等を救護所等に派遣し、医療救護活動を行った場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護活動は、甲の要請に基づく医療救護活動とみなすものとする。

5 甲は、第2項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

(要請手続)

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、保健福祉局長が行う。

(協力事項)

第4条 甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品の仕分け及び管理
- (3) 医療救護活動に必要な医薬品が不足した場合の調達調整
- (4) その他救護班の指揮者が指示する事項

(指揮命令等)

第5条 乙が派遣する薬剤師等に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する薬剤師等の意見を尊重するものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 甲の要請に基づく救護班が使用する医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、当該救護班が携行するもののほか、原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急の場合は、乙の会員薬局が保有する医薬品等を使用することができるものとする。

2 乙の会員薬局が保有する医薬品等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、甲は乙の運搬を支援するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から、災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(研修及び訓練)

第8条 乙は、医療救護活動に関する薬剤師等の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣に要した経費
- (2) 乙の会員薬局が保有する医薬品等を供給した場合のその経費
- (3) 医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした経費

(調剤費)

第10条 乙が実施した調剤及び服薬指導に要する費用は、無料とする。

(医事紛争の処理)

第11条 乙が実施した医療救護活動において、傷病者との間に医事紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決のための適切な措置を講じるものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 乙が医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月24日

甲 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

乙 一般社団法人 福岡市薬剤師会
代表者 会長 瀬尾 隆

災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

福岡市を甲とし、一般社団法人福岡市薬剤師会を乙として、甲乙両当事者は、平成 25 年 12 月 24 日付で締結した災害時における医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 13 条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（情報提供）

第 1 条 乙は、協定書第 2 条第 1 項の規定により、甲に会員薬局の業務継続状況などに関する情報を提供する場合は、「薬局業務継続状況等報告書」（様式第 1 号）にて提供するものとする。

（協力要請手続）

第 2 条 協定書第 2 条第 2 項に規定する甲の乙に対する協力要請は、福岡市長（保健福祉局長）から福岡市薬剤師会長に対して、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした「協力要請書」（様式第 2 号）によって行うことを原則とする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、「協力要請書」の提出はその後において行うことができる。

2 協定書第 2 条第 4 項に規定する緊急やむを得ない事情とは、福岡市災害対策本部が設置されていない段階で薬剤師等を派遣する必要があった場合をいう。

（医療救護活動の報告）

第 3 条 乙は協定書第 2 条の規定により薬剤師等を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに「医療救護活動報告書」（様式第 3 号）「派遣薬剤師等名簿」（様式第 4 号）及び「医薬品等供給報告書」（様式第 5 号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第 4 条 乙は、協定書第 2 条の規定に基づく医療救護活動において、薬剤師等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第 6 号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第 5 条 協定書第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する薬剤師等の医療救護活動に係る費用については、乙が取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第 7 号）により甲に請求するものとする。

2 協定書第 9 条第 3 号に規定する扶助費については、乙が支給を受けようとする者から提出される「扶助費支給請求書」（様式第 8 号）を取りまとめ、甲に申請するものとする。

（費用弁償等の額）

第 6 条 協定書第 9 条第 1 号に規定する費用弁償の額は、原則として災害対策基本法に定める額とする。

2 協定書第 9 条第 2 号に規定する費用弁償の額は、供給した医薬品等に係る実費相当額とする。

3 協定書第 9 条第 3 号に規定する扶助費の支給については、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

（支払）

第 7 条 甲は、前 2 条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに費用弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり，合意の成立を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その1通を所持するものとする。

平成25年12月24日

甲 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

乙 一般社団法人 福岡市薬剤師会
代表者 会長 瀬尾 隆

災害時の被災動物の救護活動に関する協定書(福岡市獣医師会)

福岡市(以下「甲」という。)と一般社団法人福岡市獣医師会(以下「乙」という。)は、福岡市において、風水害及び震災等の災害が発生した場合、避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物(以下「被災動物」という。)の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 福岡市内において災害の発生した場合に、甲乙協力して被災動物の救護活動(以下「協力活動」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(協力活動の要請)

第2条 甲は、前条の規定に基づく協力活動を実施するうえで必要があると認めるときは、乙に対して協力の要請を行うものとする。

(対象動物)

第3条 協力活動の対象となる被災動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない被災動物を協力活動の対象とする場合は甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

(協力活動)

第4条 乙は、やむを得ない事由のない限り、可能な範囲において、以下の協力活動を行うものとする。

- (1) 甲の確保した動物救護施設又は、乙の会員の保有する施設での被災動物の治療
- (2) 飼い主不明の被災動物の一時的な保護収容と当該動物の情報提供
- (3) 被災動物の健康診断等、動物救護活動に必要な措置
- (4) その他、甲あるいは乙が必要と認める措置

(連絡責任者)

第5条 この協力活動に係る連絡調整についての責任者は、甲においては福岡市保健福祉局生活衛生部長、乙においては一般社団法人福岡市獣医師会会長とし、両者は責任をもって連絡調整するものとする。

(連絡窓口)

第6条 協力活動に関する連絡調整の窓口は、甲においては福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課とし、乙においては一般社団法人福岡市獣医師会事務局とする。

(活動協力の停止)

第7条 乙は、協力活動が極めて困難又は不可能と認められる場合に、甲と協議して協力活動を停止することができる。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡、負傷又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は、本協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両名記入押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年8月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区赤坂1丁目4番29号
一般社団法人 福岡市獣医師会
会長 東田 周三

災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）の活用に関する協定書

学校法人都築学園第一薬科大学（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市薬剤師会（以下「乙」という。）及び、福岡市（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が取得する災害対策医薬品供給車両（以下「モバイルファーマシー」という。）について、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）が連携して有効に活用することにより、災害時の円滑な医薬品の供給等に資すること及び防災に係る啓発等を実施することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 三者は、第1条に定める目的を達成するため、モバイルファーマシーを活用した以下の事項について、連携し、協力する。

- （1）福岡市における災害発生時の医薬品の円滑な供給に関すること。
- （2）福岡市外の自治体等に対する医薬品の円滑な供給を目的とした支援に関すること。
- （3）防災に係る啓発等に関すること。
- （4）その他三者で連携・協力が必要と認められる事項に関すること。

2 具体的な内容及び実施方法等については、三者で協議の上、別途書面により定める。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、三者のいずれからも改定の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、三者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、署名の上各自1通を保有するものとする。

平成30年12月3日

学校法人都築学園
第一薬科大学学長 都築 仁子

一般社団法人
福岡市薬剤師会会長 田中 泰三

福岡市長 高島 宗一郎

大規模災害時の避難所における人的支援協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市鍼灸師会（以下「乙」という。）は、福岡市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の避難所における乙の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が支援活動を行うにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、避難生活が長期に渡ると予見された場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援活動を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、様式第1号に定める書面により乙に協力要請をするものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により口頭で要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援活動の内容及び提供者）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が実施する支援活動は次のとおりとする。

- (1) 避難所における避難者に対する鍼灸・マッサージ施術
- (2) 避難所における避難者に対するエコノミークラス症候群等の予防指導
- (3) 避難所において活動する他の医療関係チームとの連絡調整

2 乙が派遣する前項に規定する支援活動の提供者は、法の規定に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の免許を有するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第3条第1項に基づく支援活動を行ったときは、様式第2号に定める書面により甲に報告を行うものとする。

（施術費等）

第5条 第3条第1項の支援活動は無料とし、被災者及び甲は負担を負わないものとする。ただし、施術で必要となる衛生材料（鍼、テープ等）の実費については、甲が負担するものとする。

（損害補償保険への加入）

第6条 乙は、第3条第1項の支援活動を実施するにあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害賠償に対応したボランティア保険に加入するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和3年6月23日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長

乙 福岡市博多区博多駅前四丁目5番12号
一般社団法人 福岡市鍼灸師会
会長

19大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

- 5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
- 3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この覚書は、平成25年3月31日から適用する。
(18大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止)
- 2 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書（平成22年3月31日締結）は、廃止する。
この覚書の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定

公益社団法人 日本水道協会 九州地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、この協定を締結する。

第1章 総 則

（相互応援の考え方）

第1条 相互応援の一般事項（応援要請、応援本部の設置、費用負担等）、平常時の相互応援の準備、災害時における応急活動等については、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の「地震等緊急時対応の手引き」に基づく相互応援を基本とする。

（用語）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

第2章 平常時の取組み

（地方支部長の役割）

第3条 日本水道協会九州地方支部長（以下「地方支部長」という。）は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部長、佐賀県支部長、長崎県支部長、熊本県支部長、大分県支部長、宮崎県支部長、鹿児島県支部長及び沖縄県支部長（以下「県支部長」という。）との情報交換及び連絡調整を行う。

（県支部長の役割）

第4条 県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、宮崎県支部、鹿児島県支部及び沖縄県支部（以下「県支部」という。）の各県支部内の日本水道協会の会員（以下「会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第5条 地方支部長及び県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第6条 県支部長は、連絡担当部課等に関する情報を、毎年6月末日までに様式1により、地方支部長に報告する。

2 地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。

- 3 県支部長は、第1項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

(物資等に関する情報の交換)

第7条 地方支部長及び県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、各自の防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 県支部長は、前項の規定による調査の結果を、次の各号に掲げる項目ごとに、毎年6月末日までに当該各号に掲げる様式により、地方支部長に報告する。

- (1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2
- (2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

- 3 地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。

- 4 県支部長は、第2項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

(物資の相互補完体制)

第8条 地方支部長及び県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に補完できる体制の確立に努める。

(調達可能な物資の調査)

第9条 地方支部長及び県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

(物資の規格の統一等)

第10条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化及び備蓄に努める。

(施設管理等に関する情報の交換)

第11条 地方支部長及び県支部長は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、各自の防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 県支部長は、会員の水道事業に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を把握するよう努める。

- 3 前2項の規定により交換又は把握すべき情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)
- (2) 応急給水予定場所を表示した図面
- (3) 使用資機材の規格
- (4) その他必要な図書

(応急対策マニュアル等の把握)

第12条 県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、会員の地域防災計画(法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。)に基づく応急対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第3章 災害発生時の取組み

(災害発生時における応援活動体制等)

第13条 災害発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表1のとおり定める。

(地方支部長の役割)

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する県支部長（以下「被災県支部長」という。）と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地方支部内会員の被災状況の把握
- (2) 災害の状況及び応援要請に関する県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(被災県支部長の役割)

第15条 被災県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県支部内会員の被災状況の把握
- (2) 災害の状況及び応援要請に関する地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) その他災害発生時において必要な業務

(応援幹事支部長の指定及び役割)

第16条 災害発生時において地方支部長又は被災県支部長の業務に支障をきたす場合に、地方支部長又は被災県支部長を補佐する応援幹事支部長を、別表2のとおり定める。

2 応援幹事支部長は、地方支部長と連携し、必要に応じて、前2条に掲げる業務を補佐する。

(連絡担当部課等間の情報交換)

第17条 地方支部長及び県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(被害状況の早期把握)

第18条 被災県支部長は、災害の発生後、直ちに会員の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に報告する。

(応援要請の実施)

第19条 被災県支部長は、災害を受けた会員から応援要請があり、当該県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の県支部への応援

要請を行うことができる。

- 2 被災県支部長が災害を受け、前項の規定による被災県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請を代行することができる。
- 3 前2項の規定による応援要請を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする応援活動の内容
 - (3) 必要とする物資の品目及び数量
 - (4) 必要とする応援要員
 - (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
 - (6) 応援活動の期間
 - (7) その他応援活動に必要な事項
- 4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

- 第20条 前条の規定による応援要請を受けた地方支部長は、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、他の県支部長に対して応援要請を行う。
- 2 前項の規定により応援要請を受けた県支部長は、できる限りこれに応じ、救援に努める。
 - 3 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請を行う。

(応援本部の設置)

- 第21条 地方支部長及び被災県支部長は、災害を受けた会員の市町村(以下「被災市町村」という。)に法第23条の2の規定による災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。
- 2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
 - (2) 国、県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
 - (3) 応援受入体制の支援
 - (4) その他応援活動に必要な業務
 - 3 地方支部長及び被災県支部長は協議のうえ、前項各号に掲げる業務の総括を行う者を決定する。
 - 4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、被災市町村の依頼に基づき地方支部長、被災県支部長又は応援幹事支部長等は、応援本部員を派遣し、円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

- 第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部

は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

- 2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第4章 補 則

(協議)

- 第23条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成30年11月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年11月1日

日本水道協会九州地方支部長

福岡市長 高島 宗一郎

日本水道協会福岡県支部長

北九州市長 北橋 健治

日本水道協会佐賀県支部長

佐賀市長 秀島 敏行

日本水道協会長崎県支部長

長崎市長 田上 富久

日本水道協会熊本県支部長

熊本市長 大西 一史

日本水道協会大分県支部長

大分市長 佐藤 樹一郎

日本水道協会宮崎県支部長

宮崎市長 戸敷 正

日本水道協会鹿児島県支部長

鹿児島市長 森 博幸

日本水道協会沖縄県支部長

那覇市長 城間 幹子

別表 1（第 13 条関係）

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度 5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度 5（強）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度 6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。
注) 地震発生時以外においては、気象庁による特別警報、被害発生状況などの情報を基に、上記に準じた体制を整える。		

別表 2（第 16 条関係）

災害を受けた県支部長等	応援幹事支部長	
	第 1 順位	第 2 順位
九州地方支部長	福岡県支部長	大分県支部長
福岡県支部長	九州地方支部長	熊本県支部長
佐賀県支部長	長崎県支部長	熊本県支部長
長崎県支部長	佐賀県支部長	九州地方支部長
熊本県支部長	九州地方支部長	福岡県支部長
大分県支部長	福岡県支部長	九州地方支部長
宮崎県支部長	大分県支部長	九州地方支部長
鹿児島県支部長	熊本県支部長	佐賀県支部長
沖縄県支部長	鹿児島県支部長	宮崎県支部長
注) 第 1 順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第 2 順位の応援幹事支部長が第 1 順位の応援幹事支部長に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。		

福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生により、福岡都市圏住民への水道水の供給が困難になった場合又は困難になると予測される場合において、福岡都市圏の水道事業者、水道用水供給事業者が相互応援を円滑に実施することを目的とする。

(事業者)

第2条 この協定における相互応援を実施する事業者は、福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、前原市、二丈町、志摩町及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団、山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）とする。

(連絡会)

第3条 この協定に係る災害等対策に関する情報交換、必要な事項の連絡調整等を行うため、水道事業者等で構成する福岡都市圏水道災害対策連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

- 2 連絡会の運営については、別に定める。
- 3 連絡会の事務局は、福岡市に置く。

(応援内容)

第4条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供
- (4) 応援送水
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請等)

第5条 応援を受けようとする水道事業者等は、応援要請書（様式第1号）により、連絡会に要請する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。この場合において、口頭による要請後速やかに応援要請書を連絡会に提出しなければならない。
- 3 前2項の応援要請を受けた場合、連絡会は、その他の水道事業者等へ連絡し、応援ができる水道事業者等（以下「応援事業者」という。）の調整を行い、応援事業者及び応援の内容を応援を受ける水道事業者等（以下「受援事業者」という。）に応援要請回答書（様式第2号）により連絡する。
- 4 受援事業者は、連絡会からの連絡に基づき応援事業者と協議した上で内容を決定する。
- 5 受援事業者は、応援を受けた場合、その結果を連絡会に報告する。また、災害等と応援の規模等から判断して、必要な場合には、国、県等関係機関に報告する。
- 6 受援事業者が緊急を要し、やむを得ず連絡会を通じることなく個別に応援事業者と応援の内容を協議する場合には、速やかにその結果を連絡会に報告する。

(応援事業者の責務)

第6条 応援事業者の職員等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行する。

- 2 応援事業者の職員等は、受援事業者の指示に従い作業に従事する。
- 3 応援事業者の職員等は、応援事業者名を表示する腕章その他の標識を付け、その身分を明らかにする。

(受援事業者の責務)

第7条 受援事業者は、応援事業者の職員等の宿舍のあつせんその他の必要な便宜を供与する。ただし、災害等の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 受援事業者は、資機材等の応援を受ける場合、保管場所等を確保し、これらを管理する。ただし、災害等の状況によりやむを得ない場合は、応援事業者が行う。

(費用等の負担)

第8条 受援事業者は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる費用について負担するものとする。

(1) 応援の実施に要する費用（第4条第4号の応援送水における費用は相当する実費を基本とし、応援事業者と受援事業者が協議し個別に定める。）

(2) 応援事業者の職員の派遣に要する費用のうち、給料及び時間外勤務手当以外の手当を除いたもの

(3) 応援事業者の職員が応援の実施により、負傷し、又は疾病にかかった場合に、受援事業者において応急治療するときの治療費

2 応援事業者の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援の実施中に生じたものについては、受援事業者が賠償の責を負うものとする。ただし、応援地域への移動中に生じたものについては、この限りでない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(協定の効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結の日から生じる。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、協定者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

災害時等における水道の応急対策に関する協定書(福岡市管工事協同組合)

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害時及び寒波等の異常気象時（以下「災害時等」という。）における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害時等における水道の断水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害の発生状況により、応急対策に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し、応急対策への協力を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 前条に定める要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員及び資機材等その他必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

(体制の確立)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に応急対策時の組織・動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

(指揮)

第5条 応急対策に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策を実施した場合に要する経費は、寒波等の異常気象時における宅地内給水装置の復旧等所有者の負担に帰すべき経費を除いて、甲の定める基準により甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応急対策に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災補償)

第7条 応急対策において、乙の組合員及びその従業員（以下「応援事業者」という。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第8条 応急対策により、応援事業者が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(他都市への応援)

第10条 他都市に災害が発生した場合において、他都市へ応援するときは、甲乙協議のうえこの協定とは別に定めるところにより実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年1月4日

甲 福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号
福岡市
福岡市水道事業管理者 尾原 光信

乙 福岡市中央区平和3丁目20番10号
福岡市管工事協同組合
理事長 藤 成徳

運 営 要 領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における水道の応急対策に関する協定書第3条第3項の規定に基づき、運営について下記の事項を定める。

（要請の手順）

- 1 甲は、乙に対し、協力を要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い要請等を行う。

（防災活動実施体制等）

- 2 乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制及び動員体制並びに緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。
- 4 乙は、予め甲と協議の上、年度当初に当該年度の防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（活動報告）

- 5 乙は活動終了後速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。
 - (1) 実施した活動内容
 - (2) その他必要な事項

災害時等における水道の応急対策に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡水道協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害時及び寒波等の異常気象時（以下「災害時等」という。）における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害時等における水道の断水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生状況により、応急対策に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し、応急対策への協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 前条に定める要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員及び資機材等その他必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

（体制の確立）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に応急対策時の組織・動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

（指 揮）

第5条 応急対策に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策を実施した場合に要する経費は、寒波等の異常気象時における宅地内給水装置の復旧等所有者の負担に帰すべき経費を除いて、甲の定める基準により甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応急対策に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災補償)

第7条 応急対策において、乙の組合員及びその従業員（以下「応援事業者」という。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第8条 応急対策により、応援事業者が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(他都市への応援)

第10条 他都市に災害が発生した場合において、他都市へ応援するときは、甲乙協議のうえこの協定とは別に定めるところにより実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年 3月 1日

甲 福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号
福岡市
福岡市水道事業管理者 清森 俊彦

乙 福岡市東区多の津4丁目18番16号
福岡水道協同組合
代表理事 築山 邦弘

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡水道協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における水道の応急対策に関する協定書第3条第3項の規定に基づき、運営について下記の事項を定める。

（要請の手順）

- 1 甲は、乙に対し、協力を要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い要請等を行う。

（防災活動実施体制等）

- 2 乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制及び動員体制並びに緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。
- 4 乙は、予め甲と協議の上、年度当初に当該年度の防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（活動報告）

- 5 乙は活動終了後速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。
 - (1)実施した活動内容
 - (2)その他必要な事項

（応急活動を行う他団体との連絡調整）

- 6 乙は、甲から協力要請があった場合には、甲が別途災害時等における水道の応急対策に関する協定を締結している福岡市管工事協同組合（以下、「他団体」という。）と連絡調整を行い、甲及び他団体と一致協力して応急活動を行うものとする。

災害時における復旧支援に関する協定

福岡市水道局（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害時（以下「災害時」という。）において被災した甲の所管する水道施設の調査及び設計業務等の復旧支援（以下「復旧支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害時における水道施設の早期復旧に資することを目的として、甲の要請により実施する復旧支援に関する基本的事項を定めるものとする。

（支援の要請）

- 第2条 甲は、災害時の発生状況により、乙の支援が必要であると認めたときは、乙に対し、復旧支援を要請することができる。
- 2 乙は、復旧支援の内容について、甲と調整及び確認を行うものとする。
 - 3 乙は、第1項に基づき、甲から要請を受けた場合は、速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）から派遣可能な会員を甲へ通知するものとする。
 - 4 甲は、前項により通知された会員の中から選定し、文書により支援を要請する。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
 - 5 支援要請を受けた会員（以下「業務実施者」という。）は、速やかに甲の支援要請により復旧支援を実施するものとする。

（体制の確立）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に会員名及び連絡先を甲に通知するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づき、業務実施者が復旧支援に要した経費は、甲の定める基準により甲が業務実施者に負担するものとする。

(労務災害)

第5条 復旧支援において、業務実施者の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、業務実施者の労災保険により補償するものとする。

(損害補償)

第6条 復旧支援により、業務実施者が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて、業務実施者が負担するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号
福岡市
福岡市水道事業管理者 清森 俊彦

乙 北九州市八幡東区西本町二丁目5番5号
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会九州支部
支部長 松尾 禎泰

災害時における応急措置等の協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と財団法人福岡市水道サービス公社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、渇水その他の災害（以下「災害」という。）時における応急措置等の対応について、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等を施行することが困難であるときは、乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して、これに協力するものとする。

（要請手続）

第2条 前条に定める要請は、災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び資機材等を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに人員及び資機材等を出動させ、甲の行う応急措置等に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が、この協定に基づく応急措置等のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

2 乙の職員が、この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

（協 議）

第5条 この協定について疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議の上、決定する。

（協 議）

第6条 他都市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市へ応援するときは、この協定の例により甲・乙協議の上、実施する。

（適用日）

第7条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号

福岡市

福岡市水道事業管理者 藤 井 利 治

乙 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号

財団法人福岡市水道サービス公社

理 事 長 松 藤 良 佑

災害時等における応急措置等の協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、渇水、寒波その他の災害（以下「災害」という。）、及び水道施設の重大な事故（以下「事故」という。）時における応急措置等の業務について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、甲が管轄する区域内で災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等の業務を行うことが困難であるときは、乙に対し、その協力を要請することができる。
- 2 甲は、甲が主催または後援する防災訓練等において、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その協力を要請することができる。
- 3 甲は、他都市で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市の応急措置等の業務を応援しようとするときは、乙と協議のうえ、その協力を要請することができる。

（要請の手続）

第2条 前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力を要請することができるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請の目的
- (2) 災害・事故の状況
- (3) 必要とする人員
- (4) 応急措置等の業務の場所
- (5) 応急措置等の業務の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに人員及び資機材等を出動させ、甲が行う応急措置等の業務に協力するものとする。
- 2 乙は、第1条第2項及び第3項の規定による協力の要請を受けたときは、甲の指定する期限までに人員及び資機材を整え、甲の要請に応じるものとする。

（業務の内容）

- 第4条 乙が行う応急措置等の業務の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、甲が必要と認めるものとする。
- (1) 広報
 - (2) 電話対応
 - (3) 応急給水
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

(費用の負担)

第5条 乙が、この協定に基づく応急措置等の業務のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

(労災補償)

第6条 乙の協力要員が、この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害・事故情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(状況の把握)

第8条 乙は、常時、この協定に基づく応急措置等の業務に従事できる人員及び資機材等の状況の把握に努めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合には、その都度甲及び乙が協議してこれを定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

この協定が有効に成立した証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号
福岡市
福岡市水道事業管理者 清森 俊彦

乙 東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社
代表取締役社長 宮崎 勝己

災害時等における応急措置等の協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と九州アクアサービス共同企業体（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、濁水、寒波その他の災害（以下「災害」という。）及び水道施設の重大な事故（以下「事故」という。）時における応急措置等の業務について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、甲が管轄する区域内で災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等の業務を行うことが困難であるときは、乙に対し、その協力を要請することができる。
- 2 甲は、甲が主催または後援する防災訓練等において、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その協力を要請することができる。
- 3 甲は、他都市で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市の応急措置等の業務を応援しようとするときは、乙と協議のうえ、その協力を要請することができる。

（要請の手続）

第2条 前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力を要請することができるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請の目的
- (2) 災害・事故の状況
- (3) 必要とする人員
- (4) 応急措置等の業務の場所
- (5) 応急措置等の業務の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに人員及び資機材等を出動させ、甲が行う応急措置等の業務に協力するものとする。
- 2 乙は、第1条第2項及び第3項の規定による協力の要請を受けたときは、甲の指定する期限までに人員及び資機材を整え、甲の要請に応じるものとする。

（業務の内容）

- 第4条 乙が行う応急措置等の業務の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、甲が必要と認めるものとする。
- (1) 広報
 - (2) 電話対応
 - (3) 応急給水
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

(費用の負担)

第5条 乙が、この協定に基づく応急措置等の業務のために要した経費については、甲が乙へ委託する「福岡市水道料金等検針・徴収業務（東部ブロック）委託」の業務範囲内で実施する前条第1号及び第2号に関するものを除き、原則として甲が負担するものとする。

(労災補償)

第6条 乙の協力要員が、この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害・事故情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(状況の把握)

第8条 乙は、常時、この協定に基づく応急措置等の業務に従事できる人員及び資機材等の状況の把握に努めるものとする。

(協 議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合には、その都度甲及び乙が協議してこれを定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

この協定が有効に成立した証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年2月7日

甲 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号
福岡市
福岡市水道事業管理者 清森 俊彦

乙 福岡市南区横手一丁目12番48号
九州アクアサービス共同企業体
代表者 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社九州支店 支店長 中村 利昭

災害時等における応急措置等の協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とみらい水道サービス共同企業体（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、湯水、寒波その他の災害（以下「災害」という。）、及び水道施設の重大な事故（以下「事故」という。）時における応急措置等の業務について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、甲が管轄する区域内で災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等の業務を行うことが困難であるときは、乙に対し、その協力を要請することができる。
- 2 甲は、甲が主催または後援する防災訓練等において、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その協力を要請することができる。
- 3 甲は、他都市で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市の応急措置等の業務を応援しようとするときは、乙と協議のうえ、その協力を要請することができる。

（要請の手続）

第2条 前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力を要請することができるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請の目的
- (2) 災害・事故の状況
- (3) 必要とする人員
- (4) 応急措置等の業務の場所
- (5) 応急措置等の業務の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに人員及び資機材等を出勤させ、甲が行う応急措置等の業務に協力するものとする。
- 2 乙は、第1条第2項及び第3項の規定による協力の要請を受けたときは、甲の指定する期限までに人員及び資機材を整え、甲の要請に応じるものとする。

（業務の内容）

- 第4条 乙が行う応急措置等の業務の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、甲が必要と認めるものとする。
- (1) 広報
 - (2) 電話対応
 - (3) 応急給水
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

(費用の負担)

第5条 乙が、この協定に基づく応急措置等の業務のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

(労災補償)

第6条 乙の協力要員が、この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害・事故情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(状況の把握)

第8条 乙は、常時、この協定に基づく応急措置等の業務に従事できる人員及び資機材等の状況の把握に努めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合には、その都度甲及び乙が協議してこれを定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

この協定が有効に成立した証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

甲 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号
福岡市
福岡市水道事業管理者

乙 福岡市博多区博多駅前一丁目4番1号
みらい水道サービス共同企業体
代表理事 安田 進

一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書

(目的)

第1条 この協定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、古賀市及び粕屋郡各町間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行なうことを目的とする。

(関係市町)

第2条 相互協力を行なう市町（各市町が設立した一般廃棄物の処理等に関する一部事務組合を含む。以下「市町等」という。）は、次のとおりとする。

※協定締結市町村等と同様

(対象とする災害)

第3条 この協定書において相互協力の対象とする災害等とは、概ね次のものをいう。

- (1) 地震、風水害等により市町村の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき
- (2) 処理施設の事故等緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

(協力要請の方法)

第4条 災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して、協力要請するものとする。

- 2 協力要請を受けた市町等は、協力要請をした市町等に対し、誠意をもって検討し、早急に回答を行なうものとする。
- 3 協力期間及び協力実施に必要な事項については、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 協力要請を受けた市町等において処理に要した経費は、原則として協力要請をした市町等が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経費の負担については、当該市町等において協議のうえ決定することを妨げない。
- 3 経費の負担について疑義を生じた場合は、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第6条 この協定の改廃は、協定を締結した市町等の長の協議により行なうものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めがない事項については、市町等において別途協議し、決定するものとする。

上記のことを確認するため本書 通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

平成12年12月25日

福岡市長，古賀市長，宇美町長，篠栗町長，志免町長，須恵町長，新宮町長
久山町長，粕屋町長

平成13年6月27日

福岡市長，前原市長，二丈町長，志摩町長，糸島地区消防厚生施設組合長

平成14年7月1日

福岡市長，春日市長，大野城市長，筑紫野市長，太宰府市長，那珂川町長
春日大野城衛生施設組合長，大野城大宰府環境施設組合長，両筑衛生施設組合長
筑紫野・小郡・基山清掃施設組合長

平成15年10月30日

福岡市長，宗像市長，福岡町長，津屋崎町長，大島村長

一般廃棄物の処理に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市（以下「甲」という。）と福岡都市圏南部環境事業組合（以下「乙」という。）の協力及び連携についての必要な事項を定め、一般廃棄物（可燃ごみに限る。以下同じ。）の円滑な処理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定書において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自己搬入 一般廃棄物の排出者等が、一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に自ら搬入することをいう。

(2) 自己搬入事前受付 甲及び乙の所管する処理施設に排出者等が自己搬入する際に、甲乙の条例、規則に基づきあらかじめ行う申出の受付をいう。

(一般廃棄物処理の相互協力)

第3条 甲及び乙は、次の事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となった場合、相互に協力を行うものとする。

(1) 地震、風水害等により甲又は乙の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

(2) 処理施設の事故等緊急、かつやむを得ない事由により、一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

2 甲及び乙は、前項の規定により一般廃棄物の適正な処理が困難となった場合、協力が必要な事項を明示して相手方に要請するものとする。

3 甲及び乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、誠意をもって検討し、早急に回答を行うものとする。

4 協力の期間及び実施に必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

5 第2項の規定による要請に基づき実施した一般廃棄物の処理に要する経費については、原則として要請を行ったものが負担する。

(自己搬入一般廃棄物の受付)

第4条 甲及び乙の条例に基づく自己搬入事前受付の業務については、甲が一括して実施する。

2 乙の自己搬入事前受付に係る費用については、乙が甲に支払う。

(甲の指定する車両に関するデータの提供)

第5条 甲の一般廃棄物を乙が所管する処理施設に搬入する車両（前条の規定により搬入するものを除く）については、甲が一般廃棄物処理実施計画に基づき委託、許可又は甲自ら収集運搬する車両の中から指定する。

2 甲は、甲及び乙が所管する処理施設を含めた収集運搬車両のデータを一元管理するために、甲が所有する、電算システムを乙のシステムに接続する。

3 前項に要する費用については原則として甲が負担するものとする。

(定めのない事項等)

第6条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議し、決定するものとする。

付則

この協定は、平成27年12月1日から効力を生じる。

上記のことを確認するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年9月30日

福岡市長，福岡都市圏南部環境事業組合管理者

九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定

北九州市、福岡市及び熊本市（以下「九州3指定都市」という。）は、いずれかの市域において大規模な災害が発生した場合に、被害を受けていない都市（以下「支援市」という。）が自主的な支援により相互に協力し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）で生じた廃棄物（発災後に生じる生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。以下「災害廃棄物」という。）の処理における初動対応を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

なお、本協定は「21大都市災害時相互応援に関する協定」及び「九州九都市災害時相互応援に関する協定」等を補完するものである。

（支援職員の派遣）

第1条 九州3指定都市のいずれかの市域で大規模な災害が発生した場合、支援市は廃棄物の処理に関して知見を有する職員による支援チーム（以下「即応班」という。）を編成し、自主的に被災市に派遣できることとする。

（即応班の派遣の連絡及び準備）

第2条 支援市は、即応班を派遣するときは、第5条に定める担当部局を通じて被災市及び他の支援市に連絡する。

2 即応班が派遣時に携行する物資及び装備品の調達、宿泊場所の確保その他必要な準備は、原則として、当該即応班を派遣する支援市において行う。

（即応班による支援の実施）

第3条 即応班は、被災市及び他の支援市と連携し、次の各号に掲げる支援のうち必要なものを実施する。

- (1) 被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な範囲での被災状況の把握
- (2) 被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な支援の検討及び実施
- (3) 国、被災市が属する県等への災害廃棄物の処理に係る報告及び連絡
- (4) 国、地方公共団体、企業、団体等への災害廃棄物の処理における支援の要請及び支援に係る連絡・調整
- (5) 被災市の災害対策本部等との連絡・調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理における初動対応として被災市が特に要請した事項

2 即応班は、支援の実施に伴って得た情報及び実施した支援の内容を被災市及び他の支援市に逐次報告する。

3 即応班による支援は、国、地方公共団体、企業、団体等による広域的な支援へ移行するまでの間実施することとし、即応班による支援の終期は、被災市及び支援市が協議して決定する。

(被災市における受援体制)

第4条 被災市は、第2条第1項に定める連絡があった場合、即応班が支援を実施するために必要な執務環境の整備に努めるものとする。

(連絡体制等)

第5条 九州3指定都市は、この協定に基づく支援が迅速かつ円滑に行われるよう、各都市で担当部局を定め、次の各号に掲げる事項を共同して実施するものとする。

- (1) 大規模な災害の発生時においても確実に連絡を取るための緊急的な連絡先の情報共有
- (2) 災害廃棄物処理計画その他参考となる資料の共有
- (3) 災害廃棄物の処理に関する研修、演習等による人材育成

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州3指定都市が協議して定める。

第7条 この協定を証するため、本協定書3通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月1日

北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市

北九州市長 北橋 健治

福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市

熊本市長 大西 一史

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と福岡市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び福岡市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び福岡市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び福岡市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び福岡市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び福岡市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び福岡市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月25日

茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院長
稲葉 和雄

福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長
高島 宗一郎

防災活動に関する基本協定書(福岡防災機構)

(民間住宅及びその敷地)

福岡市(以下「甲」という。)及び一般社団法人福岡防災機構(以下「乙」という。)は、甲乙間について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を地震及び風水害(以下「災害」という。)から保護するため、災害発生時又は災害発生のおそれがあるとき(以下「災害時」という。)における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

(防災活動)

第 2 条 本協定において防災活動とは、市域内の民間住宅及びその敷地(以下「民間住宅」という。)を対象とし、市民からの協力要請に基づき、被災したまたは被災の恐れのある場合に応急処置を行うことを指す。

(協定の周知)

第 3 条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する社員及び会員(以下

「会員」という。)の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底するとともに、会員は災害時における円滑な防災活動体制の確保に努めなければならない。

(協定団体の紹介など)

第 4 条 甲は、災害時において市民より防災活動に関する相談があった場合は、乙を紹介するものとする。

2 乙は、市民から防災活動の要請があった場合は、会員に派遣を指示し、会員は防災活動の要請を行った市民(以下「要請者」という。)との協議にあたるものとする。

(防災活動の実施)

第 5 条 災害現場においては、会員は、要請者と協議の上、災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

(乙の責務)

第 6 条 乙は、乙の組織内の協力体制を構築するとともに、第 4 条第 2 項に規定する要請があったときは、優先してその防災活動を実施するための措置をとるものとする。

2 乙及び会員は、要請者との協議にあたり、誠意と責任を持って行わなければならない。

3 甲は、本協定の防災活動における、乙及び会員と要請者との協議・争議には一切関与しない。

(費用の負担)

第 7 条 本協定に基づく防災活動に要する費用は乙が負担する。

(労災補償)

第 8 条 防災活動において、会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労災保険により補償するものとする。

(個人情報の保護)

第 9 条 甲、乙及び会員は、防災活動において知り得た個人情報等は、第三者に知らせてはならない。

(有効期限)

第 10 条 本協定の期間は、協定締結した日から 1 年間とする。

2 前項に規定する期間満了の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって、本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の 1 か月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が本協定の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、本協定を解除することがある。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

附 則

本協定は、平成26年 9月 1日から施行する。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 8月29日

甲

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙

福岡市中央区春吉三丁目15番15号

一般社団法人福岡防災機構
代表理事 松井 喜久治

運 営 要 領

民間住宅及びその敷地に関する防災協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡防災機構（以下「乙」という。）との間で平成26年8月29日に締結した「防災活動に関する基本協定書」（以下「協定」という。）第3条第2項に規定する運営要領について下記の事項を定める。

（災害時の手順）

1. 市民から乙に対し防災活動の要請を行った場合の手順について、予め甲と乙との間で事前に協議しこれを定め、この手順に従い防災活動を行う。

（防災活動計画）

2. 乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を整備し甲に提出する。
3. 乙は、円滑な防災活動の実施に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
4. 乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し甲に提出するとともに、年度末または甲の要請があった場合は、防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動を行う各団体の統括）

5. 乙は、甲が今後防災活動に関する協定を締結する各団体（以下「各団体」という。）を統括し、甲および各団体と一致協力して防災活動を行うものとする。

防災協定に基づく応急処置（民間住宅）

○応急処置の具体的内容（無償）

1. 水害時の処置（大雨・洪水警報発令時）

- ①大雨警報発令時の降雨による雨漏り箇所の応急処置を行う。
- ②土のうを積み上げ、家の中や敷地内に水が浸入してくるのを防ぐ。
- ③家屋内の泥やゴミ等の片付作業の手伝い。

2. 台風・突風時の処置（暴風警報発令時）

- ①屋根瓦や外壁がはがれた時、板材やブルーシートなどで覆う処置。
- ②風で飛ばされてきた大きな木々やゴミ等の片付作業の手伝い。

3. 地震時の処置

- ①地震で歪んだドアや窓枠の建付け調整をし、出入可能となるよう応急処置を行う。
- ②敷地内における電気、水道の仮設による応急処置を行う。
- ③倒れてしまった家具の移動等の手伝い。

○団体連絡先

一般社団法人 福岡防災機構

TEL : 092-724-5086 FAX : 092-724-5087

事務所：福岡市中央区春吉 3 丁目 15-15

E-mail : f-bousai@mocha.ocn.ne.jp

○防災用資機材保有数

名 称	数量	摘 要	名 称	数量	摘 要
ダンプトラック 4t	1		水中ポンプ	15	
ダンプトラック 3t	1		発電機	9	各地区3台
ダンプトラック 2t	4		仮設照明	118	
ダンプトラック 小型	1		ツルハシ	60	
7t ユニック	1		スコップ	75	各地区25丁
4t ユニック	2		ブルーシート	242	各地区80枚
軽トラック	44	各地区15台	トラロープ	925	
バックホウ 0.45m ³ 級以上	5		土のう	1,280	各地区400袋
バックホウ 0.1m ³ 以下	5		ベニヤ板	525	各地区175枚

防災活動に関する基本協定書（一般社団法人福岡市建設業協会）

（民間戸建住宅及びその敷地）

福岡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人福岡市建設業協会（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を地震及び風水害（以下「災害」という。）から保護するため、災害発生時又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（防災活動）

第2条 本協定において防災活動とは、市域内の民間戸建住宅及びその敷地（以下「民間戸建住宅」という。）を対象とし、市民からの協力要請に基づき、被災したまたは被災の恐れのある場合に応急処置を行うことを指す。

（協定の周知）

第3条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する社員及び会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底するとともに、会員は災害時における円滑な防災活動体制の確保に努めなければならない。

（協定団体の紹介など）

第4条 甲は、災害時において市民より防災活動に関する相談があった場合は、乙を紹介するものとする。

2 乙は、市民から防災活動の要請があった場合は、会員に派遣を指示し、会員は防災活動の要請を行った市民（以下「要請者」という。）との協議にあたるものとする。

(防災活動の実施)

第5条 災害現場においては、会員は、要請者と協議の上、災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

(乙の責務)

第6条 乙は、乙の組織内の協力体制を構築するとともに、第4条2項に規定する要請があったときは、優先してその防災活動を実施するための措置をとるものとする。

2 乙及び会員は、要請者との協議にあたり、誠意と責任を持って行わなければならない。

3 甲は、本協定の防災活動における、乙及び会員と要請者の協議・争議には一切関与しない。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づく防災活動に要する費用は乙が負担する。

(労災補償)

第8条 防災活動において、会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労災保険により補償するものとする。

(個人情報保護)

第9条 甲、乙及び会員は、防災活動において知り得た個人情報等は、第三者に知らせてはならない。

(有効期限)

第10条 本協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、引き続き同一条件をもって、本協定を締結するものとする。

3 甲、乙いずれかが本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1か月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が本協定の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、本協定を解除することがある。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

附 則

本協定は、令和元年10月11日から施行する。

上記のとおり、協定したことを証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月11日

甲

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙

福岡市博多区博多駅東3-14-18

一般社団法人福岡市建設業協会

会 長 岩 崎 成 敏

運 営 要 領

民間戸建住宅及びその敷地内に関する防災協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市建設業協会（以下「乙」という。）との間で令和元年10月11日に締結した「防災活動に関する基本協定書」（以下「協定」という。）第3条2項に規定する運営要領について下記の事項を定める。

（災害時の手順）

1. 市民から乙に対し防災活動の要請を行った場合の手順について、予め甲と乙との間で事前に協議しこれを定め、この手順に従い防災活動を行う。

（防災活動計画）

2. 乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を整備し甲に提出する。
3. 乙は、円滑な防災活動の実施に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
4. 乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し甲に提出するとともに、年度末または甲の要請があった場合は、防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動を行う各団体との協力）

5. 乙は、甲が防災活動に関する協定を締結する各団体と一致協力して防災活動を行うものとする。

防災活動に関する基本協定書（福岡市土木建設協力会）

福岡市（以下「甲」という。）及び社団法人福岡市土木建設協力会（以下「乙」という。）は、甲乙間について、次のとおり協定を締結し、昭和58年12月12日に締結した防災活動に関する基本協定書については、本協定書のとおり全部を改定する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生ずるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項、並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 1月 7日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区天神一丁目10番5号

社団法人 福岡市土木建設協力会
会長 岩本 滋 昌

当初 昭和58年12月12日

変更 平成22年 1月 7日

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡市土木建設協力会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置は含まないものとする。

（6）甲は、乙に対し、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者もしくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

（防災活動を行う各団体の統括）

（8）乙は、甲が別途防災活動に関する協定を締結している各土木関係団体（以下、「各団体」という。）を統括し、甲及び各団体と一致協力して防災活動を行うものとする。

防災活動に関する基本協定書（福岡市土木建設協同組合）

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡市土木建設協同組合（以下「乙」という。）は、甲乙間について、次のとおり協定を締結し、平成12年6月30日に締結した防災活動に関する基本協定書については、本協定書のとおり全部を改定する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する組合員（以下「組合員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全組合員に周知徹底し、乙の組合員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、組合員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の組合員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生ずるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の組合員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項、並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 1月 7日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市早良区西入部一丁目10番30号

福岡市土木建設協同組合
代表理事 田中 義啓

当初 平成12年 6月30日

変更 平成22年 1月 7日

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市土木建設協同組合（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置は含まないものとする。

（6）甲は、乙に対し、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者もしくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災活動に関する協定（福岡市西部土木建設協力会）

福岡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人福岡市西部土木建設協力会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生じるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 9月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市早良区西入部四丁目22番5号

一般社団法人 福岡市西部土木建設協力会
代表者 飯 笹 茂 幸

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市西部土木建設協力会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置として行うものは含まないものとする。

（6）甲は、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災活動に関する協定（福岡市舗装協会）

福岡市（以下「甲」という。）及び社団法人福岡市舗装協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生じるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 9月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区春吉三丁目21番21号

社団法人 福岡市舗装協会
代表者 田中 隆臣

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡市舗装協会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置として行うものは含まないものとする。

（6）甲は、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災用資材機材保有数

(1) (一社) 福岡市土木建設協力会

名 称	数量	摘 要	名 称	数量	摘 要
バックホウ 0.70m ³ 級	68	自社保有・リース	発電機	115	自社保有・リース
バックホウ 0.45m ³ 級	45	自社保有・リース	照明器材	87	自社保有・リース
バックホウ 0.20m ³ 級	86	自社保有・リース	ブルーシート	1,048	自社保有・その他
ダンプトラック 10t	127	自社保有・リース	土のう	25,856	自社保有・その他
ダンプトラック 4t	96	自社保有・リース	大型(1t) 土のう	1,650	自社保有
ダンプトラック 2t	83	自社保有・リース	バリケード	1,886	自社保有・その他
ユニック車	45	自社保有・リース	コーン	2,566	自社保有
水中ポンプ	128	自社保有・リース	トラロープ	6,691	自社保有
動力ポンプ	12	自社保有・リース	木杭	1,155	自社保有
トラクター・ショベル(ホイール式)	27	自社保有・リース			

(2) 福岡市土木建設協同組合

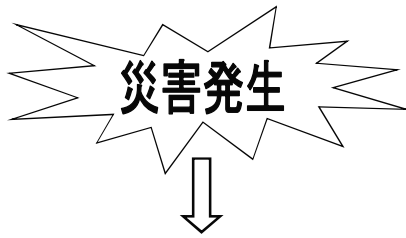
名 称	数量	摘 要	名 称	数量	摘 要
トラック	45	軽四輪含む	掛矢	25	
パワーショベル	36		発電機	5	
排水ポンプ	15		ツルハシ	30	
可動ミキサー	3		スコップ	150	
大型土のう	500		一輪車	40	
小型土のう	2,000				

(3) (一社) 福岡市西部土木建設協力会

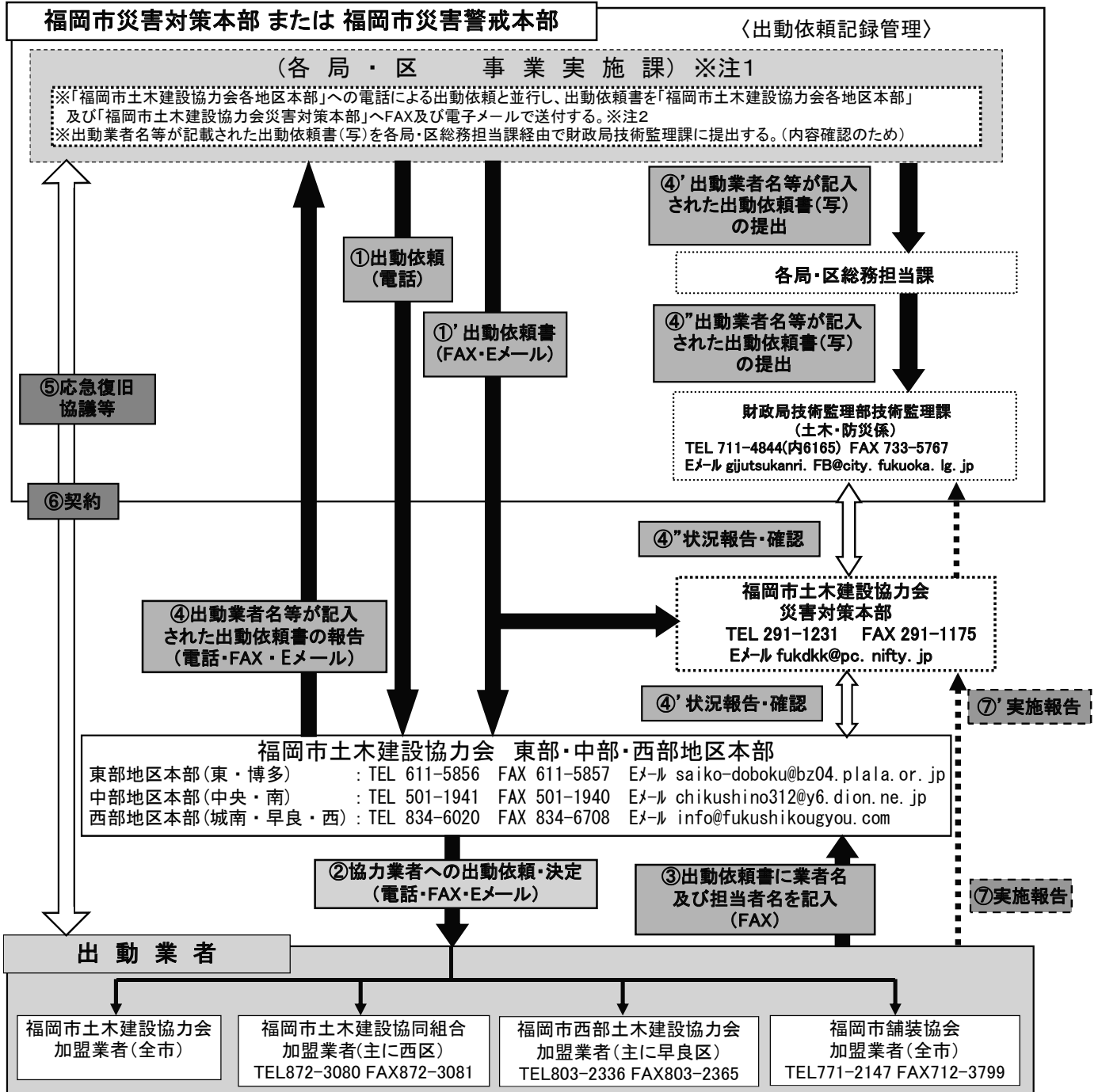
名 称	数量	摘 要	名 称	数量	摘 要
トラック		リース	ウインチ		リース
ブルドーザー		リース	締切用材料	600	大型土嚢100, 土嚢500
パワーショベル		リース	掛矢	5	
ショベルドーザー		リース	発電機		リース
排水ポンプ		リース	ツルハシ	10	
可動ミキサー		リース	スコップ	10	
拡声器	2				

(4) (一社) 福岡市舗装協会

名 称	数量	摘 要	名 称	数量	摘 要
ダンプトラック 4t	22		プレート	65	
ダンプトラック 3t	43		ランマー	37	
ダンプトラック 2t	26		コンプレッサー	2	
散水車	2		排水ポンプ	29	
4t ユニック	4		発電機	42	
3t ユニック	2		投光器	22	
Wキャブ	47		ハンディカッター	26	
軽トラック	31		電動ピックハンマー	55	
重機運搬車	3		チェンソー	3	
生コン車 4t	1		アスファルトカッター	25	
道路清掃車	0		ツルハシ	131	
バックホウ 0.20m ³ 級	24		スコップ	354	
バックホウ 0.10m ³ 級	41		バリケード	1,070	
タイヤショベル 0.40m ³ 級	2		セフティコーン	2,770	
タイヤショベル 0.60m ³ 級	1		コーンバー	2,210	
アスファルトフィニッシャー	5		土のう	6,600	
モーターグレーダー	5		木杭	770	
タイヤローラ	14		矢板	160	
マカダムローラ	7		ブルーシート	174	
コンバインドローラ	16		トラロープ	65	
手押し式振動ローラ	29		大型土嚢	264	



災害時における
出勤依頼フロー図



※注1 主な各局・各区災害担当連絡先

道路下水道局計画調整課	711-4519 (FAX733-5533)	東区維持管理課	645-1057 (FAX632-8999)
(公園地)住宅都市局総務課	711-4383 (FAX733-5590)	博多区維持管理課	419-1062 (FAX441-5603)
港湾空港局総務課	282-7104 (FAX282-7771)	中央区維持管理課	718-1084 (FAX718-1079)
水道局総務課	483-3104 (FAX482-1376)	南区維持管理課	559-5092 (FAX559-5096)
交通局総務課	732-4105 (FAX721-0754)	城南区維持管理課	833-4078 (FAX822-4095)
農林水産局総務課	711-4803 (FAX733-5583)	早良区維持管理課	833-4338 (FAX841-6687)
農林水産局農業施設課	733-5541 (FAX733-5583)	" 入部出張所	804-2455 (FAX804-2026)
農林水産局森林・林政課	711-4846 (FAX733-5583)	西区土木第1課	895-7047 (FAX882-2137)
教育委員会総務課	711-4605 (FAX711-4600)	西区土木第2課(西部)	806-0411 (FAX807-3080)
市民局防災・危機管理課	711-4058 (FAX733-5861)	消防局警防課	725-6551 (FAX791-2420)
		総務企画局人事課	711-4122 (FAX733-5559)
		(支援職員の動員依頼)	

災害時における出動依頼

(様式1)

【事業実施課記入欄】

出 動 依 頼 書

年 月 日
依頼番号

(あて先)
福岡市土木建設協力会 災害対策本部長 様 (TEL 291-1231) FAX 291-1175

(事業実施課)	No. _____	
局・区	部	課長
TEL	FAX	

(東 部 ・ 中 部 ・ 西 部 地 区 本 部)
(※○で囲むこと)

東部地区本部	TEL611-5856	FAX 611-5857	Eメール	saiko-doboku@bz04.plala.or.jp
中部地区本部	TEL501-1941	FAX 501-1940	Eメール	chikushino312@y6.dion.ne.jp
西部地区本部	TEL834-6020	FAX 834-6708	Eメール	info@fukushikougyou.com

防災活動に関する基本協定書に基づき、下記のとおり出動を願います。

- 場 所
福岡市 区 丁目 番地
場所が特定しやすい建物などの目印()
- 施設区分 (○で囲むこと)
河川・道路・下水道・公園・港湾・水道・農地・漁港・森林・ため池
名称()
- 被災状況 (現場状況を詳細に記入すること)
()
- 依頼内容 (○で囲むこと | 応急復旧に係る作業内容について具体的に提示すること)
土のう設置・崩土撤去・ブルーシート設置・倒木処理
その他 [補足情報] ()
- 連絡担当者
(事業実施課) 担当者名 _____ (携帯 - -)

【防災活動協力団体 記入欄】

防災協力団体 受付者 _____ 受付日時 ____月 ____日 ____時 ____分

福岡市より、上記の通り防災活動出動依頼を受けたので、出動願います。

出動業者名 _____
(電話番号 _____ - _____ FAX _____ - _____)

業者担当者名 _____ 携帯電話 _____ - _____

備 考

位置図（被災箇所 区 地内） ゼンリン地図 P

被災状況 断面図または写真

※写真がこの用紙に収まりきれない場合は別紙に貼り付けし添付すること。

災害時における復旧支援協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する下水道施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する下水道施設の機械・電気設備の緊急工事等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）

第3条 甲は、緊急工事等を円滑に実施するために、あらかじめ乙の会員と協議の上、別途協定を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2019年 3月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都中央区新川二丁目6番16号
一般社団法人 日本下水道施設業協会
会長 木股 昌俊

災害時における復旧支援協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設及び集落排水管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

なお、下水道管路施設については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定とする。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

- （1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- （2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の下水道管路施設の連絡窓口は、福岡市道路下水道局計画部下水道事業調整課、集落排水管路施設の連絡窓口は、福岡市農林水産局水産部漁港課、乙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部福岡県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等を確保して、甲から要請された支援業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した支援業務に係る費用は、甲の負担とする。ただし、第5条に要した費用は、乙の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な人員及び車輛等の機材等を甲に対して報告するものとする。

（訓練等への参加）

第5条 乙は、甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データ（以下「電子データ」という。）として、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったときは、支援業務を行う乙の会員（以下「支援協力者」という。）に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援協力者は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の情報伝達訓練等を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(労務災害)

第8条 復旧支援協力において、労務災害等が発生した場合は、支援協力者の労災保険を適用するものとする。

(損害補償)

第9条 復旧支援協力の実施に伴い、甲及び支援協力者の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合には、甲と乙は協議の上、その措置を決定するものとする。

(広域被災)

第10条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2019年 3月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健 司

災害時における復旧支援協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する下水道施設及び集落排水施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が管理する協定下水道施設の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、甲乙が協力して、被災した協定下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する協定下水道施設における被災箇所に対して、甲から要請された範囲を基本とする。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して復旧支援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、復旧支援内容について、甲と調整及び確認を行うものとする。

3 乙は、第1項に基づき、甲から要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）から派遣可能な会員を甲へ通知するものとする。

4 甲は、前項により通知された会員の中から選定し、書面により支援を要請する。ただし、甲が緊急を要すると判断したときは、電話等により支援を要請できるものとし、その場合は事後において書面を提出するものとする。

5 支援要請を受けた会員（以下「業務実施者」という。）は、速やかに甲の支援要請により復旧支援協力を実施するものとする。

（情報共有）

第4条 甲、乙は、連絡先を相互に確認し、連絡先に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

（経費負担）

第5条 この協定に基づき発生する経費の負担範囲については、甲と業務実施者が協議の上、甲と業務委託契約を締結し、甲がその経費を負担するものとする。ただし、前条第2項に要した費用は、乙の負担とする。

（労務災害）

第6条 復旧支援協力において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

(損害補償)

第7条 復旧支援協力の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合には、甲と業務実施者が協議の上、その措置を決定するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項については、甲と乙が協議して確認するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2019年 3月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 北九州市八幡東区西本町二丁目5番5号
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会九州支部
支部長 松尾 禎 泰

福岡市災害復旧に関する協定書

福岡市（以下「甲という」と九州電力送配電株式会社 福岡支社(以下「乙」という)は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲	乙	
福岡市役所 市民局 地域防災課	停電状況 (道路啓開)	九州電力送配電株式会社 福岡支社 企画業務部 企画管理グループ
TEL : 092-711-4156	停電状況等 (情報窓口)	TEL : 092-984-4447
FAX : 092-733-5861		FAX : 092-733-4391
Mail: chiikibousai.CAB @city.fukuoka.lg.jp		

3 職員派遣及び提供する情報

(1) 職員派遣

乙は、甲の管轄する域内で、災害が発生又は、発生のある恐れがある場合、乙の業務に支障がない範囲で、甲が設置する災害対策（警戒）本部へ、情報共有を目的とした職員を派遣することが出来るものとする。

(2) 提供する情報

甲および乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、下記事項について可能な範囲で情報を相互に提供するものとする。

	福岡市 → 九電送配	九電送配 → 福岡市
台風襲来前 その他被害が予想される時点	・道路状況(交通規制他)	・復旧要員の事前配置
台風通過後 その他災害発生後	・道路状況(崖崩れ、道路決壊等) ・家屋等被害状況(浸水、倒壊他) ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る範囲とする〕	・停電状況 ・被害状況 (倒木等による復旧支障箇所) ・復旧体制 ・復旧状況
復旧時	・道路状況 (通行止め及び道路啓開計画に関する情報)	・停電状況(適宜) ・被害状況 ・復旧見込み

(注) 情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う

	福岡市 → 九電送配	目的
平常時	公共の重要施設新設計画や企業誘致（工場や商業施設の建設）に関する情報等	送配電工事計画を検討する際に、工事規模が広範囲に亘るものやルート新設が必要な場合に、ハザードマップ等を考慮した災害未然防止や最小化を図るルート選定を検討するため
	土砂崩れや倒木等により配電線路に被害が生じる恐れのある情報等	早期復旧による停電事故の未然防止を図るため

4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を求めることができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を求めることができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を求めることができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を求めることができる。

5 道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

- ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的安全対策を施した上で処理する。
- ・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ仮置きする。仮置きした樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。

6 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

- ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

- ・災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広 報

(1) 平常時の広報

- ・災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

- ・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。
- ・切れた電線を触ることによる感電事故の防止
- ・電力設備の被害状況、停電状況、復旧見込み等

8 訓 練

- ・乙は、甲が主催する防災訓練について、甲から訓練への参加要請があった場合、乙の業務に支障がない範囲で、訓練への参加協力を行うものとする。

9 被害の未然防止

甲および乙は、災害時の道路被害及び停電等の発生を防止する為、平時からの事前対策について相互に協力するものとする。

10 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙が施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

11 協力の範囲

- ・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

12 協定の期間

- ・本協定の有効期間は、本協定締結日から1年とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、本協定を終了する旨の通知がなされない限り、本協定は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

13 その他

- ・この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この協定書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定書は自動継続するものとする。
- ・この協定書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 3年 6月30日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社 福岡支社
福岡支社長 吉水 清文

防災活動に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り、防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体、財産及び漁業者の生産活動を地震、津波、高潮、その他の自然災害及び水域を汚染する事故から保護するため、災害発生又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するもの。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底するものとし、会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（防災活動要請及び実施区域）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することができる。

2 防災活動の実施区域は、甲が管理する漁港区域内及び海岸保全区域内とする。

3 前項に定めるもののほか、甲は、必要に応じて、乙と協議のうえ実施区域を別途定めることができる。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲の要請に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に基づく防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続については、甲の指示に基づき、防災活動に従事

した会員が行うものとする。ただし、前項の規定は甲が必要な予算措置を行ったときから、その効力を生ずるものとする。

(労災補償)

第6条 防災活動において、会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1か月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定が成立したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年2月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区港二丁目3番25号(博多港管理ビル内)
福岡市港湾建設協会
会長 大原 剛毅

防災活動に関する協定運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定（以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1） 甲は、乙に対し、活動要請をする場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2） 乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3） 乙は、円滑な防災活動に向けて、港湾関係団体が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4） 乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末または甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5） 甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止するための予防措置として行うものは含まないものとする。

（6） 甲は、民有地で防災活動を行う場合は、必要に応じ、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し、協定第5条に規定する費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得ることを通知する。

（7） 甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書

国土交通省九州地方整備局副局長（以下「甲」という。）、港湾管理者及び民間協力者は、災害が発生した場合における応急対策業務等に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（港湾管理者）

第2条 この協定で「港湾管理者」（以下「乙」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 福岡県知事（以下「乙1」という。）
- 二 佐賀県知事（以下「乙2」という。）
- 三 長崎県知事（以下「乙3」という。）
- 四 熊本県知事（以下「乙4」という。）
- 五 大分県知事（以下「乙5」という。）
- 六 宮崎県知事（以下「乙6」という。）
- 七 鹿児島県知事（以下「乙7」という。）
- 八 下関市長（以下「乙8」という。）
- 九 福岡市長（以下「乙9」という。）
- 十 北九州市長（以下「乙10」という。）
- 十一 佐世保市長（以下「乙11」という。）

（民間協力者）

第3条 この協定における民間協力者（以下「丙」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長（以下「丙1」という。）
- 二 九州港湾空港建設協会連合会会長（以下「丙2」という。）
- 三 山口県港湾建設協会会長（以下「丙3」という。）
- 四 一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長（以下「丙4」という。）
- 五 全国浚渫業協会西日本支部長（以下「丙5」という。）
- 六 一般社団法人日本潜水協会福岡支部長（以下「丙6」という。）
- 七 一般社団法人海洋調査協会会長（以下「丙7」という。）
- 八 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長（以下「丙8」という。）

(定義)

- 第4条 この協定で「災害」とは、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 2 この協定で「大規模災害」とは、前項の災害のうち、複数の県の港湾又は港湾と港湾法第2条第8項に規定する開発保全航路（以下同じ。）及び同法第55条の3の4に規定する緊急確保航路（以下同じ。）に甚大な被害を及ぼし、かつ、社会的に深刻な影響を及ぼすものをいう。
- 3 この協定で「応急対策業務等」とは、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長の出動要請に対し、丙の会員が実施する施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する業務及び甲又は乙への支援業務をいう。
- 4 この協定で「港湾施設等」とは、港湾法第2条第2項に規定する国際拠点港湾及び重要港湾に係る同法第2条第5項に規定する港湾施設、開発保全航路並びに緊急確保航路をいう。
- 5 この協定で「事務所長」とは、九州地方整備局の港湾事務所、港湾・空港整備事務所、航路事務所及び港湾空港技術調査事務所の長をいう。
- 6 この協定で「地方機関の長」とは、乙の所掌する出先機関の長をいう。
- 7 この協定で「資機材等情報」とは、使用可能な資機材及び人員の情報をいう。
- 8 この協定で「情報連絡要員」とは、甲又は乙が設置した災害対策本部において、災害情報等の情報収集を行い、丙へ情報連絡を行う丙の会員の人員をいう。
- 9 この協定で「緊急災害対策派遣隊（以下、「TEC - FORCE」という。）」の活動とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。

(応急対策業務等の範囲)

- 第5条 応急対策業務等の範囲は、港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

(応急対策業務等の内容等)

- 第6条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。
- 2 甲若しくは事務所長若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。
- 3 丙は、前項の規定にかかわらず、国土交通省組織令第206条に規定する九州地方整備局の管轄区域のうち港湾空港関係事務の管轄区域において震度6弱以上の地震が発生したときは、資機材等情報の収集を開始するものとする。

- 4 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員を特定し出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。
- 5 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった丙の会員は、可能な限り速やかに港湾施設等及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した被災箇所での被災状況を調査するとともに、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長からの指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。
- 6 丙は、本協定に基づく応急対策業務等が長期に亘り、甲又は乙より情報連絡要員の支援業務の出動要請があった場合は、九州地方整備局又は地方自治体が設置した災害対策本部等へ情報連絡要員を派遣し、支援業務を行うよう努めるものとする。
- 7 丙の会員は、九州地方整備局がTEC - FORCEの活動を開始し、甲よりTEC - FORCEの活動への支援業務の出動要請があった場合、TEC - FORCEの活動を迅速かつ円滑に実施するため、被災地へ出動し、TEC - FORCEの活動の支援業務を行うものとする。
- 8 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 9 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する資機材等情報について毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 丙の会員は、応急対策業務等を迅速に実施できるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 11 丙は、乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項による乙への報告を省略することができる。

(契約の締結)

- 第7条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、自らの負担により遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務等の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

(大規模災害の場合)

- 第8条 甲は、大規模災害が発生した場合、広域的な見地から港湾施設等の応急対策の優先度を判断し、限られた資機材等を有効に活用して対策を実施することが求められるため、第6条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙及び丙は、相互協力体制の充実及び強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を原則年1回実施するものとする。

(協定の適用範囲)

第10条 この協定は、甲又は乙と丙が締結するこの協定と同目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、この協定を優先するものとし、甲が第8条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第12条 丙の会員は、応急対策業務等の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲又は事務所長の要請に係るものについては甲又は事務所長に、乙又は地方機関の長の要請に係るものについては乙又は地方機関の長に報告し、その負担について甲又は事務所長に係るものについては甲又は事務所長と、乙又は地方機関の長に係るものについては乙又は地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書20通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年1月5日

甲	国土交通省	九州地方整備局副局長	藤井 元生	印
乙1	福岡県知事	小川 洋		印
乙2	佐賀県知事	山口 祥義		印
乙3	長崎県知事	中村 法道		印
乙4	熊本県知事	蒲島 郁夫		印
乙5	大分県知事	広瀬 勝貞		印
乙6	宮崎県知事	河野 俊嗣		印
乙7	鹿児島県知事	伊藤 祐一郎		印
乙8	下関市長	中尾 友昭		印
乙9	福岡市長	高島 宗一郎		印
乙10	北九州市長	北橋 健治		印
乙11	佐世保市長	朝長 則男		印

丙 1	一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長	島田 克彦	印
丙 2	九州港湾空港建設協会連合会会長	下石 誠	印
丙 3	山口県港湾建設協会会長	井森 浩視	印
丙 4	一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長	近藤 観司	印
丙 5	全国浚渫業協会西日本支部長	清原 生郎	印
丙 6	一般社団法人日本潜水協会福岡支部長	井川 臣治	印
丙 7	一般社団法人海洋調査協会会長	川嶋 康宏	印
丙 8	一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長	大村 哲夫	印

防災活動に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り防災活動に関する基本的な事項について次の通り協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、港湾運営上必要な活動、市民の生命、身体及び財産を油流出事故又は地震、津波、高潮その他の自然災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（防災活動要請及び実施区域）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することができる。

2 防災活動の実施区域は、博多港の港湾区域内、臨海地区内及び海岸保全区域内とする。

3 前項に定めるもののほか、甲は、必要に応じて、乙と協議のうえ実施区域を別途定めることができる。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲の要請に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に基づく防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続については、甲の指示に基づき、防災活動に

従事した会員が行うものとする。ただし、前項の規定は甲が必要な予算措置を行ったときから、その効力を生ずるものとする。

なお、甲は予算の確保に努めるものとする。

(労災補償)

第6条 防災活動において、会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労災災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

附 則 本協定の締結以前（平成21年3月31日）に甲乙間で締結した博多港港湾区域内における油流出事故防除活動に関する基本協定書は、本協定の締結をもってその効力を失う。

上記のとおり，協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成30年2月22日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区港2丁目3番25号（博多港管理ビル内）
福岡市港湾建設協会
会長 大原 剛毅

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定（以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

- （1） 甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い請負契約を行う。

（防災活動計画）

- （2） 乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。
- （3） 乙は、円滑な防災活動に向けて、港湾関係団体が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するように努めるものとする。
- （4） 乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末または甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

- （5） 甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害の発生を未然に防止するための予防措置として行うものは含まないものとする。
- （6） 甲は、民有地で防災活動を行う場合は、必要に応じ、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し協定第5条で規定する費用については当該所有者あるいは管理者の負担となりうる事を通知する。
- （7） 甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

流出油防除における作業等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と博多湾漁業権管理委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり、流出油防除における作業等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、船舶の衝突、火災等の事故により、博多港港湾区域内に流出油災害が発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、甲が乙の協力を得て、被害の拡大防止を図る応急対策等が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容を指定して行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の漁業活動に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り業務の協力を行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、文書により回収作業に従事した人数、使用船舶数、使用した資機材等の量を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 油吸着マットによる油回収作業等
- (2) 甲が調達した資材（油吸着マット等）の存置及び管理
- (3) その他、甲が必要と認める事項

（費用負担）

第5条 第4条の規定により、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、労務費、使用した船舶に関する費用、使用した資機材の相当額とする。

3 甲が、第1項の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 作業等において従事した者が、死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの損害補償については、災害対策基本法第84条第1項に定めるところによるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除または変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について、疑義が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月22日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区舞鶴2丁目4番19号
博多湾漁業権管理委員会
委員長 藤野 秀司

災害時における外国人情報支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「乙」という。）は、災害時における「福岡市災害時外国人情報支援センター（以下「情報支援センター」という。）」の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の外国人支援を円滑に行うため、情報支援センターの設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（情報支援センターの設置）

第2条 甲は、福岡市災害対策本部を設置する場合には、必要に応じて情報支援センターを福岡市国際会館内（福岡市博多区店屋町4番1号）に設置する。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

（情報支援センターの運営）

第3条 情報支援センターの運営は、甲からの要請に基づき乙が行う。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、通常業務に優先して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害時に外国人に対して提供が必要な情報の翻訳及び発信
- (2) 外国人からの相談・問い合わせ等への対応
- (3) 避難所等への通訳者等の派遣
- (4) その他、災害時における外国人支援を円滑に行うにあたり必要な業務

3 乙は、必要に応じて、市内外の団体等と連携して、情報支援センターの運営を行うものとする。

4 通信遮断等により、甲乙相互の連絡が取れない場合、乙は自らの判断により、必要な支援活動を行うことができる。ただし、通信手段復旧後、遅延なく甲に活動開始及びその内容を報告するものとする。

（情報支援センターの支援）

第4条 甲は、前条第2項に規定する業務を行うために必要な情報を、乙に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が前条第2項の業務を円滑に遂行するために必要な調整及び乙の支援を行うものとする。

(経費負担)

第5条 情報支援センター運営に要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

(情報支援センターの廃止)

第6条 情報支援センターの廃止は、甲乙協議の上、決定する。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、終了日の30日前までに甲乙がそれぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月20日

福岡市中央区天神1丁目8番1号

甲 福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市博多区店屋町4番1号

乙 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団

理事長 磯山 誠二

災害時における車両による緊急輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における車両による緊急輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第1号）により業務の内容及び期間を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに依頼を受けた業務の協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（業務内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務

（2）その他の車両による支援業務

（車両運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換して、その供給を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（第三者に対する責任）

第9条 乙においては、車両の運行に際し、自らの責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 第三者に損害を与えたときの起因が明らかに災害による場合においては、甲の負担とする。

3 責の所在が不明確な場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した者が死亡その他の事故により、

損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（体制の整備）

第11条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（協 議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成22年3月26日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号
社団法人福岡県トラック協会
会 長 原 重 則

災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（日本通運）

福岡市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社福岡支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第1号）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣
- (2) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送
- (4) 物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成29年4月24日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区下呉服町1番1号

日本通運株式会社

常務執行役員福岡支店長 横尾 行雄

災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（ヤマト運輸）

福岡市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第1号）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣
- (2) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要な機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送
- (4) 物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、乙の車両が優先車両として通行できるよう、関係機関と連携するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について、疑義が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月24日

甲 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市東区蒲田3-27-16
ヤマト運輸株式会社 福岡主管支店
福岡主管支店長 高橋 徹志

災害時における救援物資の輸送等に関する協定書(佐川急便)

福岡市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり、災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書(様式第1号)により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力をを行うものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書(様式第2号)により、その業務内容を甲に報告するものとする。

(協力の内容)

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣
- (2) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器(ロールボックス、平パレット、フォークリフト等)の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送
- (4) 物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と求める事項

(車両運行への配慮)

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによる

ものとする。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成29年4月24日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号
佐川急便 九州支店
九州支店長 森 裕一郎

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡県バス協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者等に対して、より速やかかつ円滑な輸送業務等が実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第1号）により業務の内容及び期間を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに依頼を受けた業務の協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（業務内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む）の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他バスによる支援業務

（車両運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、バスの運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換して、その供給を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、バスの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（乗客及び第三者に対する責任）

第9条 乙に属する各事業所においては、バスの運行に際し、自らの責に帰する理由により、乗客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乗客及び第三者に損害を与えたときの起因が明らかに災害による場合においては、甲の負担とする。

3 責の所在が不明確な場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した者が死亡その他の事故により、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例(昭和38年福岡市条例第23号)の規定に基づき、当該損害を補償する。

(体制の整備)

第11条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成22年 3月 25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 福岡市博多区博多駅東三丁目10番17号
社団法人福岡県バス協会
会 長 竹 島 和 幸

災害時における遺体の搬送に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体の搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市内において風水害、地震または大規模な事故等により多数の死者が一時的または集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において、迅速かつ円滑な遺体の搬送を実施するため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における遺体の搬送について、市内の業者だけでは対処できないときは、乙に対し、協力を要請するものとする。この場合において、乙は、やむを得ない事由のない限り、可能な範囲において、甲の指示に従いこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の協力の要請は、次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし、やむを得ない場合は、電話またはファクシミリ等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 協力を要請する内容（車両数等）
- (3) 協力を要請する期日及び場所
- (4) その他、協力を要請するために必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の搬送に使用した車両の数、及びこれに従事した者の所属及び氏名
- (2) その他、甲が乙に要請し実施した事項

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の報告に係る協力を要した経費について、積算の根拠を示す業務実績表を添付して、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。

2 乙は、第2条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条第1項の請求があったときは、第4条の報告に係る協力が、甲が要請した内容と相違ないことを確認のうえ、乙に対し、当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第7条 遺体の運搬に要した経費は、災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第2に定める費用の限度額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう、広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

- (1) 甲 総合調整関係 市民局防災・危機管理部防災・危機管理課長
遺体搬送関係 保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
- (2) 乙 一般社団法人 全国霊柩自動車協会 福岡県霊柩自動車協会長
(協会員名簿の提出)

第10条 乙は、第2条の協力の要請に応じることができる乙の会員名簿を、毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条の協力の活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
全日本トラック総合会館2階
一般社団法人 全国霊柩自動車協会

会長 小西 幸治

災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市地域防災計画に基づき、福岡市内において災害が発生した場合において、災害廃棄物の収集・運搬に関し、福岡市（以下「甲」という。）が、福岡市環境事業協会（以下「乙」という。）及び協同組合福岡市事業用環境協会（以下「丙」という。）に協力要請する場合の必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応し、被災した地域の生活環境が速やかに回復することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、本市内の一般世帯、避難所及び事業所から災害に伴い排出される一般廃棄物をいう。ただし、し尿、倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する廃棄物等を除く。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時における災害廃棄物の収集・運搬について乙及び丙に協力を要請する。

(処理等の実施)

第4条 乙及び丙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を確保し、災害廃棄物の収集・運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙及び丙は、災害廃棄物の収集・運搬に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
- (3) 災害廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- (4) 関係法令等を遵守し、第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙及び丙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害廃棄物の収集・運搬に関し、対応可能な協会の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き、実施報告)

第6条 協力要請の手続き及び実施報告に関しては、甲が別に定める「災害発生時の事務取扱い」によるものとする。

(費用等)

第7条 第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の収集・運搬に要した費用については、次のとおりとする。

- (1) 公園や避難所等の一時集積場所から運搬する場合は、当該年度に締結している「堆積ごみ運搬業務委託契約」に基づいて甲が乙及び丙に支払うものとする。
- (2) 可燃性ごみの定期収集と同時に収集・運搬する場合は、甲と乙が当該年度に締結している「可燃性ごみ収集運搬業務委託契約」の委託業務内容に含まれるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲、乙及び丙とで協議し定めることとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙各1通保有するものとする。

平成25年8月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区六本松三丁目11番41号
福岡市環境事業協会
理事長 川鍋 孝正

丙 福岡市中央区大名二丁目2番50号
協同組合福岡市事業用環境協会
代表理事 南 利昭

災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、福岡市（以下「甲」という。）が、福岡市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、公益社団法人福岡県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に福岡市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (4) 出動希望日時
- (5) 収集場所及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第6条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面で甲に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (4) 出動日時
- (5) 収集場所及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては福岡市環境局循環型社会推進部循環型社会計画課、乙においては公益社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号
公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会
会長 鎌田 幸男

災害時における協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市内において風水害、地震または大規模な事故等により多数の死者が一時的または集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる事項について、市内の業者だけでは対処できないときは、乙に対し、協力を要請するものとする。この場合において、乙は、やむを得ない事由のない限り、可能な範囲において、甲の指示に従いこれに協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な資機材（内張棺、骨壺等）及び消耗品（ドライアイス等）ならびにこれらに係る作業等の役務
- （2） 遺体を安置する施設（葬祭式場等）の提供
- （3） その他、甲の要請により乙が応じることのできる事項

（要請の方法）

第3条 前条の協力の要請は、次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし、やむを得ない場合は、電話またはファクシミリ等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 協力を要請する理由
- （2） 協力を要請する内容
- （3） 協力を要請する期間
- （4） その他、協力を要請するために必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品の数量ならびにこれらに係る作業等に従事した者の所属及び氏名
- （2） 遺体を安置した施設において使用した部屋の数及び使用日数
- （3） その他、甲の要請に応じて実施した事項

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の報告に係る協力を要した経費について、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。

2 乙は、第2条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条第1項の請求があったときは、第4条の報告に係る協力が、甲が要求した内容と相違ないことを確認のうえ、乙に対し、当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第7条 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品ならびに遺体を安置した施設の使用料等の経費は、災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第2に定める費用の限度額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう、広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

- (1) 甲 総合調整関係 市民局防災・危機管理部防災・危機管理課長
葬祭用品関係 保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
- (2) 乙 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 九州ブロック担当理事
株式会社サンレー 代表取締役 佐久間 庸和

(会員名簿の提出)

第10条 乙は、第2条の協力の要請に応じることができる乙の会員名簿を、毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条の協力の活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号
日本生命新橋ビル9階
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

会長 齋藤 斎

災害時における協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市内において風水害、地震または大規模な事故等により多数の死者が一時的または集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる事項について、市内の業者だけでは対処できないときは、乙に対し、協力を要請するものとする。この場合において、乙は、やむを得ない事由のない限り、可能な範囲において、甲の指示に従いこれに協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な資機材（内張棺、骨壺等）及び消耗品（ドライアイス等）ならびにこれらに係る作業等の役務
- （2） 遺体を安置する施設（葬祭式場等）の提供
- （3） その他、甲の要請により乙が応じることのできる事項

（要請の方法）

第3条 前条の協力の要請は、次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし、やむを得ない場合は、電話またはファクシミリ等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 協力を要請する理由
- （2） 協力を要請する内容
- （3） 協力を要請する期間
- （4） その他、協力を要請するために必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品の数量ならびにこれらに係る作業等に従事した者の所属及び氏名
- （2） 遺体を安置した施設において使用した部屋の数及び使用日数
- （3） その他、甲の要請に応じて実施した事項

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の報告に係る協力を要した経費について、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。

2 乙は、第2条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条第1項の請求があったときは、第4条の報告に係る協力が、甲が要求した内容と相違ないことを確認のうえ、乙に対し、当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第7条 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品ならびに遺体を安置した施設の使用料等の経費は、災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第2に定める費用の限度額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう、広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

- (1) 甲 総合調整関係 市民局防災・危機管理部防災・危機管理課長
葬祭用品関係 保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
- (2) 乙 福岡県葬祭業協同組合理事長

(組合員名簿の提出)

第10条 乙は、第2条の協力の要請に応じることができる乙の会員名簿を、毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条の協力の活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 太宰府市観世音寺一丁目11番1号
ヴォルフスガルテン太宰府608
福岡県葬祭業協同組合
理事長 高鍋 年明

災害時における他都市からの応援職員等の宿泊施設等の確保に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と旅行業者は、次のとおり、災害時における他都市からの応援職員等の宿泊施設等の確保に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が宿泊施設並びに避難場所を迅速かつ円滑に確保できるようにすることを目的とする。

（旅行業者）

第2条 この協定で「旅行業者」（以下「乙」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 株式会社 JTB 九州（以下、「乙1」という。）
- 二 株式会社日本旅行（以下、「乙2」という。）
- 三 株式会社近畿日本ツーリスト九州（以下、「乙3」という。）
- 四 西鉄旅行株式会社（以下、「乙4」という。）

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、第5条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

- 2 前項の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、協力要請書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員企業の業務に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

- 2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、実施報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第5条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助並びに災害復旧業務等に従事する、他都市からの応援職員等の宿泊施設の確保
- (2) 被災した要配慮者の避難場所として活用する宿泊施設の確保
- (3) 災害救助並びに災害復旧業務等に従事するため、被災自治体へ派遣される甲の職員の宿泊施設の確保
- (4) その他、甲と乙が協議し、必要と認める事項

（宿泊施設等に関する情報提供）

第6条 乙は甲の要請に基づき確保する宿泊施設等に関して、宿泊可能人員、食事・入浴提供の可否、駐車場の有無などの情報を甲に対して提供するものとする。

（協定の実施範囲）

第7条 第5条第1項第1号並びに第2号に定める宿泊施設等の確保の範囲は、原則として福岡県内及びその近郊とする。

- 2 第5条第1項第3号に定める宿泊施設の確保の範囲は、原則として被災自治体内及びその近郊とする。

（個人情報の取り扱い）

第8条 乙は、本協定の履行を通じて知りうるすべての個人情報について、適切な管理を行うものとする。

(経費負担)

第9条 乙が第5条第1項第1号に定める業務を実施するのに要する経費は、宿泊施設を利用した者が負担するものとする。

2 乙が第5条第1項第2号から第4号までに定める業務を実施するのに要する経費は、甲が負担するものとする。

3 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時の施設確保にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害時の宿泊施設等の確保に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について、疑義が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年1月30日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙1 福岡市中央区長浜1-1-35
株式会社JTB九州
代表取締役社長 古田 和吉

乙2 福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号
株式会社日本旅行
執行役員九州営業本部長 吉田 賢

乙3 福岡市博多区綱場町2-21 福岡MDビル9階
株式会社近畿日本ツーリスト九州
代表取締役社長 中津 功

乙4 福岡市中央区薬院3-16-26
西鉄旅行株式会社
代表取締役社長 瀬口 龍也

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定書は、福岡市地域防災計画に基づき、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティア活動の調整を行う必要があると認めた場合は、乙と協議の上、災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）を設置する。

（連携及び協力）

第3条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し、必要な業務を実施するものとする。

（センターの業務）

第4条 乙は、センターが設置された場合は、直ちにボランティア活動を支援するため、甲と連携して次に掲げる業務を開始する。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること
- (2) ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること
- (3) ボランティア募集等の情報発信
- (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること
- (5) ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること
- (6) 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること
- (7) その他、センター運営にあたり必要と認められる業務

（設置場所）

第5条 センターの設置場所は、福岡市市民福祉プラザ内とする。ただし、当該施設が被災する等設置することが困難な場合は、甲乙協議を行い、甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めたときは、乙と協議の上、設置場所の確保に努める。

（センターの設置期間）

第6条 センターの設置期間については、甲乙協議を行い、甲が決定する。

（平常時の協力）

第7条 甲と乙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

2 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるように、互いに協力して、災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成を行うものとする。

(要員の確保等)

第8条 センターの運営に必要な人員は、甲乙協力して確保するものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの連絡・調整を行う。

(資機材等の確保)

第9条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して、確保するものとし、必要な経費は甲が負担する。

(費用負担)

第10条 センターの運営に関し、次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

- (1) センターの運営に従事した乙の職員の人件費
- (2) 事務用品購入等にかかる事務費
- (3) 通信機器のリース費用、通信費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が必要と認めるもの

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(保険の加入)

第11条 災害応急及び復興活動に関し、ボランティアは、ボランティア活動保険に加入するものとする。

2 前項のボランティア活動保険の保険料は、甲が負担する。ただし、福岡県共同募金会の災害支援制度等、他に利用できる制度や施策がある場合は、これらを優先して利用するものとする。

(業務報告)

第12条 乙は、センターの業務について、必要に応じて、速やかに甲に報告するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 4 月 28 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会 長 本田 正寛

災害時の避難所支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡クリスマスマーケット実行委員会事務局（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が設置した避難所における支援等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、福岡市内で災害が発生し、福岡市地域防災計画における受援計画を発動した場合で必要がある場合は、乙に対し、避難所支援を要請することができる。

（支援の範囲）

第2条 甲が、乙に要請できる支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲が設置する大規模避難所における炊出し
- (2) その他甲が必要とし、乙が承認した事項

（要請及び回答の方法）

第3条 第1条の規定に基づく要請及びその回答は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合において、要請及び回答は、電話その他適切な方法によるものとし、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、要請事項に対して可能な限り措置するものとする。

（費用等）

第5条 第2条の支援に係る費用は、乙が負担する。

（支援の状況報告）

第6条 乙は第1条の規定に基づく要請により必要な支援をした場合は、書面により甲に報告するものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定に係る連絡担当者を相手方に報告し、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、定める。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解約)

第10条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月10日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅東一丁目10番53-401号
福岡クリスマスマーケット実行委員会事務局
株式会社 Mr. ヴァイナハツマン
代表取締役社長 佐伯 岳大

21大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあつては、自立的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があつた場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書20通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成24年10月1日から効力を生ずる。

2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
 - 3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

- 2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
- 3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
- (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
- (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
- (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
- (6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 6 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 8 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 9 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「2 0 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1 (第5条関係)

順	都 市 名	順	都 市 名
1	福 岡 市	1 2	岡 山 市
2	堺 市	1 3	相 模 原 市
3	東 京 都	1 4	熊 本 市
4	大 阪 市	1 5	仙 台 市
5	川 崎 市	1 6	神 戸 市
6	京 都 市	1 7	さいたま市
7	横 浜 市	1 8	広 島 市
8	名 古 屋 市	1 9	千 葉 市
9	新 潟 市	2 0	札 幌 市
1 0	北 九 州 市	2 1	静 岡 市
1 1	浜 松 市		

順は、平成25年度を1とする。

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長から応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

1) 21大都市連絡先

都 市 名	連 絡 担 当	電 話	F A X
札 幌 市	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	011-211-3062	011-218-5115
仙 台 市	危機管理室危機管理課	022-214-8519	022-214-8096
さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978
千 葉 市	総務局危機管理課	043-245-5151	043-245-5597
東 京 都	総務局総合防災部防災対策課	03-5388-2561	03-5388-1260
川 崎 市	総務局危機管理室	044-200-2840	044-200-3972
横 浜 市	総務局危機管理課	045-671-2171	045-641-1677
新 潟 市	危機管理防災局危機対策課	025-226-1146	025-224-0768
静 岡 市	総務局危機管理総室	054-221-1012	054-254-2100
相 模 原 市	危機管理局危機管理課	042-769-8208	042-769-8326
浜 松 市	危機管理監危機管理課	053-457-2537	053-457-2530
名 古 屋 市	防災危機管理局統括課	052-972-3584	052-962-4030
京 都 市	行財政局防災危機管理室	075-212-6792	075-212-6790
大 阪 市	危機管理室	06-6208-7388	06-6202-3776
堺 市	危機管理室	072-228-7605	072-222-7339
神 戸 市	危機管理室	078-322-6487	078-322-6031
岡 山 市	危機管理室	086-803-1082	086-234-7066
広 島 市	危機管理室危機管理課	082-504-2653	082-504-2802
北 九 州 市	危機管理室危機管理課	093-582-2110	093-582-2112
熊 本 市	総務局危機管理防災総室	096-328-2490	096-359-8605
福 岡 市	市民局防災・危機管理部防災企画課	092-711-4056	092-733-5861

2) 福岡県関係

部 署	電 話	F A X	県無線
総務部防災危機管理局災害対策本部	641-4737, 622-0904 651-5845~9	631-1446	22-522~524 22-525~529
福岡地方本部（福岡農林事務所）	741-3657		23-501

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画



平成 25 年 12 月

(令和 2 年 4 月改正施行版)

指定都市市長会

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第2条 各指定都市は、この計画に基づき、他の支援の枠組み等と連携を図りながら、避難所の運営、建物被害認定調査及び罹災証明書の交付など、災害応急対策を中心とした災害対応業務を行うものとする。

(地域ブロック)

第3条 地域ブロックは、別表のとおりとする。

第2章 警戒体制・準備体制

(警戒体制)

第4条 国内のいずれかの市区町村において、この計画を適用する災害が発生する可能性がある場合には、各指定都市及び指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）は、緊急の連絡調整を行えるよう、警戒体制をとるものとする。

(準備体制)

第5条 国内のいずれかの市区町村において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生したと考えられる場合には、各指定都市及び事務局は、この計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うために、準備体制をとるものとする。

2 前項に定める準備体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、指定都市市長会中央連絡本部（以下「中央連絡本部」という。）を設置する。
- (2) 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は、事務局の事務局長が務める。
- (3) 中央連絡本部は、事務局に置き、事務局職員により構成する。
- (4) 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、原則として被災地へ情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣し、指定都市市長会現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置するものとする。
- (5) 現地連絡本部の本部長（以下「現地連絡本部長」という。）は、現地支援（連絡）本部設置担当都市の行動計画担当部署の局長級職員が務める。
- (6) 現地連絡本部は、現地連絡本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び第8号に基づき被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
- (7) 中央連絡本部長は、現地連絡本部からの情報等により、被災地の情報収集のために更なるリエゾンが必要と考えられる場合には、被災地へリエゾンを派遣することについて、別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市に依頼するものとする。
- (8) 別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市は、前号の依頼があったときは、被災地へリエゾンを派遣するものとする。

3 現地連絡本部は、被災地の情報収集を行い、中央連絡本部に報告するものとする。

4 各指定都市は、自市が収集した情報を中央連絡本部に報告するものとする。

5 中央連絡本部は、各指定都市（現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を含む。）等から収集した情報を会長市及び災害対策委員長市に報告するとともに、各指定都市に情報提供するものとする。

6 会長市及び中央連絡本部は、収集した情報に基づき、この計画の適用に関する協議を行う。

7 中央連絡本部及び現地連絡本部は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央連絡本部については、第7条第8項に規定する役割を、現地連絡本部は、第8条第7項に規定する役割を担うことができるものとする。

8 準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

第3章 行動計画の適用決定・支援の実施

(行動計画の適用決定)

第6条 会長は、前条第6項の協議内容を踏まえ、指定都市市長会としての被災地支援を行う必要があると認めたときは、この計画の適用を決定する。

2 会長は、前項の規定により、この計画を適用したときは、各指定都市の市長並びに総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(中央支援本部の設置)

第7条 会長は、この計画を適用した場合には、速やかに指定都市市長会中央支援本部（以下「中央支援本部」という。）を設置するものとする。

2 中央支援本部は、中央連絡本部の事務を引き継ぐものとする。

3 中央支援本部の本部長（以下「中央支援本部長」という。）は会長が務める。

4 中央支援本部の副本部長（以下「中央支援副本部長」という。）は災害対策委員長が務め、中央支援本部長への助言及び中央支援本部長の職務を補佐する。

5 中央支援本部は、原則として事務局に置き、事務局職員により構成する。

6 中央支援本部長は、中央支援本部の機能確保のために更なる職員が必要な場合には、各指定都市東京事務所及び別表に定める被災地域ブロックの中央支援本部派遣グループ（又は派遣都市）の職員を中央支援本部へ派遣することについて、各指定都市の市長に要請するものとする。

7 各指定都市の市長は、前項の要請があったときは、中央支援本部へ職員を派遣するものとする。

8 中央支援本部長は、中央支援本部を設置したときは、各指定都市の市長に速やかに通知するものとする。

9 中央支援本部の役割は、次のとおりとする。

(1) 総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整（被災市区町村応援職員確保システム（以下「応援職員確保システム」という。）に基づく被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置された場合には、確保調整本部への参加を含む。）

(2) 会長市、災害対策委員長市、指定都市市長会現地支援本部（以下「現地支援本部」という。）及びその他各指定都市との連絡調整

(3) 報道機関等への情報提供

(4) 被災市区町村への対口支援（複数市による共同支援を含む。以下同じ。）の決定（確保調整本部における決定含む。）

(5) 前各号の規定によるもののほか、中央支援本部による調整が必要な事項

10 中央支援本部の組織等は、会長が別に定める。

(現地支援本部の設置)

第8条 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、この計画

が適用された場合には、第5条第2項第4号の規定によるリエゾン等により、速やかに現地支援本部を設置するものとする。

- 2 現地支援本部は、現地連絡本部の事務を引き継ぐものとする。
- 3 現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市の市長が務める。
- 4 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
- 5 現地支援本部長は、現地支援本部を設置した場合には、中央支援本部長に速やかに連絡するものとする。
- 6 中央支援本部長は、現地支援本部長より現地支援本部を設置した旨の連絡を受けたときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。
- 7 現地支援本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 被災地における情報収集
 - (2) 中央支援本部との連絡調整
 - (3) 被災地における総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会のリエゾン及び被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、他の支援の枠組み等との連絡調整（応援職員確保システムに基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置された場合には、現地調整会議への参加を含む。）
 - (4) 被災市区町村への対口支援の調整（現地調整会議における調整含む。）
 - (5) 前各号の規定によるもののほか、現地支援本部による調整が必要な事項
- 8 現地支援本部長は、別表に定める被災地域ブロックの支援グループの指定都市だけでは現地支援本部の機能確保が難しい場合には、現地支援本部へ更なる職員を派遣することについて、中央支援本部長と協議するものとする。
- 9 中央支援本部長は、前項の協議により更なる職員を派遣する必要があると認めたときは、別表に定める被災地域ブロックの追加支援グループの指定都市と協議の上、支援隊派遣都市として活動する指定都市を選定し、当該指定都市の市長に要請するものとする。

（対口支援の決定）

- 第9条 被災市区町村への支援は、原則として各指定都市による対口支援により行うものとする。
- 2 現地支援本部長は、被災市区町村の被害状況、支援需要等に基づき、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定するとともに、必要に応じて、当該被災市区町村の属する被災都道府県に連絡を行うものとする。
 - 3 現地支援本部長は、支援の実施について、支援先候補の被災市区町村の長と協議するものとする。
 - 4 現地支援本部長は、前項の協議により支援の実施について調整がついたときは、中央支

援本部長及び支援元の指定都市の市長に速やかに連絡するものとする。

- 5 中央支援本部長は、現地支援本部長から前項の連絡を受けたときは、支援元の指定都市に支援の実施を依頼するとともに、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に連絡するものとする。
- 6 応援職員確保システムに基づく確保調整本部及び現地調整会議が設置されている場合には、中央支援本部長及び現地支援本部長は、第2項から前項までの規定によらず、確保調整本部及び現地調整会議に参加し、被災市区町村への対口支援の調整及び決定をするものとする。

(対口支援の実施)

- 第10条 支援元の指定都市の市長は、前条第5項の依頼を受けたときは、速やかに支援の準備をし、準備が整い次第、支援を開始するとともに、支援の実施状況について、中央支援本部長及び現地支援本部長に報告するものとする。
- 2 現地支援本部長は、各指定都市の支援の実施に必要な情報を収集したときは、各指定都市に情報提供するものとする。

(現地支援本部の機能継承)

- 第11条 現地支援本部長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、被災地における現地支援本部の役割が減じたときは、中央支援本部長と協議し、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の動向等を勘案の上、現地支援本部の機能を中央支援本部に継承することができる。
- 2 中央支援本部長は、前項の規定により機能継承があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(対口支援の終了)

- 第12条 支援元の指定都市の市長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、支援の終了時期について、支援先の被災市区町村の長と協議するものとする。
- 2 支援元の指定都市の市長は、前項の協議により、支援の終了時期が決定したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに連絡するものとする。
 - 3 支援元の指定都市の市長は、支援を終了したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに報告するものとする。
 - 4 中央支援本部長は、前項の報告があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

第4章 行動計画の適用終了

(現地支援本部及び中央支援本部の解散)

第13条 中央支援本部長は、一の現地支援本部の全ての対口支援が終了したときは、その現地支援本部長と協議の上、当該現地支援本部を解散するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

2 中央支援本部長は、全ての現地支援本部が解散したとき又は第11条第1項の規定により現地支援本部の機能を中央支援本部に継承した上で全ての対口支援が終了したときは、中央支援本部を解散し、この計画の適用を終了するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(行動計画の適用終了後の連絡調整)

第14条 事務局は、この計画の適用を終了した後も、必要に応じて、各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うものとする。

第5章 補足事項

(各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応)

- 第15条 会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。
- 2 会長の権限を委任された副会長は、中央支援本部の本部長を務める。
 - 3 会長は、事務局が被災し、中央支援本部の設置ができない場合は、別に本部を設置する場所を定めるものとする。
 - 4 別表に定める現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災し、現地支援（連絡）本部の設置ができない場合は、会長は別表の備考に定める順位に従い現地支援（連絡）本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援（連絡）本部の設置を依頼するものとする。
 - 5 上記のほか、災害の状況により別表の割り振りにより難しい場合は、会長又は中央支援本部長が別途割り振りを定めるものとする。

(他の災害支援の枠組みとの関係)

- 第16条 この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- 2 この計画は、21大都市災害時相互応援に関する協定、各指定都市の災害時相互応援協定等による各指定都市の支援の実施を妨げない。

(費用負担)

- 第17条 この計画に基づき、各指定都市が支援先の被災市区町村に対して実施した支援に要した費用の負担は、法令の定めによるほか、原則として支援先の被災市区町村の負担とする。ただし、各指定都市と支援先の被災市区町村又は当該被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議の上、別に定める場合には、その定めによることができるものとする。
- 2 中央支援（連絡）本部及び現地支援（連絡）本部の運営に係る費用のうち、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る費用については、原則として各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要が生じた機材等に係る費用で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる費用を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

(公務災害補償)

- 第18条 この計画に基づき、各指定都市から派遣された職員が、公務上、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤に係る災害についても同様とする。
- 2 この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が当該公務に起因するものについては、当該職員を派遣した指定都市が賠償する。

第6章 平時における準備

(平時からの連携)

第19条 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

2 事務局は、前項の規定による報告を受けた場合は、その状況を取りまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。

3 事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

(研修、訓練等の実施)

第20条 指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

第7章 その他

(委任)

第21条 この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(実施モデル)

第22条 この計画に基づき、各指定都市及び事務局が活動するためのマニュアルとして、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデル」を定めるものとする。

(附 則)

この計画は、平成26年4月1日から施行する。

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

[基本パターン]

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市(※1)			
		支援 グループ	現地支援(連絡)本部 設置担当都市 (※2~4) 及び支援隊 派遣都市(※5)	追加支援 グループ (※6)	中央支援 本部 派遣グループ (※7)
北海道東北 ブロック (A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	Bグループ	Dグループ
関東 ブロック (B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	Aグループ	Eグループ
中部 ブロック (C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	Dグループ	Fグループ
関西 ブロック (D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	Cグループ	Aグループ
中国・四国 ブロック (E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	Fグループ	Bグループ
九州 ブロック (F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	Eグループ	Cグループ

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省)の別表に適用したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域の現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援(連絡)本部設置担当都市は、「現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの順番とする。ただし、当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が被災等により現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援(連絡)本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 一の支援グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援(連絡)本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、追加支援グループの内から、現地支援(連絡)本部設置担当都市、追加支援グループの都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※7 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が担う。

[支援グループ内の全都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合]

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市(※1)			
		支援グループ	現地支援 (連絡)本部 設置担当都市 (※2～4) 及び支援隊 派遣都市(※5)	現地支援 (連絡)本部 設置担当都市 及び支援隊 派遣都市 代行グループ (※6)	追加の 支援隊派遣都市 (※7) 中央支援本部 派遣都市 (※8)
北海道東北 ブロック (A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	①Bグループ ②Cグループ ③Dグループ	被災しなかった 全都市 ※地域ブロックによる 割り振りを参考に 割当を行う。
関東 ブロック (B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	①Aグループ ②Cグループ ③Dグループ	
中部 ブロック (C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	①Dグループ ②Bグループ ③Aグループ	
関西 ブロック (D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	①Cグループ ②Eグループ ③Fグループ	
中国・四国 ブロック (E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	①Fグループ ②Dグループ ③Cグループ	
九州 ブロック (F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	①Eグループ ②Dグループ ③Cグループ	

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省)の別表に適用したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援（連絡）本部設置担当都市は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援（連絡）本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 支援グループ内の全都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市代行グループ」欄の○数字の順番により、現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を担うグループを決定する。
- ※7 代行グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援（連絡）本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、被災しなかった全都市の中から、現地支援（連絡）本部設置担当都市、被災しなかった都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※8 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が担う。

九州市長会における災害時の相互支援体制について

平成29年5月11日
九州市長会総会申合せ

平成28年熊本地震への対応を教訓に、災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとするため、九州で大規模災害が発生した場合の各市相互間における災害支援の実施については、次の事項を基本とする。

なお、平成25年5月16日の九州市長会総会にて申合せした「九州市長会における災害時の相互支援体制について」は廃止する。

- 1 九州で大規模災害が発生した場合の災害支援の実施については、九州の各市が一体となり、九州市長会として迅速かつ効果的な支援を行うとともに、九州地方知事会など広域支援の枠組みとも連携し、災害支援に取り組むものとする。
- 2 発災時における九州市長会防災部会本部の設置、リエゾン（情報連絡員）隊及び即応支援班の派遣、広域支援の枠組みと連携した本格的な支援の実施など、九州市長会における災害支援等の具体的な行動計画については、別紙「九州市長会における災害時相互支援プラン」に定めることとする。
- 3 「九州市長会における災害時相互支援プラン」の内容については、九州市長会防災部会において、適宜見直しを検討し、改訂が必要な場合は九州市長会総会に諮るものとする。
- 4 上記の申合せ事項のほか、相互災害支援に関し必要な事項は、九州市長会防災部会による協議内容を踏まえ、会長が定めるものとする。

九州市長会における災害時相互支援プラン

【平成29年5月11日】

【令和2年5月19日改正】

1 プランの目的

このプランは、平成28年熊本地震への対応を教訓に、災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし、九州圏内の各市が連携を図り、九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めることを目的とする。

2 プランの適用

このプランは、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（以下「九州内」という。）で以下の災害が発生した場合に適用する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長（以下「会長」という。）が九州市長会としての支援が必要と認めるとき

九州市長会防災部会会長（以下「部会長」という。）は、このプランが適用された場合、速やかに九州市長会防災部会本部（以下「防災部会本部」という。）を設置し、各市の市長にプランの適用を通知するとともに、被災地の状況を把握する。

3 防災部会本部

- ① 防災部会本部の本部長（以下「本部長」という。）は、部会長が務める。
- ② 防災部会本部は、原則として九州市長会防災部会事務局（以下「事務局」という。）に置き、事務局及び本部長市の職員により構成する。
- ③ 防災部会本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 被災地情報の集約及び会長との連絡調整
 - イ 被災県、国の災害対策本部、関係省庁、九州地方知事会、全国市長会及び指定都市市長会等との連絡調整
 - ウ 九州内の各市との連絡調整
 - エ 支援先市町村の選定や即応支援班及び災害廃棄物処理支援班（以下「即応支援班等」という。）の派遣に関する調整
 - オ 報道機関等への情報提供

4 リエゾン（情報連絡員）隊の派遣

このプランが適用された場合、速やかにリエゾン隊を被災県庁等へ派遣する。
リエゾン隊の役割については、被災地の情報収集及び関係機関との連絡調整とする。

5 支援の決定

九州市長会による即応支援班等を派遣する市（以下「即応支援班等派遣市」という。）及び派遣先市町村については、被災県庁等に派遣したリエゾン隊等からの報告をもとに、本部長が即応支援班等派遣市の市長と調整を行い、決定する。

6 即応支援班等の派遣

- ① 本部長は、九州市長会構成市全市に即応支援班等派遣の決定内容を報告するとともに、即応支援班等派遣市に対して即応支援班等の派遣を要請する。
- ② 即応支援班等の支援内容は、下記のとおりとする。
 - ア 即応支援班の支援内容は、物資搬送を中心とした避難所支援、被災地の情報収集とする。
 - イ 災害廃棄物処理支援班の支援内容は、仮置場の設置・運営などの災害廃棄物処理に関するマネジメント支援等とする。
- ③ 派遣する即応支援班等の班数については、災害規模に応じて本部長が決定する。
- ④ 即応支援班等は、被災地の状況等について防災部会本部に報告するものとする。

7 広域支援への移行

九州地方知事会や指定都市市長会等による広域支援の本格化に伴い、本部長は九州地方知事会会長や指定都市市長会会長等と調整し、各市においては九州地方知事会や指定都市市長会等の支援の枠組みの中で、円滑な支援の実施に努めるものとする。

8 防災部会本部の解散

被災地の復旧状況や他の広域的な支援の状況に応じ、会長は本部長と協議の上、当該本部の解散を決定し、本部長は各市の市長に通知する。なお、当該決定後に各市が独自の支援を継続することを妨げない。

9 事務局が被災した場合の対応

部会長は、事務局が被災し、事務局に防災部会本部の設置ができない場合は、会長に報告するものとする。会長は、部会長と協議の上、防災部会構成市の中から事務局に代わって防災部会本部を設置する市を決定するものとする。なお、その際の本部長は防災部会本部設置市の市長が務めるものとする。

10 他の災害支援の枠組みとの関係

- ① このプランに基づく支援に当たっては、国の広域支援や九州地方知事会及び指定都市市長会等の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- ② このプランは、各市の定める個別の災害時の応援協定等による各市の支援の実施を妨げない。

11 経費負担

各市が被災市町村に対して実施した支援の経費の負担は、法令の定めによるほか、派遣

される職員の人件費を除き、原則として被災市町村の負担とし、支援市と支援先市町村との協議により定めるものとする。ただし、4の規定によるリエゾン隊の旅費は、九州市長会の負担とする。

12 公務災害補償

- ① このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。
- ② このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が公務中に生じたものについては、派遣した市が賠償する。

13 平時からの連携強化

- ① 各市は、あらかじめこのプランの実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- ② 事務局は、前項による報告を受けた場合は、その状況をとりまとめ、速やかに各市に通知するものとする。
- ③ 事務局は、九州市長会構成市の備蓄リストを集約するものとする。
- ④ 事務局は、このプランによる支援の実効性を高めるため、平時から九州地方知事会、指定都市市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

14 研修、訓練等の実施及び受援計画策定の推進

九州市長会は、発災時におけるこのプランによる円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに、各市における受援計画の策定など発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

15 委任

このプランの実施に関し必要な事項でプランに定めのない事項については、部会長が別に定める。

大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書

九州地方知事会（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、平成28年熊本地震の教訓を活かし、今後起こりうる大規模災害に備えるため、防災先進地域「九州」を築くことを目指して、相互に連携した広域応援活動と受援体制整備の実施について、次のとおり覚書を締結する。

1. 緊密な連携による迅速かつ切れ目のない被災地支援

- (1) 甲及び乙は、大規模災害が発生した際は、双方の強みを活かしながら緊密に連携し、迅速かつ切れ目のない被災地支援を行う。
- (2) 乙の構成市は、甲の構成県が九州・山口9県災害時応援協定第7条に基づき、カウンターパート方式を基本として被災県に対する応援を行う際に、九州各県から要請があった場合には、応援職員を被災市町村へ派遣する。
- (3) 乙は、大規模災害時に被災県庁にリエゾンを派遣して情報収集を行うとともに、構成市からなる即応支援班を被災地へ派遣し、物的支援などのプッシュ型支援を行う。

2. 的確な受援体制の確立

- (1) 甲の構成県は、市町村が受援計画を策定するために必要な支援を行う。
- (2) 乙は、構成市に対し、受援計画の策定を働きかける。

3. 防災対応能力の強化に向けた人材の育成

- (1) 甲の構成県は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等をより積極的に実施する。
- (2) 乙は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等を実施するとともに、構成市に対して、九州各県主催の研修等への積極的な参加を働きかける。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、甲・乙各1通を保有する。

平成29年 5月15日

九州地方知事会

会 長 広 瀬 勝 貞

九州市長会

会 長 森 博 幸

応急対策職員派遣制度に関する要綱

目次

- 第1章 総則
 - 第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項
 - 第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等
 - 第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣
 - 第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）
 - 第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）
 - 第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣
 - 第4節 独自申出による応援職員の派遣
 - 第5章 総括支援チームの派遣
 - 第6章 受援体制
 - 第7章 その他
- 別 表

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。
- (7) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (8) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (9) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (10) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (11) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をい

う。

- (13) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総合的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
 - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
 - (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
 - (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

(関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事

務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

(応援職員確保現地調整会議の設置)

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 第1段階支援に関する調整
- (2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告
- (3) 現地における情報収集
- (4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
- 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
- 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
- 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
- 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
- 7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。
- 8 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による調整等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条 現地調整会議は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

2 現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。

- (1) 総括支援チームの派遣の状況
- (2) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- (3) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- (4) 対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- (5) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- (6) 災害時相互応援協定等の締結状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 現地調整会議は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

4 現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整につ

いては全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

(1) 別表の応援優先順位欄の順位

(2) 第2項各号に掲げる事項

- 6 確保調整本部は、第3項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。
- 7 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 8 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 9 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第7項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- 2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。
 - (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整
 - (2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関する事その他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等
- 3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。
 - (1) 応援職員のニーズ等の把握
 - (2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣
 - (3) 被災市区町村の職員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

(4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の

派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行

うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあつては全国知事会に、指定都市にあつては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあつては全国市長会に、町村にあつては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

(1) 応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

- 2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。
- 3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前であっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

- 2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
- 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前であっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつ

ては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣)

第24条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

第25条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第26条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

第27条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

第7章 その他

(被災都道府県による支援)

第28条 被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援(対口支援団体との連携を含む。)及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援(総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。)を行うものとする。

2 被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第29条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。
- (2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第30条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第31条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

2 関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第32条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第33条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

(別表)

地域ブロック	北海道東北 ブロック(A)	関東 ブロック(B)	中部 ブロック(C)	近畿 ブロック(D)	中国・四国 ブロック(E)	九州 ブロック(F)
都道府県	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	富山県、石川県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、 新潟市	さいたま市、千葉 市、横浜市、川崎 市、相模原市	静岡市、浜松市、 名古屋市	京都市、大阪市、 堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡 市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

被災都道府県窓口	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

【把握したニーズ等】

被災市区町村名	把握日時

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

有 無

(2) 要請人数(見込み)※上記(1)で「有」の場合

No.	期間	業務(職種)	人数	特記事項
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

有 無

(4) その他の情報

--

【被災都道府県内の地方公共団体による対応可否】

左記(2)に対する対応可否

可	不可
可	不可
可	不可
可	不可
可	不可

左記(3)に対する対応可否

可 不可

連絡欄

--

様式2-1

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域ブロック幹事都道府県（担当部署） 御中

被災都道府県（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式2-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

様式 3 - 1

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部において貴団体を対口支援団体に決定しましたので、通知します。

記

災 害 名	
決 定 日	
対口支援団体	
派遣先の 被災市区町村	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 (事務局：総務省自治行政局公務員部)	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中

(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援団体 (担当部署)

対口支援の終了の連絡について

下記のとおり、対口支援を終了する予定ですので、連絡します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
対口支援実施 期間 (予定)	～
対口支援を終了 する理由 (被災市町村の 具体的状況)	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

対口支援の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の対口支援の終了を確認しましたので、通知します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
対口支援 実施期間	～
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 (事務局：総務省自治行政局公務員部)	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

○年○月○日(○)10時00分現在

支援団体名	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

■ 支援の状況(総括支援及び対口支援の概要について記入してください。)

支援項目	対応状況	支援にあたっての課題

■ 総括支援チーム

支援を行う被災市区町村	派遣人数	本日派遣された人数 (=現地で業務に従事した実人数)(※1)	左記のうち災害マネジメント総括支援員の氏名	翌日に派遣される予定の人数 (=現地で業務に従事する予定の実人数)(※1)	連絡事項 (今後の対応予定、派遣見込み等)

■ 対口支援チーム

対口支援を行う被災市区町村	要請人数及び派遣人数	本日派遣された人数 (=現地で業務に従事した実人数)(※1)	連絡事項 (「その他」の内訳等)	翌日に派遣される予定の人数						連絡事項 (「その他」の内訳、要請人数に対する調整状況、今後の派遣要請の見込み等)			
				要請人数		対口支援団体A(※2)		その他の団体B(※3)			派遣人数 A+B		
				要請人数	対口支援団体A(※2)	その他の団体B(※3)	派遣人数 A+B	行政窓口 調査	行政窓口 運営	遊覧所 運営	その他	合計	

※1 「本日派遣された人数」及び「翌日に派遣される予定の人数」欄については、同日中に人員が交代する場合は重複計上をせず、交代前と交代後における最大数を計上してください。
 ※2 「対口支援団体A」欄については、対口支援団体が都道府県である場合には、一体的支援を行う当該都道府県の区域内の市区町村による応援職員の人数を合わせて計上してください。
 ※3 「その他の団体B」欄については、「応急対策職員派遣制度」に関する応援職員のうち、対口支援団体以外から派遣された(される予定の)応援職員の人数を計上してください。

様式5-1

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

被災都道府県 (担当部署)

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式5-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

様式6-1

〇〇年〇〇月〇〇日

被災都道府県（担当部署） 御中

対口支援団体（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式6-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

対口支援団体窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員のパイプラインに必要事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

様式7-1

〇〇年〇〇月〇〇日

(関係団体) 御中

独自申出を行う地方公共団体(担当部署)

被災市区町村への応援職員の派遣の独自申出書

標記のことについて、別添のとおり申し出ます。

添付書類

様式7-2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

文書番号	年月日

独自申出を行う地方公共団体の窓口	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

No.	期間	業務(職種)	派遣可能 人数	特記事項
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

連絡欄

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中 (第23条第1項の場合)
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

被災市区町村 (担当部署)

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

記

派遣が必要な期間 (見込みを含む。)	
災害マネジメントの状況 (支援を求める理由等を記載)	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 (総括支援チームの派遣に関して必要な事項を記載 (別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署） 様（第23条第2項の場合）

被災市区町村（担当部署）

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

記

派遣が必要な期間 (見込みを含む。)	
災害マネジメントの状況 (支援を求める理由等を記載)	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 (総括支援チームの派遣に関して 必要な事項を記載（別紙による業 務実施場所の地図等の添付も 可))	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

様式 9 - 1

〇〇年〇〇月〇〇日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

総括支援チーム派遣団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部にて貴団体を総括支援チーム派遣団体に決定しましたので、通知します。

記

災 害 名	
決 定 日	
総括支援チーム 派遣団体	
派遣先の 被災市区町村	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

総括支援チーム派遣団体（担当部署）

総括支援チーム派遣の終了の連絡について

下記のとおり、総括支援チームの派遣を終了する予定ですので、連絡します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
派遣期間 (予定)	～
総括支援チーム の派遣を終了す る理由 (被災市区町村 の具体的状況)	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

〇〇年〇〇月〇〇日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

総括支援チームの派遣の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の総括支援チームの派遣終了を確認しましたので、通知します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
派遣期間	～
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 (事務局：総務省自治行政局公務員部)	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E - M A I L	

災害時における協力に関する協定書 (福岡県ビルメンテナンス協会)

福岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は、災害時における協力（公共建築物の清掃・消毒等による環境衛生保持業務）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に公共建築物の清掃・消毒等の協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、「公共建築物」とは、福岡市が管理する学校及び公民館等とする。

(協力要請)

第3条 災害時に甲が必要と認めるときは、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙に支援を要請することができる。

(1) 公共建築物の環境衛生面に係る被害状況の確認及び対処方法の報告

(2) 公共建築物の清掃、消毒など環境衛生面に係る応急措置

①公共建築物の洗剤洗浄（外壁、床下の洗浄及び拭き上げ、土砂等の撤去）、噴霧殺菌消毒

②排水溝の殺菌消毒

③貯水槽の清掃、消毒

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は電話等の通信手段により行うことができることとし、事後、速やかに乙に書面を送付するものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項に基づく報告内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

6 乙は、協力業務を実施したときは、報告書をもって甲に報告する。

(費用負担)

第4条 この協定に基づく協力業務のために要した費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、そのうち労務費については、建築物価指標を基に甲乙協議により決定するものとし、その他の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし甲乙協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第5条 協力業務により生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の補償については、
甲乙協議のうえ対処するものとする。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡体制の整備
について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、
期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされな
いときは、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第8条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の
うえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有
する。

平成30年10月23日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前一丁目15番12号
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

会長 金子 誠

防災支援活動に関する基本協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市設計測量業協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、道路施設、河川施設等（以下「施設」という。）について、防災支援活動（応急調査（災害が発生したときにおける被災状況等に関する調査をいう。以下同じ。）及び設計等業務（被災施設復旧のための設計業務及び測量業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、防災支援活動を迅速かつ適確に行うことにより、被災施設の早期復旧を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災支援活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間にこの協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、この協定の目的の趣旨を全会員に周知徹底するとともに、会員は甲の次条第1項の規定による要請に対し、災害時における円滑な防災支援活動体制の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は、災害時に施設において、防災支援活動の必要があると認めるときは、乙に対して支援を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、電話等の通信手段により行うことができることとし、当該要請後速やかに乙に書面を送付するものとする。

（1）活動等の内容

（2）要請者の職及び氏名

（3）その他必要な事項

（防災支援活動の実施）

第4条 災害時において、甲及び乙は一致協力して防災支援活動に当たらなければならない。

2 災害現場において協力する会員（以下「協力者」という。）は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき、災害時に最も適した防災支援活動を行わなければならない。

(乙の責務)

第5条 乙は、乙の組織内の協力体制を構築するとともに、甲から第3条第1項の規定による要請があったときは、優先してその防災支援活動を実施するための措置をとるものとする。

(報告)

第6条 協力者は、応急調査を実施したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告をするとともに、当該報告後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 応急調査の場所及び施設名
- (2) 応急調査の内容
- (3) 会社名及び責任者氏名
- (4) 応急調査の作業内容
- (5) 応急調査の期間
- (6) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、協力者が実施した防災支援活動に要した費用は、原則甲が負担する。

- 2 費用の請求等の手続きは、甲が必要な予算措置を行った後、甲の指示に基づき、協力者が行うものとする。

(労災補償)

第8条 防災支援活動において、協力者及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労災保険により補償するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

- 2 前項に規定する期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって、この協定を継続するものとする。
- 3 甲、乙いずれかが、この協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1か月前までに申し出なければならない。
- 4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第5条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することがある。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

附 則

この協定は、平成25年 3月 1日から施行する。

上記のとおり，協定したことを証するため本書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自1通を保有する。

令和 2年 6月 5日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区舞鶴一丁目3番31号-214号
一般社団法人福岡市設計測量業協会 会長 福澤 一博

当初 平成25年 2月15日

変更 令和 2年 6月 5日

運 営 要 領

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市設計測量業協会（以下「乙」という。）との間で平成25年2月15日に締結した「防災支援活動に関する基本協定書」（以下「協定」という。）第2条第2項に規定する運営要領について下記の事項を定める。

（要請等の手順）

- （1） 甲は乙に対し、防災支援活動要請等の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議しこれを定め、この手順等に従い要請等を行う。

（防災支援活動の実施）

- （2） 乙は、協定に基づく災害時の防災支援活動が常時実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を速やかに整備し甲に提出するものとする。
- （3） 乙は、防災支援活動の円滑な実施に向けて、甲が実施する防災訓練や、福岡市自主防災組織の活動等に積極的に参加するよう努めるものとする。
- （4） 乙は、防災支援活動について、年度当初に防災支援活動実施計画書を作成し甲に提出するとともに、年度末又は甲の要請があった場合は、防災支援活動実績報告書を作成し、これらを記載した書面を甲に提出しなければならない。

（調査及び業務の実施）

- （5） 協定第4条に基づき行った防災支援活動を実施する場合は、通常の業務委託と同様、各業務委託共通仕様書及び特記仕様書に基づき行うものとする。

（防災支援活動に係る費用）

- （6） 応急調査に要した費用は、実費とする。
- （7） 設計等業務に要した費用は、福岡市設計業務等標準積算基準書等に基づくものとする。

（防災等活動を行う各団体との協力）

- （8） 乙は、甲が別途防災等活動に関する協定を締結している各関係団体と一致協力して防災支援活動を行うものとする。

（協議）

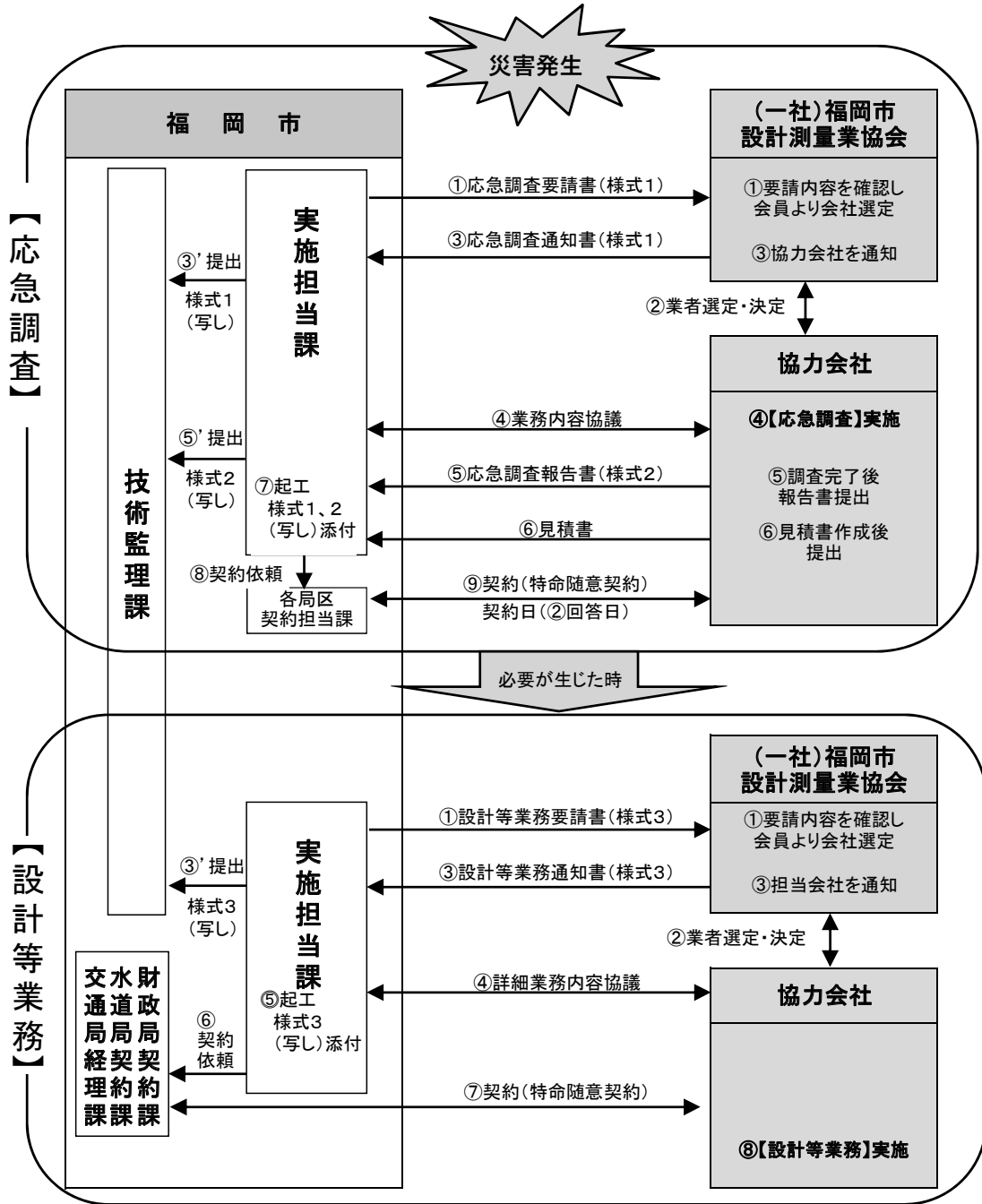
- （9） この運営要領に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

防災支援活動に関する業務フロー

業務内容

【応急調査】	被災した個所の復旧に係る概算算定に必要な測量・設計および書類作成（被災写真、平面図、縦横断面図、被災状況の展開図、数量計算書等）
【設計等業務】	応急調査終了時点で、市が業務の専門性や特殊性を勘案し、さらに測量や設計が必要と判断した業務

※下記、注意事項を確認すること



※注意事項

【共通】

- ・業務内容等の詳細協議について、現場に市職員も同行して行うこと。

【応急調査】

- ・特に緊急を要する場合は、電話等の通信手段により要請することが可能とし、その後速やかに様式にて要請書を送付すること。
- ・補助・単費は関係なく、復旧に係る費用を算出するのに必要な被災した全ての箇所に適用できる。
- ・近年、災害査定受検においては、ほぼ詳細レベルで構造決定を行い図面・数量・査定金額を算出する必要がある。詳細レベルで行った業務費用を全て「応急調査」として取り扱うことも適用可能。
- ・実施担当課は応急調査完了後、業務の専門性や特殊性を勘案し、【設計等業務】の要請を行うかどうか判断できる。

【設計等業務】

- ・要請は、災害復旧事業の交付申請対象案件(補助事業のみ)とする。
- ・見積りでなく標準積算に基づいて設計を行い、市測協の会員と特命随意契約を行うこと。
- ・清算行為である応急調査とは、異なり通常の業務委託と同じ流れで発注を行うこと。その際、様式3にて取り交わし後、起工伺いに写しを添付して発注すること。

(様式1)

(一社)福岡市設計測量業協会 様
(TEL:751-8246 FAX:751-2271)

応急調査要請書

第 _____ 号

要請年月日時 令和 年 月 日 時 分

要請者(担当課) _____ 局 部 _____ 課長 ○○ ○○
(TEL: _____ FAX: _____)

災害時における防災支援活動に関する基本協定書第3条に基づき
次のとおり応急調査を要請します。

場所			
施設名			
要請する業務の内容			
その他必要な事項			
	氏名	所属	連絡先
連絡担当者			TEL(職場): TEL(携帯): FAX : Email :
※別添資料	位置図 ・ 写真 ・ その他 (_____)		

応急調査通知書

令和 年 月 日

福岡市 _____ 局 _____ 部 _____ 課長

(一社)福岡市設計測量業協会

上記応急調査の要請に対し承諾しますので、通知します。
なお、応急調査の担当者は下記のとおりです。

	氏名	会社名	連絡先
連絡担当者			TEL : FAX : 携帯 : Email :

ver. 2020.6

(様式2)

応急調査 報告書 (第 回・最終)

提出年月日時 令和 年 月 日

応急調査要請書 第 号 について、報告書を提出する。

(提出先)

所 属

担当者名

(提出者)

住 所

氏 名

印

電話番号

場 所	
施 設 名	
着手日時	月 日
実施内容	
完了(予定)日時	月 日
作業内容	
その 他	

(様式3)

(一社)福岡市設計測量業協会 様
(TEL:751-8246 FAX:751-2271)

設計等業務要請書

第 _____ 号

要請年月日時 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

要請者(担当課) _____ 局 _____ 部 _____ 課長 ○○ ○○
(TEL: _____ FAX: _____)

災害時における防災支援活動に関する基本協定書第3条に基づき
次のとおり設計等業務を要請します。

場所			
施設名			
要請する業務の内容			
その他必要な事項			
	氏名	所属	連絡先
連絡担当者			TEL(職場): TEL(携帯): FAX : Email :
※別添資料	位置図 ・ 写真 ・ その他 (_____)		

設計等業務通知書

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

福岡市 _____ 局 _____ 部 _____ 課長

(一社)福岡市設計測量業協会

上記測量・設計等業務の要請に対し、下記の会員が対応しますので、通知します。

住所及び氏名	連絡先
	TEL : FAX :

ver. 2020.6

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、福岡市地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の市民への支援）

第4条乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の区等の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）第7条甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第8条この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第9条この協定は、平成27年3月20日から適用する。なお、福岡市長と住宅金融公庫福岡支店長との間で締結した平成17年6月14日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月20日

甲 福岡市

福岡市長

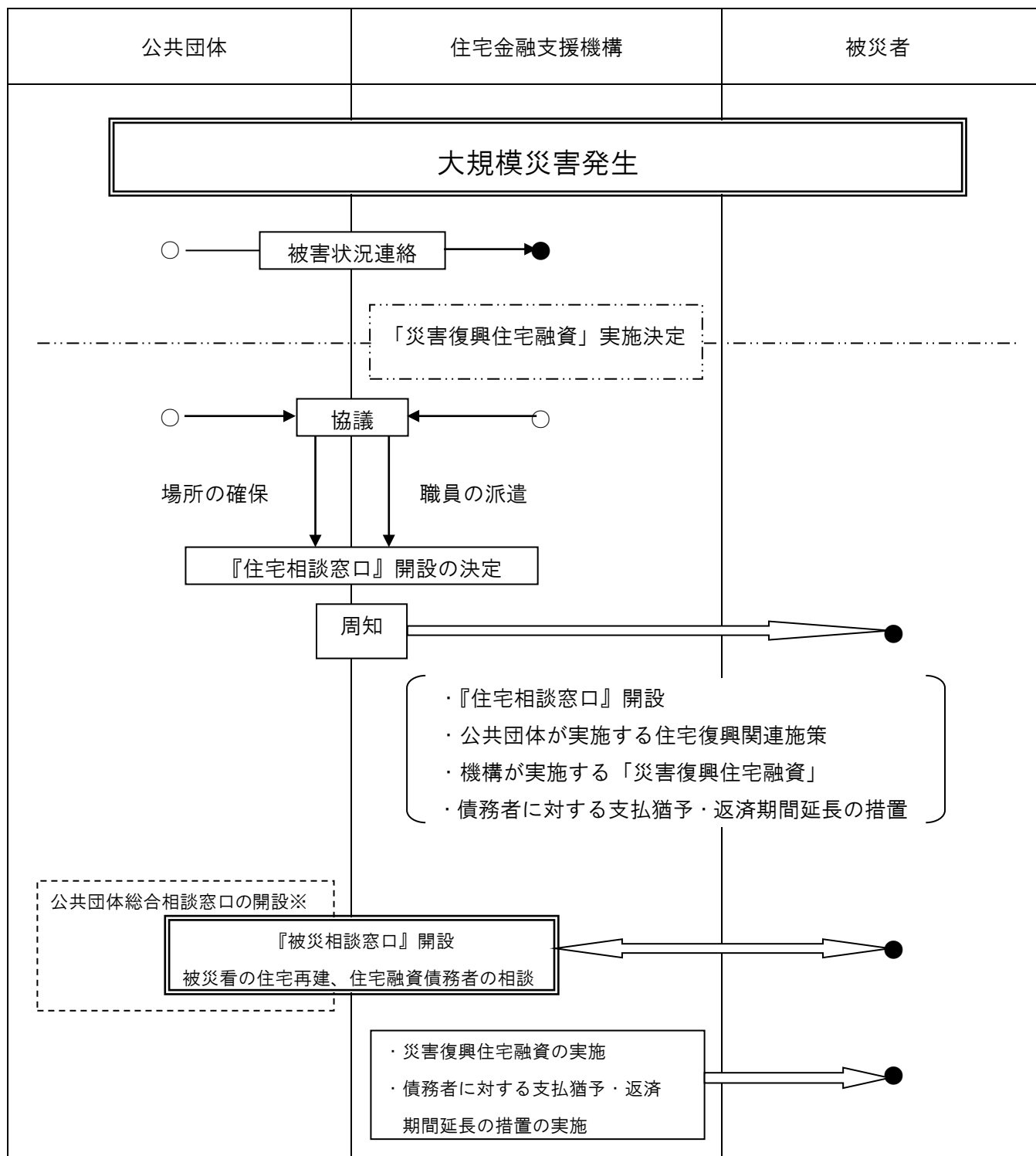
高 島 宗一郎

乙 独立行政法人住宅金融支援機構

理事長

宍 戸 信 哉

基本協定に基づく災害発生後の対応例



(参考) ※福岡県西方沖地震における福岡市の例

- 『福岡市特別相談窓口』
- ・ 被災証明申請・発行（区役所総務課等）
 - ・ 建築相談（応急危険度判定士等）
 - ・ 災害援護資金貸付、被災者生活再建支援金支給等相談（保健福祉局等）
 - ・ 公共団体が実施する復興支援策相談（公共団体職員）
 - ・ 被災者の住宅再建、住宅融資債務者の相談（機構職員）= 『住宅相談窓口』
 - ・ その他法律相談等（弁護士等）

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第4条 甲、乙及び丙は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第5条 丁は、第3条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅の使用の適否に係る確認に関すること

- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上別に定めるものとする。

(雑則)

第8条 甲と丁との間で平成30年10月22日に締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 東京都千代田区大手町2丁目6番1号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会 長 三好 修

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第4条 甲、乙及び丙は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第5条 丁は、第3条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅の使用の適否に係る確認に関すること

- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上別に定めるものとする。

(雑則)

第8条 甲と丁との間で平成22年3月19日に締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供及び媒介に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡市東区馬出1丁目13番10号
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会
会 長 加藤 龍雄

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、福岡県（以下「甲」という。）及び救助実施市である福岡市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は、前項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙は、住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部県営住宅課とし、

乙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和元年10月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成7年3月24日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号
M&Cビル5階
一般社団法人プレハブ建築協会
会長 芳井 敬一

災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と福岡県建築物災害対策協議会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、建築物に係る防災及び減災の取組みや木造応急仮設住宅の建設などを迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）防災・減災活動 建築物に関する防災研修など災害時等に備えた取組みを行うこと
- （2）災害緊急活動 災害時等の緊急パトロール及び応急処置を行うこと
- （3）木造応急仮設住宅 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち木造のもの
- （4）応急修理 災害救助法第4条第1項第6号に規定する応急修理
- （5）救助実施市 災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市

（防災・減災活動）

第3条 甲及び丁は、防災・減災活動をとおして、建築物における防災意識を共有し、併せて、その取組みを広く普及啓発するものとする。

（災害緊急活動）

第4条 甲は、市町村から災害緊急活動の実施体制の構築に関する協力の要請があったときは、丁を紹介するものとし、実施する災害緊急活動については、市町村と丁が別途協議の上、行うものとする。

2 丁は、市町村から災害緊急活動の要請があったときは、前項の協議内容等に基づき、可能な限り協力するものとする。

（木造応急仮設住宅の建設）

第5条 甲は、木造応急仮設住宅の建設要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

2 乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第7条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙又は丙は、建設要請をする旨をあらかじめ甲に連絡するものとし、甲は、第7条第1項の連絡調整を行う。

- 5 丁は、第1項から第3項までの建設要請があったときは、丁の構成団体の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。
- 6 丁のあつせんを受けた業者は、第1項から第3項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（木造応急仮設住宅の建設費用の負担及び支払）

- 第6条 業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。
- 2 前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の木造応急仮設住宅の建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡調整）

- 第7条 甲は、第5条の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

- 第8条 丁は、木造応急仮設住宅の建設については、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

（応急修理）

- 第9条 災害等が発生し、応急修理を実施する必要がある場合には、甲又は乙若しくは丙から丁に対して協力要請を行う。
- 2 丁は、市町村から応急修理の協力の要請があった場合には、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（周知等）

- 第10条 丁は、防災・減災活動及び災害緊急活動の趣旨及び実施について、その構成団体の全ての会員に周知徹底を図るとともに、活動体制の確保に努めるものとする。

（連絡窓口）

- 第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、第2条第1号及び第2号は福岡県建築都市部建築指導課、第2条第3号は同部県営住宅課、第2条第4号は同部住宅計画課とし、乙においては北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丁においては一般社団法人福岡県建設業協会事務局とする。

（会員名簿等の提供）

- 第12条 丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する建設業者の会員名簿を毎年1回甲、乙及び丙に提供するものとし、業務担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

（協議）

- 第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（適用）

- 第14条 本協定は、令和元年10月1日（以下「発行日」という。）から適用する。ただし、乙又は丙

- に係る規定については、乙又は丙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。
- 2 本協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙丙丁のいずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
 - 3 甲乙丙丁のいずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1か月前までに申出なければならない。
 - 4 甲又は乙若しくは丙は、丁が本協定の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、本協定を解除することがある。
 - 5 乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。
 - 6 甲と丁との間で締結した平成28年6月3日付け「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡県建築物災害対策協議会
構成団体 福岡県建築物災害対策協議会 会長
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14-18
一般社団法人 福岡県建設業協会
会長 松本 優三

福岡県福岡市東区箱崎1丁目1-1
福岡県建設業協同組合
理事長 金子 和英

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目3-4
一般社団法人 福岡県木造住宅協会
代表理事 大里 博之

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、木造応急仮設住宅の建設を迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 この協定における対象は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で木造のものとする。

（木造応急仮設住宅の建設）

第3条 甲は、木造応急仮設住宅の建設の要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

2 乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第6条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙又は丙は、建設要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第6条第1項の連絡調整を行う。

5 丁は、第1項から第3項までの建設要請があったときは、丁の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。

6 丁のあっせんを受けた業者は、第1項から第3項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第4条 業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部県営住宅課、乙においては北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課とし、丁においては一般社団法人日本木造住宅産業協会九州支部事務局とする。

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。

2 乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第7条 丁は、木造応急仮設住宅の建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第8条 丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和元年10月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙又は丙に係る規定については、乙又は丙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。

3 甲と丁との間で締結した平成30年2月14日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 東京都港区六本木1丁目7-27 全特六本木ビルWEST棟2階
一般社団法人 日本木造住宅産業協会
会長 市川 晃

災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の2第1項に規定する救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、木造応急仮設住宅の建設などを迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）木造応急仮設住宅 災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち木造のもの
- （2）応急修理 災害救助法第4条第1項第6号に規定する応急修理

（木造応急仮設住宅の建設）

第3条 甲は、木造応急仮設住宅の建設の要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

2 乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第7条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙又は丙は、建設要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第7条第1項の連絡調整を行う。

5 丁は、第1項から第3項までの建設要請があったときは、丁の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。

6 丁のあつせんを受けた業者は、第1項から第3項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（木造応急仮設住宅の建設費用の負担及び支払）

第4条 業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(応急修理)

第5条 災害等が発生し、応急修理を実施する必要がある場合には、甲又は乙若しくは丙は、丁に対して協力要請を行う。

2 丁は、乙、丙以外の市町村から応急修理の協力の要請があった場合には、可能な限り協力するよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、第2条第1号は福岡県建築都市部県営住宅課、第2条第2号は同部住宅計画課とし、乙においては、北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては、福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丁においては、一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

(連絡調整)

第7条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。

2 乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第8条 丁は、木造応急仮設住宅の建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和3年6月8日（以下「発効日」という。）から適用する。

2 乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。

3 甲、乙、丙及び丁との間で締結した令和元年10月1日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月8日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
一般社団法人 全国木造建設事業協会
理事長 大野 年司

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「被災建築物」とは、本市が実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物・工作物等とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人員、資機材を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報提供等について協力する。

（業務内容）

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
- (4) 甲に対する調査結果の報告

2 前各号に規定する業務以外で、被災建築物等のアスベスト飛散防止のための具体的な提案・助言等の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した経費は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費（人件費、機器費を除く）とし、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年6月26日

甲 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区神田神保町2丁目2番31号

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会

代表理事 貴田 晶子

災害時における法律相談業務に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等への法律相談業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法律相談実施の協力要請）

第2条 甲は、災害時に法律相談の実施が必要と認めるときは、乙に対し文書によりその協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することとし、後日速やかに乙に文書を提出するものとする。

2 前項に基づき開催する法律相談会（以下「相談会」という。）の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（役割）

第3条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

2 乙は、相談会の開催にあたり、速やかに乙の会員から法律相談業務に従事する者を選定し派遣するものとする。ただし、乙は、乙の会員のみでの対応が困難なときは、日本弁護士連合会及び九州弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 乙は、予め法律相談業務に従事する者を対象に、相談会の開催にあたり必要な研修を適宜実施するように努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請があれば、相談会における相談内容その他の必要な事項について書面により、甲が指定する日までに甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第5条 相談会は、被災者が相談料を負担しない無料相談とする。

2 甲は、乙に対し、相談会の開催場所を、無償で提供するものとする。

3 相談会の実施にあたり、その他必要な費用については、甲乙協議して定める。

(損害の補償)

第6条 この協定に基づく相談会の実施において、乙が派遣した者に生じた損害の補償については、甲は負担しないものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定して相互に書面により通知するものとする。連絡責任者が変更された場合も同様とする。

(事前協議)

第8条 甲及び乙は、平時から、災害時において実施する被災者への法律相談に関し、必要に応じて継続的に意見交換を行うなど、連絡調整に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保管するものとする。

平成30年8月31日

(甲) 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

(乙) 福岡市中央区城内1丁目1番
福岡県弁護士会
会長 上田 英友

九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と福岡市市民局長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成21年6月24日）については、廃止するものとする。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 福岡市内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、福岡市市民局長の要請があった場合、または福岡市において「災害対策本部」が設置され九州地方整備局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は情報連絡員を福岡市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、福岡市市民局長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

（応援の実施）

第3条 九州地整局長は、福岡市市民局長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 福岡市市民局長は、福岡市内の所管施設に大規模な災害が発生または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、福岡市市民局長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 福岡市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は福岡市市民局長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－3の文書にて応援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- （1）災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合

九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

- ① 大規模な災害である場合。
- ② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。
- ③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）。
- ④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明（未調整）、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と福岡市市民局は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と福岡市市民局長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、福岡市においては市民局防災・危機管理課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年4月8日から適用するものとする。

平成23年4月8日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局 企 画 部 長

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福 岡 市 市 民 局 長

災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定書(イオン、マックスバリュ)

福岡市(以下「甲」という。)とイオン九州株式会社、マックスバリュ九州株式会社(以下「乙」という。)は、福岡市内(以下「市内」という。)において災害が発生し、生活必需物資の供給協力等、防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(用語の意義)

第1条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達 特別調達及び一般調達をいう。
- (2) 特別調達 市内のいずれかの場所において、電気、水道、ガス等のライフラインの一部または全部が途絶するなど都市機能が一時麻痺するような大規模災害が発生し、住民の避難が3日以上継続する場合における物資の供給をいう。
- (3) 一般調達 前号に規定する場合以外の災害等非常時で甲が必要と認めた場合における物資の供給をいう。

(物資の範囲)

第2条 調達により、甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 医薬品
- (5) その他甲が指定する物資

(要請)

第3条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙に対し特別調達又は一般調達を要請することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、乙が避難所の運営管理者と協議し、必要があると判断した場合は、調達を行うことができる。

(要請の方法)

第4条 前条の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を発行するものとする。

- 2 甲は、調達が可能な企業が複数ある場合は、避難所等に最も近い店舗のある企業から特別調達又は一般調達を順次要請することとする。

(実施)

第5条 乙は、第4条の要請を受けたときは、乙の被災状況、在庫状況、その他乙の事情により供給が困難である場合を除き、保有物資を優先的に調達に充てるものとする。

- 2 特別調達の期間は、甲において、他の手段による物資調達が見込まれるまでの間とし、最長3日間を限度とする。
- 3 乙は、調達により物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

(物資の搬入)

第6条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

- 2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(調達物資の価格)

第7条 特別調達における乙から甲への物資の供給価格は、災害発生時直前における乙の販売価格(「被災者支援価格」という。)を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 一般調達における乙から甲への物資の供給価格は、災害発生時直前における乙の販売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 調達に係る物資の運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

(物資の保有数量等の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(災害時における情報提供)

第9条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡を取るよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(その他の協力)

第10条 第2条に掲げる物資の供給のほか、甲は店舗の駐車場、水道及びトイレ等、一時的な避難場所として必要な施設の利用について、乙に協力を要請することができる。これに係る要請の方法については第4条第1項の例によるものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(その他)

第13条 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲1通、乙2通を保有する。

付則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

平成20年3月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 坂野 邦雄

災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第2条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第3条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第4条第1項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第4条第3項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第7条に規定する救援物資の対価及び運搬等に係る費用の支払は、こども未来部が行うこととする。

(保有数量等確認及び情報連絡)

第7条 協定第8条に規定する乙に対する保有数量等の確認はこども未来部が担当し、情報連絡を行うこととする。

(施設の利用に関する協力依頼書)

第8条 協定第10条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第3号のとおりとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成20年3月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目1番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 坂野 邦雄

【災害時救援物資】

種別	物資名
食料品	弁当, パン インスタント食品 (ご飯, カップ麺, スープ, カレー, おかゆ等) 粉ミルク, 離乳食 缶詰 (プルトップ型) 飲料水 (ペットボトル 500ml) 菓子 (袋入り煎餅, 飴等)
日用品	毛布, 寝具, 寝袋 肌着, 靴下 おむつ (幼児用・成人用) 生理用品 タオル トイレットペーパー, ティッシュペーパー 食器セット (使い捨て) 洗面用具, 歯ブラシ, 歯磨き粉 シャンプー, 石鹸 使い捨てカイロ らくのみ, ストロー
医薬品	風邪薬, 解熱剤, 胃腸薬, 目薬 消毒液 絆創膏 体温計 マスク 入れ歯安定剤 家庭用殺虫剤

- (1) 災害時救援物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
 (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、必要なものをその都度調達する。

災害時における物資の供給に関する協定書(イオンストア九州株式会社)

〔 ※ 平成 27 年 9 月 1 日付、イオンストア九州株式会社による株式会社ダイエーの事業承継に伴い、本協定における乙の地位は、イオンストア九州株式会社に承継されています。 〕

福岡市(以下「甲」という。)と株式会社ダイエー(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

(協力の要請)

第 2 条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(協力の実施)

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、甲に物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記入し、甲に提出するものとする。

(物資の種類)

第 4 条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他応急措置に必要なもの

(物資の搬入)

第 5 条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(物資の価格)

第 6 条 物資の対価及び第 5 条に規定する物資の運搬等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は当該受け渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(車両優先通行の確保)

第 7 条 甲は、災害時において、乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として、通行できるよう配慮するものとする。

(従事者の損害補償)

第 8 条 甲は、第 5 条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例(昭和 38 年福岡市条例第 23 号)の規定に基づき、当該損害を補償する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社ダイエー
代表取締役 西見 徹

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、こども未来部が行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成20年6月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目1番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 神戸市中央区港島4丁目1番1
株式会社ダイエー
代表取締役 西見 徹

(別表第1)

【災害時救援物資】

種別	物資名
食料品	弁当, パン, インスタント食品 (ご飯, カップ麺, スープ, カレー, おかゆ等), 粉ミルク, 離乳食, 缶詰 (プルトップ型), 飲料水 (ペットボトル 500ml) 菓子 (袋入り煎餅, 飴等)
日用品	毛布, 寝具, 寝袋, 肌着, 靴下, おむつ (幼児用・成人用), 生理用品, タオル, トイレトペーパー, ティッシュペーパー, 食器セット (使い捨て), 洗面用具, 歯ブラシ, 歯磨き粉, シャンプー, 石鹸, 使い捨てカイロ, らくのみ, ストロー
医薬品	風邪薬, 解熱剤, 胃腸薬, 目薬, 消毒液, 絆創膏, 体温計, マスク, 入れ歯安定剤, 家庭用殺虫剤

- (1) 災害時救援物資は概ね上記の品目を基準とし，災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は上記の他，甲乙協議の上，必要なものをその都度調達する。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(生協)

この協定は、地震、風水害その他による災害が福岡市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり定めるものとする。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が福岡市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対しその物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について、協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活組合連合会（以下「会員生協等」という。）が保有する応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、原則として別表第1のとおりとする。

2 乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、電話、ファックス等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（輸送）

第6条 業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて、会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

2 甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

（応急生活物資の受領）

第7条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については、災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に、甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第10条 第3条及び第6条の規定に基づく業務により、生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第11条 甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより、死亡その他の事故が生じたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは保障を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(広域的な支援体制の整備)

第12条 乙は、他県的生活協同組合連合会等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

第13条 甲は、災害時において、市民に対して応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、消防隊等が支援を必要とするときは、乙に対し支援を要請し、乙はその要請に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(法令の遵守)

第15条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第17条 この協定の実施に関して、必要な事項は甲乙協議の上決定するものとする。

(施行)

第18条 この協定は、平成20年8月28日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、当事者記名押印の上各1通を保有する。

平成20年8月28日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅南1丁目3番11号博多南ビル

福岡県生活協同組合連合会
会長理事 行岡 みち子

災害時応急生活物資一覧表

段階 想定	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品 目	水・飲料 ◎ 菓子パン ◎ 牛乳（LL） ◎ 果物（バナナ） ◎ レトルト食品（ごはん） ◎ 缶詰（イージーオープン） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ◎ ほ乳びん ◎ 紙おむつ ◎ 卓上ガスコンロ なべ	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳（LL） 切り餅 レトルト食品（ごはん） 缶詰（イージーオープン） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

- (1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間毎の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は、上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

◎は、災害直後、最優先に調達すべき品目

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と森永製菓株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における食糧（以下「食糧」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に食糧を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に食糧の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で、文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、食糧を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（食糧の種類）

第4条 食糧の種類は、別途定めることとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（食糧の搬入）

第5条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において、甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における食糧の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（食糧の価格）

第6条 食糧の対価及び第5条に規定する食糧の運搬等にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した食糧の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、乙が食糧を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第5条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例(昭和38年福岡市条例第23号)の規定に基づき、当該損害を補償する。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、食糧供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

(その他協力事項)

第10条 甲及び乙は、防災に関する市民への啓発活動等を協力して行う。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 この協定の効力発生により、平成21年12月17日付けで締結した甲乙間の「災害時における物資の供給に関する協定書」は失効するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月27日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区芝5-33-1
森永製菓株式会社
代表取締役社長 太田 栄二郎

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、令和元年6月27日付けの災害時における物資の供給に関する協定書(以下「協定」という。)第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時に供給する食料は別表第1のとおりとする。

(供給依頼書)

第3条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第4条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第5条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、福岡市災害対策(警戒)本部こども未来部が行うものとする。

(連絡体制)

第6条 協定第9条に規定する連絡体制は、別紙のとおりとする

(有効期限)

第7条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同一とする。なお、この実施細目の効力発生により、平成21年12月17日付けで締結した甲乙間の「災害時における物資の供給に関する協定実施細目」は失効する。

令和元年6月27日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区芝5-33-1
森永製菓株式会社
代表取締役 太田 栄二郎

別表第1（細目第2条関係）

分類	主な品種
菓子	inゼリー・ビスケット・クラッカー・チョコレート・キャラメル・キャンデー 等

※品種は、甲の依頼時に、乙が在庫する食料の中から供給する。

災害時における物資の供給に関する協定書(ローソン)

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、福岡市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達、製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達、製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第5条に規定する物資の運搬、引き渡しに関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第14条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長

災害時における物資の供給に関する協定書(セブン-イレブン)

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達、製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 福岡市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合。
- (2) 福岡市外の災害について、国及び被災自治体等からの要請により、救援の必要がある場合。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達、製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」(別紙第2号様式)により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - (1) 引渡しの日時及び場所
 - (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前
の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第5条に規定する物資の運搬、引き渡しに関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第 14 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 3 月 29 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高 島 宗 一 郎

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO 井 阪 隆 一

災害時における物資の供給に関する協定書(ファミリーマート)

福岡市(以下「甲」という。)と株式会社ファミリーマート(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資(以下「物資」という。)の供給等について、次のとおり協定を締結する。

(要請)

- 第1条 甲は、福岡市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給、又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書(「災害時における災害救助物資調達要請書」：別紙様式1)により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書(前述様式1)を乙に提出する。

(物資の範囲)

- 第2条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙が物資の供給の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。
- (1) 食料品
 - (2) 飲料水
 - (3) 日用品
 - (4) その他甲が指定する物資

(物資の運搬・引渡し)

- 第3条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行う。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲または甲が指定する者が当該運搬を行う。
- 2 甲は、引渡しの際、職員を当該引渡場所まで派遣し、受取を行う。ただし、職員の派遣ができない場合は、甲が指定する者が受取を行う。乙は、物資の供給が完了した後、甲に対し、速やかに文書(「災害時における災害救助物資供給実績状況報告書」：別紙様式2)により供給実績の報告を行う。

(車両の通行)

- 第4条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲の支援を行う。

(物資の代金等)

- 第5条 甲は物資を引き取った後、乙の請求に基づき、その代金を乙が指定する口座に支払う。
- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定する。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、乙が負担する。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、その著しく超える部分について、甲が負担する。

(供給可能数量等の報告)

- 第6条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち甲が指定する物資の供給数量の目安を、文書(「物資保有数量報告書」：別紙様式3)にて報告する。また、災害時における責任者の緊急連絡先について、文書(「連絡先報告届」：別紙様式4)にて甲に報告するものとし、供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も同様とする。

(損害補償)

第7条 甲は、第4条に規定する物資の運搬・引渡しにかかる業務に従事したことにより、死亡その他の事故に遭い損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

(業務の不履行)

第8条 乙は、自己の加盟店、配送業者等の関係者に、最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から履行が困難な場合、速やかに甲に報告するとともに、甲はこれを承諾する。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第11条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1カ月前までに書面により相手方に通知する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 8月 1日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島宗一郎

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

災害時の物資供給に関する協定書（西友）

福岡市（以下「甲」という。）と合同会社西友（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、福岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要がある場合は、乙に対し、乙の保有する物資の調達及び供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請できる物資の範囲は、次のとおりとする。ただし、本協定は、乙による物資の在庫確保を保証するものではない。

- (1) 別表「支援物資の品目」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請及び回答の方法）

第3条 第1条の規定に基づく要請及びその回答は、確認書（様式第1号）、報告書（様式第2号）及び要請書（様式第3号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、要請及びその回答は、電話その他の適切な方法によるものとし、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、要請事項に対して可能な限り措置するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡し場所及び日時は、乙が指定するものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、この限りでない。

3 前項の場合において、甲は物資の運搬に使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

4 乙から甲へ引渡しを受けた物資の運搬は、甲が行うものとする。

（措置の状況報告）

第6条 乙は第1条の規定に基づく要請により必要な措置を講じた場合、措置後に措置の状況報告書（様式第4号）を甲に交付するものとする。

（費用及び請求）

第7条 乙が措置した物資の対価及び引渡し場所までの運搬費用は甲が負担するものとし、その金額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物資の対価は、災害発生時直前の乙の店舗における販売価格とする。

(2) 引渡し場所までの運搬費用は、実費とする。

2 乙は甲に対し、措置後、速やかに請求するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、物資の引渡しを受け、乙からの請求書を受領した後、前条に規定する費用を、請求書受理日の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 前項の規定に係る振り込みに関する手数料は、甲が負担する。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を、連絡責任者届(様式第5号)により相手方に報告し、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、定める。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解約)

第12条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年1月6日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都北区赤羽二丁目1番1号
合同会社 西友
企業コミュニケーション部
バイス・プレジデント
和間 久美恵

別表

支援物資の品目

区 分	品 目
食 料	米, パン, 牛乳, 缶詰, インスタント麺, レトルト食品, 魚肉缶詰, 容器入飲料水
日 用 品	ポリタンク, 乾電池, ライター, トイレトペーパー, ティッシュペーパー, ごみ袋, 洗剤, ガムテープ, 軍手
そ の 他	ビニールシート

災害時における物資の供給に関する協定書(グッデイ)

福岡市（以下「甲」という。）と嘉穂無線株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、別表のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（物資の搬入）

第5条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において、甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の対価及び第5条に規定する物資の運搬等にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第5条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、物資供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協 議)

第 11 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 0 年 8 月 2 8 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 福岡市南区塩原一丁目 2 8 番 2 4 号
嘉徳無線株式会社
代表取締役 柳 瀬 真 澄

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、こども未来部が行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成20年8月28日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市南区塩原一丁目28番24号
嘉徳無線株式会社
代表取締役 柳瀬 真澄

別表第1（第4条に規定する物資）

物資区分	区分	品名
日用品（資材）等	日用品（資材）	ブルーシート、レジャーマット、ロープ、テント 懐中電灯、乾電池、ビニールカッパ（雨具）、ヘルメット、モップ、バケツ、ポリタンク、給油ポンプ 石油ストーブ、土嚢袋
	衣料等	軍手、長靴、タオル
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて、甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資	

災害時における物資の供給に関する協定書(コメリ)

福岡市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で 文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、別表のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（物資の搬入）

第5条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において、甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の対価及び第5条に規定する物資の運搬等にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第5条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、物資供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協 議)

第 11 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1
N P O 法人 コメリ災害対策センター
理 事 長 捧 賢 一

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、こども未来部が行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成21年 4月 20日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表第1（第4条に規定する物資）

分類	主な品種
作業関係	作業シート, 標識ロープ, ヘルメット, 防塵マスク, 簡易マスク, 長靴, 軍手, ゴム手袋, 皮手袋, 雨具, 土嚢袋, ガラ袋, スコップ, ホースリール
日用品等	毛布, タオル, 割箸, 使い捨て食器, ポリ袋, ホイル, ラップ, ウェットティッシュ, マスク, バケツ, 水モップ, デッキブラシ, 雑巾, 簡易ライター, 使い捨てカイロ
水関係	飲料水, 水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ, 木炭, 木炭コンロ
電気用品等	投光器, 懐中電灯, 乾電池, カセットコンロ, カセットボンベ
トイレ関係等	携帯トイレ

災害時の物資供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社新生堂薬局（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、福岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要がある場合は、乙に対し、乙の保有する物資の調達及び供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請できる物資の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 飲料水
- (2) 子ども用紙おむつ
- (3) 子ども用おしり拭き
- (4) その他甲が指定し乙が承認した物資とする。

ただし (4) に掲げる品目に関しては、乙による在庫確保を保証するものではない。

（要請及び回答の方法）

第3条 第1条に基づく要請及びその回答は、原則、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは、第2条(1)から(3)について、必ず供給する。ただし、乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は、この限りではない。

2 乙は、調達により物資を供給したときは、速やかに、物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡し場所及び日時は、乙が指定するものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、この限りでない。

3 前項の場合において、甲は物資の運搬に使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

4 乙から甲へ引渡しを受けた物資の運搬は、甲が行うものとする。

（費用及び請求）

第6条 乙が措置した物資の対価及び引渡し場所までの運搬費用は甲が負担するものとし、その金額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物資の対価は、災害発生時直前の乙の店舗における販売価格
- (2) 引渡し場所までの運搬費用は実費

2 乙は甲に対し、措置後、速やかに請求するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、物資の引渡しを受け、乙からの請求書を受領した後、前条に規定する費用を、請求書受理日の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 前項の規定に係る振り込みに関する手数料は、甲が負担する。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を、書面により相手方に報告し、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、定める。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区中尾三丁目12番17号
株式会社 新生堂薬局
代表取締役 水田 雅幸

災害時における物資供給に関する協定書 (岩田産業株式会社)

福岡市（以下「甲」という。）と岩田産業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合等における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合は、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請できる物資の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料
- (3) 炊き出し用材料（炊き出しメニューに合わせた材料一式）
- (4) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請及び回答の方法）

第3条 第1条に基づく要請及びその回答は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは速やかに物資を供給する。

ただし、乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は、この限りではない。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに、物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所及び日時は、甲が指定するものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用及び請求）

第6条 物資の対価及び運搬費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（体制の整備）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第9条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年11月15日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区諸岡三丁目26番39号
岩田産業株式会社
代表取締役社長 岩田 章

災害時における物資の供給に関する協定書(アクティオ)

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域において地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、応急措置に必要な資機材を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、供給依頼書（様式第1号）で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに納入報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条

物資の種類は、別表のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（物資の搬送及び設置）

第5条 物資の搬送及び設置は、甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬送及び設置が困難な場合は、甲乙協議の上、方法・場所等について決定するものとする。

（車両通行への配慮）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 物資の搬送及び設置にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格及びその設置費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成29年4月18日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
株式会社アクティオ 九州支店
上席執行役員九州支店長 橋爪正一

別表（第4条に規定する物資）

区 分	品 名
資機材	発電機，投光器，仮設トイレ，移動式クーラー，移動式エアコン，掃除機，レンタカー，仮設ハウス
その他	上記に定めのないもののうち，災害状況に応じて，甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

災害時における物資の提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資の提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域において地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、応急措置に必要な資機材を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、別紙様式第1号で、乙に提供の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に優先的かつ速やかに物資の提供を行うものとする。

2 乙は、物資を提供したときは、速やかに別紙様式第2号を作成し、甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条

乙が甲に提供する物資の種類は、別表のとおりとし、乙が甲から要請を受けた時点で、乙が供給可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在現在において、災害時に提供可能な物資の見込み数量を甲に報告するものとする。

（物資の搬送及び設置）

第5条 物資の搬送及び設置は、甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

3 第1項による搬送及び設置が困難な場合は、甲乙協議の上、方法・場所等について決定するものとする。

（車両通行への配慮）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が甲に提供した物資のレンタル料及び搬送等にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（体制の整備）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成30年2月21日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地
株式会社ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠志

別表（第4条に規定する物資）

区 分	品 名
資機材	ソーラーパネル（商品名：ソラボ）、ソーラーパネル付プレハブ（商品名：ソーラーシステムハウス）、ソーラーパネル付仮設トイレ（商品名：ソーラーバイオトイレ）、自立型ソーラー街路灯
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて、甲が緊急に指定する物資で乙が提供可能な物資

災害時における物資供給に関する協定書 (アスクル株式会社)

福岡市（以下「甲」という。）とアスクル株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における被災住民等を支援するための生活必需品等の救援物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福岡市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同様。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、福岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行なう支援活動に対する乙の協力に関し、その円滑な運営を帰するため、必要な事項を定めることを目的とする。なお甲は、防災計画の変更により本協定に影響を及ぼす場合は、事前に変更内容を乙に通知の上、対応を協議する。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があるときは、乙に対し、乙の保有する次条の範囲の物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請できる物資の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 乙が「ASKUL Logi PARK 福岡」として運営している施設（福岡県福岡市東区みなと香椎 2-2-1。以下「乙施設」という）に在庫する物資。

（要請及び回答の方法）

第4条 第2条に基づく甲の乙に対する要請は、物資の品名、対価、数量、運搬費用その他必要事項を記載した文書により行うものとし、乙はこれに対する回答を文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合で文書により要請することができないときは、甲は乙に対し電話等により口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第5条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは可能な範囲内でこれに応じるものとする。ただし、乙施設が罹災する等の特別な事情又はその他の乙の事情により要請に応じることができない場合は、乙はその旨を甲へ通知するものとする。

2 乙は、物資を供給するときは、物資名、数量等の必要事項を記載した納品書（以下「納品書」という。）を添付するものとし、添付することができない場合は乙は事後すみやかに納品書を甲に提出するものとする。

3 本協定を実施するために必要な細目事項は、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡し場所及び日時は、甲乙協議のうえ、甲が指定するものとする。

2 物資の引渡し場所は、原則、乙施設とする。

ただし、甲は乙と協議のうえ、乙施設と異なる場所を指定することができる。

(注文書の発行及び対価等の請求)

第7条 甲は、やむを得ない場合を除き、第4条の要請内容および前条の引渡し日時、場所等の必要事項を記載した注文書を発行するものとする。

2 物資の対価及び運搬費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、その費用を請求から1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金する方法により支払うものとする(送金手数料は甲の負担とする)。なお、乙が甲に供給する物資の価格は、災害発生直前における乙の事業者向け通販サービスでの販売価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 本協定に基づき乙が甲に引き渡した物資について、引き渡し後6か月以内(有期物品の場合で賞味期限等を有する場合は6か月を上限として当該期間内)に隠れた瑕疵が発見された場合、乙は甲に対し、瑕疵のある物資について良品と交換し、または返品を受けたうえで返金をするものとする。

(危険負担)

第9条 本協定に基づき乙が乙施設において甲または甲指定の納入業者に引き渡すまでの食糧等の滅失・毀損等の危険は乙が負担するものとし、当該引き渡し後の当該危険は甲が負担するものとする。

(体制の整備)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

2 前項の定めに関わらず、乙施設の使用に関する乙と乙施設の土地及び建物の貸主との間の賃貸借契約が終了したときは、終了の理由のいかんを問わず、本協定の有効期間内であっても、本協定は直ちに終了するものとする。この場合、乙は速やかに甲に対し、乙施設の賃貸借契約が終了した旨を通知するものとする。

(契約上の地位等の譲渡等の禁止)

第12条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本協定に基づく地位及び一切の権利義務につき直接又は間接を問わず、第三者に譲渡し、移転し、若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとする。

(解除)

第13条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの催告を要せず、本協定及び本協定に付随する一切の契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1)甲が、乙に対する支払い債務の履行を遅滞しまたは怠ったとき。
- (2)本協定に定める条項のいずれかに違反したとき。
- (3)相手方の信用を失墜させるような行為をしたとき。
- (4)上記各号に準じる事由が生じたとき。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、相手方が本協定の定め違反したときは、これによって生じた損害(訴訟費用及び合理的範囲の弁護士費用を含む。)の賠償を請求することができるものとする。

(合意管轄)

第15条 甲及び乙は、本協定及び本協定に付随する一切の契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義等に関する協議)

第16条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都江東区豊洲三丁目2番3号
アスクル株式会社
ECR本部センターマネージメント
統括部長 川村 修

災害時における物資供給等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と大塚製菓株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合等における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給及び平時の市民への防災啓発活動に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義及び要請）

第1条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）をいう。

2 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合は、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請できる物資の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) バランス栄養食（カロリーメイト）
- (2) 水分・電解質補給飲料（ポカリスエット）
- (3) 体調管理飲料（ボディメンテドリンク）
- (4) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請及び回答の方法）

第3条 第1条に基づく要請及びその回答は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに物資を供給する。

- 2 乙は、物資を供給したときは、速やかに、物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から提供を受けた物資の配布実績等を乙へ報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所及び日時は、甲が指定するものとする。

- 2 甲は、物資の引渡し場所までの運搬を、乙に要請することができるものとし、乙は可能な限りこれに協力する。

（費用及び請求）

第6条 乙が供給した飲料等の対価その他必要な経費については、甲が負担するものとする。

- 2 乙が甲に供給した飲料等の対価は、災害が発生する直前における市場価格を基準として甲乙協議のうえ、定めるものとする。
- 3 前項に規定する費用の支払は、前条に規定する物資の引渡しの完了後、乙の請求に基づき遅滞

なく行うものとする。

(平時の防災啓発活動)

第7条 乙は、年間を通じ、市民への家庭内備蓄等に係る啓発に努める。

2 乙は、甲が実施する防災・備蓄などの啓発活動に可能な限り協力する。

(体制の整備)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく物資供給等が円滑に行われるよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 甲、乙及びその職員等は、本協定による要請業務の実施により知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第11条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区奈良屋町13-13
大塚製薬株式会社
福岡支店長 笠間 康久

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会九州支部福岡県部会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域において地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、応急措置に必要な資機材を迅速かつ的確に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の依頼）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、供給依頼書（様式第1号）で、乙に供給の依頼をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により依頼できないときは、口頭で依頼し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、日本レンタル協会九州支部福岡県部会の会員から、物資供給が可能な会社を調整し、物資供給会社名簿（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、原則、別表のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（物資の輸送、設置及び撤去）

第5条 物資の輸送及び設置は、甲が指定した市内の避難所等へ物資供給会社が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による輸送及び設置が困難な場合は、甲乙協議の上、方法・場所等について決定するものとする。

3 乙は、物資供給会社が物資を供給したときは、速やかに納入報告書（様式第3号）を作成し、甲に提出するものとする。

4 物資の撤去は、甲乙協議の上、物資供給会社を実施し、撤去完了後、速やかに完了報告書（様式第4号）を作成し、甲に提出するものとする。

（車両通行への配慮）

第6条 甲は、物資供給会社が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用は、甲が負担するものとし、物資供給会社からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、物資供給会社が甲に供給した物資の価格及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

令和2年8月11日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅東2丁目9番1号東福第2ビル6F
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
九州支部 福岡県部会
代表者 福岡県部会長 太田 新治

主な資機材一覧

番号	品 種	品 目	番号	品 種	品 目
1	車両	自動車	24	オフィス家具	長机・椅子
2		マイクロバス	25		梯子・脚立
3		フォークリフト	26		スチール棚, 書棚
4		クレーン車	27		ホワイトボード(スタンド式)
5		軽トラック	28		拡声器
6	プレハブ	プレハブ	29		ハンディメガホン
7		仮設トイレ	30		パーティション
8		簡易シャワー設備	31		ロッカー
9		給水タンク	32		プロジェクタースクリーン
10	設営用具	テント(空調式・パイプ式) 付属品一式(杭・ロープ)	33		安全器具
11		強化プラスチック敷き板	34	電光表示板	
12	電源(照明)機器	発電機	35	警告灯・回転灯	
13		投光器	36	コーン・コーンバー	
14		電工ドラム・延長ケーブル	37	有害ガス検知器	
15		照明機器(フロアライト)	38	清掃用具	
16		LEDランタン	39		フロアー
17	電化製品	パソコン	40		ゴミ箱(45ℓ)
18		複合機	41		塵芥収集箱
19		プリンター	42	軽車両	自転車
20		ファックス	43		パンクレス折りたたみ自転車
21		ストーブ(電気・石油)			
22		スポットクーラー			
23		扇風機			

※記載されている品目以外についても手配を依頼する場合がある。

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡パッケージ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が乙の協力を得て、応急措置に必要な物資を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする（協力の要請）

第2条 甲は災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、供給要請書（様式第1号）で、次の各号の物資を乙に要請することができる。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製間仕切り
- （3）その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに納入報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による運搬が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲と乙とが協議の上、別途定める。

（災害補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、相互に「連絡先報告届」（様式第3号）を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡先等に変更が生じた場合にも、その都度、提出するものとする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、供給可能な物資の品目及び数量等について報告を求めることができる。

(協議等)

第10条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(協定の有効期限)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月10日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県糟屋郡久山町久原工業団地2843
福岡パッケージ株式会社
代表取締役社長 庄嶋 毅

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第2号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第9条 乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 7月 15日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役社長 石田 卓巳

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第 6 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第 7 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第 9 条 乙は、物資の供給の終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、物資の供給に要した費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪府泉南市泉州空港南1番地
双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社
代表取締役社長 梅津 光浩

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
食料、飲料水	弁当、サンドイッチ、お茶、ミネラルウォーター、エネルギーバー

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と大日本除虫菊株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第 6 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第 7 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 第 6 条の運搬及び引渡しについて、当該引渡し場所までの運搬に係る通常要した費用は乙が負担するものとする。ただし、第 6 条の引渡し場所より遠の物資運搬に係る通常要する費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 本条第 1 項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第 9 条 乙は、物資の供給の終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、物資の供給に要した費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月10日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪府大阪市西区土佐堀1丁目4番11号
大日本除虫菊株式会社
代表取締役社長 上山 直英

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
日用品	トイレ衛生製品、環境衛生製品（害虫関係）、使い捨てカイロなど

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市南区（以下「甲」という。）と株式会社ダイキョープラザ（以下「乙」という。）は、地震，風水害等の災害（以下，「災害」という。）発生時における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は，福岡市南区で災害が発生し，区内の広範囲が被災しかつ多数の避難住民が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，区内の避難住民に対して，より速やかに物資を供給することを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は，区内の災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，乙に供給の要請を行うものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後に文書の提出を行うものとする。

（要請の期間）

第 3 条 甲が乙に協力を要請できる期間は，甲において，他の手段による物資調達が見込まれるまでの間とし，災害発生から概ね 7 2 時間以内の期間とする。

（協力の実施）

第 4 条 乙は，第 2 条の要請を受け入れたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，供給を行うものとする。ただし，乙自身が被災し要請を受け入れる状況にならない場合や，その他，乙が物資を供給することができないやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

2 乙は，物資を供給したときは，速やかに甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第 5 条 物資の種類は次のとおりとし，乙は可能な範囲の数量で甲に対し供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) その他応急措置に必要なもの

(物資の受け渡し)

第6条 甲が要請した物資の受け渡しについては、区内の乙の指定する場所で甲が乙立会
いのもと、これを受領するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲に対し行う物資の供給は、乙の負担により行う。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれか
らも協定解消または変更の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更
新し、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義又は定めのない事項が生じたときは、
その都度、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本番2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有
す
る。

平成29年2月28日

甲 福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡南区長 細川 浩行

乙 福岡市南区柳瀬一丁目33番10号
株式会社 ダイキョープラザ
代表取締役社長 杉 慎一郎

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下、「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第5条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は、別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(物資供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(供給物資決定書)

第5条 協定第4条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成29年2月28日

甲 福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡市南区長 細川 浩行

乙 福岡市南区柳瀬一丁目33番10号
株式会社 ダイキョープラザ
代表取締役社長 杉 慎一郎

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力をを行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第4条 甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 2月17日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区天神一丁目11番17号
株式会社レンタルのニッケン
九州支店長 堀之内 宏

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と稲尾産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力をを行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第4条 甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 2月17日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区西月隈五丁目4番46号
稲尾産業株式会社
代表取締役 稲尾 達哉

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と亜細亜通商株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力をを行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第4条 甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 2月17日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 古賀市青柳546番地1
亜細亜通商株式会社
代表取締役 下村 雄二

避難所・避難場所利用に関する協定（福岡カンツリー倶楽部）

（趣旨）

福岡市（以下「甲」という）と福岡カンツリー倶楽部（以下「乙」という）との間において、災害時における避難所・避難場所としての利用に関する協定を締結する。

なお、詳細は、別途実施細目において定める。

（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年9月3日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区大字上和白1318-1

福岡カンツリー倶楽部

理事長 谷 正明

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の施設を大規模災害（地震・風水害・原子力災害等の大規模な災害）時に、福岡市民が避難所・避難場所として利用することについて、必要な事項を定める。

(避難所の指定)

第2条 甲は、災害時における避難所・避難場所として、乙の施設を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所・避難場所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡カンツリー倶楽部 全施設

(使用の要請)

第3条 甲は災害の状況に応じて、乙に施設利用の要請を行い、乙はこれに応じるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において避難所・避難場所を開設する必要がある場合、別に定める連絡体制に基づき、乙に対し開設する旨を依頼する。

(避難所の運営)

第5条 避難所・避難場所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたっては、必要に応じて乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所・避難場所の使用の制限を求めることができる。

(費用負担等)

第6条 甲は、避難所・避難場所の運営にかかる費用を実費負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

3 乙は、甲の依頼に基づき、必要に応じて避難者に食料等の供給を行う。なお、当該供給にかかる費用については、甲の負担とする。

(開設期間)

第7条 避難所・避難場所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

(原状復旧)

第8条 甲は、避難所・避難場所の使用に際し損害等を与えた時は、その責任と負担において原状に復する。

附則 本実施細目は、「避難所・避難場所利用に関する協定」の施行日より有効とする。

大規模災害発生時における施設等の利用に関する協定(福岡コンベンションセンター)

福岡市（以下「甲」という。）と一般財団法人福岡コンベンションセンター（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時におけるコンベンション施設等の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、コンベンション施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定におけるコンベンション施設等とは、以下に定める範囲とする。

- 一 マリンメッセ福岡A館（展示室、付帯施設及び付帯設備等）
- 二 マリンメッセ福岡B館（展示室、付帯施設及び付帯設備等）
- 三 福岡国際センター（展示ホール、付帯施設及び付帯設備等）
- 四 福岡国際会議場（会議室、付帯施設及び付帯設備等）
- 五 施設に付帯する駐車場並びに周辺広場（別紙において定める範囲）

(要請等)

第3条 甲は、コンベンション施設等の安全が確認され、利用が可能な場合に次の事項について、乙に協力を要請することができる。

- 一 避難所としての避難者の受け入れ
 - 二 帰宅困難者の一時受け入れ
- 2 前項においてコンベンション施設等を開放するにあたっては、その利用状況及び利用予定を踏まえ、甲乙協議の上、利用の可否及び範囲を決定する。
- 3 第1項の要請は、文書をもって依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書の提出によることができる。

(利用期間)

第4条 この協定に基づく利用期間は、次のとおりとする。

- 一 前条第1項第1号における利用期間については、利用開始から7日以内とする。
- 二 前条第1項第2号における利用期間については、利用開始から2日以内とする。
- 三 前2号の利用期間は、やむを得ない事情がある場合には、甲乙協議の上、延長できる。

(運営責任)

第5条 甲はコンベンション施設等の利用にあたって、第3条第1項各号に係る運営責任を負う。

- 2 施設等の照明及び空調等の管理は、乙が行う。

(経費の負担)

第6条 コンベンション施設等を利用した場合には、甲は次の経費を負担する。

- 一 光熱水費（実費相当額）

- 二 コンベンション施設等をき損又は汚損した場合における復旧に要する費用
 - 三 コンベンション施設等の利用終了時の原状回復に要する費用
 - 四 その他、避難所利用のために乙が負担した費用
- 2 前項の経費の負担方法は、コンベンション施設等の利用終了後、甲乙で協議の上、決定する。
- 3 乙が負担した実費相当額について、甲は乙の請求に基づき速やかに支払う。

(利用料金等の免除)

- 第7条 展示室、展示ホール及び会議室の利用料金は、福岡市コンベンション施設条例第7条第6項及び福岡国際センター管理規程第17条第2号若しくは第3号の規定に基づき免除する。
- 2 付帯施設及び付属設備等を利用する場合の料金については、これを無償とする。

(有効期間)

- 第8条 本協定は、締結の日から令和4年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。
- ただし、乙が指定管理者として指定されている期間とする。

(協定の改定)

- 第9条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

- 第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

(協定の正本)

- 第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

附則 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

- 2 平成26年4月1日に締結された大規模災害発生時における施設等の利用に関する協定は、これを廃止する。

令和 3年 4月 1日

甲 福岡市長
高島 宗一郎

乙 (一財)福岡コンベンションセンター
理事長 小野田 勝則

災害時における施設等の利用協力に関する協定(西南学院大学)

福岡市(以下「甲」という。)及び学校法人西南学院(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)発生時における乙が所有する施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設等は、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 体育館
- (2) 備蓄物資保管用スペース
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

(要請等)

第3条 甲は、災害発生時において、避難者及び帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への避難者の受入れ
 - (2) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - (3) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - (4) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - (5) その他、避難者及び帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号における期間については、利用開始から7日以内
 - (2) 前条第1項第2号における期間については、利用開始から3日以内
- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者及び帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は、避難者及び帰宅困難者に対し、移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者及び帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に、延長することができる。

(開設及び運営)

- 第5条 乙は、災害時に速やかに避難者及び帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の学校運営に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

- 第6条 乙は、この協定に基づき避難者及び帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

- 第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

- 第8条 第3条の規定による避難者及び帰宅困難者の受入れに伴い、施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

- 第9条 乙は、学内に災害時の備蓄物資を保管するため、スペースの確保を行う。
- 2 乙は、備蓄物資保管用スペースに、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に、水6,000本、非常食6,000食分、防寒具1,000人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は計画的に補充を行う。
- 3 乙が備蓄物資保管用スペースに備蓄する物資は、乙を含む市内での避難者及び帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

- 第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(新体育館の整備に関する協議)

第12条 乙は、西南学院大学キャンパスグランドデザインに基づき、西キャンパスに新体育館を整備する計画であることから、整備計画の作成にあたっては、災害発生時における避難空間の確保、災害時対応トイレの整備、非常用発電設備について、予め甲と協議を行うこととする。

(協定の改定)

第13条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第15条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年4月27日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

市長

高島 宗一郎

乙 福岡市早良区西新六丁目2番92号

学校法人西南学院

理事長

ギャーリ バークレー

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。), 学校法人西南学院(以下「乙」という。)及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会(以下「丙」という。)は, 福岡市災害ボランティアセンター(以下「災害ボランティアセンター」という。)を設置するにあたり, 次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は, 災害が発生した場合, ボランティア活動を推進し, 被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために, 災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において, 次の各号に掲げる用語の意味は, それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震, 風水害等により生じる被害をいう。
- (2) 災害ボランティアセンター 災害時にボランティア活動の調整等を行うために, 福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

(設置要請等)

第3条 甲は, 災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合, 乙に対し, 災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2 前項における要請及びこれに対する回答は, 文書をもって行うものとする。ただし, 緊急を要する場合には, 口頭, 電話, 電子メール等によることができるものとし, 事後に文書の提出を行うものとする。

(設置場所)

第4条 第3条第1項の要請を受け, 乙がこれを認めた場合は, 甲は, 災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。

(設置運営)

第5条 災害ボランティアセンターの設置は甲が行い, 運営は丙が行うものとする。なお, 必要に応じて, 甲乙丙の三者で協議するものとする。

2 災害ボランティアセンターの運営にあたっては, 乙に在籍する学生のうち, 希望する者が学業に支障のない範囲で協力する。この場合において, 当該学生の協力は運営の補助とし, 当該学生が携わることのできる業務の詳細は別に定める。

(経費の負担)

第6条 災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。ただし、災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は、甲の負担とする。

(原状復帰)

第7条 災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合、甲及び丙は、速やかに設置場所を整理し、原状に復帰させる。原状復帰に要した費用は、甲の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から2021(令和3)年3月31日までを有効期間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2020(令和2)年3月16日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区西新六丁目2番 92 号
学校法人西南学院
理事長 ギャーリ バークレー

丙 福岡市中央区荒戸三丁目3番 39 号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長 谷川 浩道

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2020(令和2)年3月16日付けの福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき、協定書の実施に必要な事項を定めるものとする。

(設置要請等)

第2条 協定書第3条に基づき甲が乙に要請する場合の文書の様式は、様式第1号のとおりとする。また、乙が甲の要請に対して回答する文書の様式は、様式第2号とする。

(設置場所等)

第3条 協定書第4条に規定する乙の敷地内設置場所は、西南学院大学東キャンパスの一部とする。ただし、乙が必要と認めた場合は、乙が管理する他の場所に設置することもある。なお、設置期間は、おおむね3週間程度を目安とする。

(運営)

第4条 協定書第5条に規定する災害ボランティアセンターの運営については、福岡市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき実施することとし、特別の事情がある場合は、甲乙丙協議により別途定めることができる。

(経費の支払)

第5条 協定書第6条及び第7条に規定する費用については、甲と丙が平成21年4月28日付けで締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、丙が乙に支払うものとする。この場合において、丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(有効期間)

第6条 この実施細目の有効期間は、協定書の有効期間と同一とする。

2020(令和2)年3月16日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区西新六丁目2番92号
学校法人西南学院
理事長 ギャーリ バークレー

丙 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長 谷川 浩道

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡大学（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設等は、次の各号に掲げる範囲とする。

- （1）福岡大学総合体育館
- （2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、避難者に対し、次の各号の内容について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への避難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）その他、避難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から7日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は避難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに避難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき避難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による避難者の受入れに伴い、避難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に請求するものとする。この場合、甲は十分協力するものとする。

2 前項の損害を与えた者が特定できない場合、施設等に生じた損害については、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第12条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第13条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成29年3月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学長 山口 政俊 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人中村産業学園九州産業大学（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を臨時避難所等として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設等は、次の各号に掲げる範囲とする。

- （1）大楠アリーナ 2020（福岡市東区松香台二丁目3番1号）
- （2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（用語）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）臨時避難所 大規模な災害時において地域の避難者を一時的に収容するために臨時で開設する避難施設をいう。
- （2）物資の二次集積拠点 一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、各避難所へ物資を配送するための施設をいう。

（要請等）

第4条 甲は、災害発生時において、次の各号の内容について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への避難者の一時受入れ
 - （2）物資の二次集積拠点の提供
 - （3）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - （4）その他、避難者に有益な情報の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から臨時避難所の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第5条 前条第3項の期間は、次のとおりとする。

- （1）前条第1項第1号における期間については、利用開始日から7日以内
 - （2）前条第1項第2号における期間については、利用開始日から30日以内
- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者及び物資を他の施設に移転させなければならない。避難者の移転にあたっては、甲は避難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(臨時避難所の開設及び運営)

- 第6条 乙は、災害時に速やかに避難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第4条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

- 第7条 乙は、この協定に基づき避難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

- 第8条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、乙の備蓄を避難者へ提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

- 第9条 第4条の規定による避難者の受入れ等に伴い、施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に請求するものとする。この場合、甲は十分協力するものとする。
- 2 前項の損害を与えた者が特定できない場合、施設等に生じた損害については、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

- 第11条 この協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効する。ただし、期間満了日の3カ月前までに、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

- 第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

- 第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

- 第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

令和2年11月11日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区松香台二丁目3番1号
学校法人中村産業学園 九州産業大学
理事長 津上 賢治

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立香椎工業高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における香椎工業高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を災害の種別に応じて適正を判断した上で指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立香椎工業高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区香椎駅東2丁目23番1号
福岡県立香椎工業高等学校長 柊 孝洋

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立香椎工業高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1) 施設名 福岡県立香椎工業高等学校 体育館」を「(1) 施設名 福岡県立香椎工業高等学校 体育館及びグラウンド」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区香椎駅東2丁目23番1号
福岡県立香椎工業高等学校長 大塚 信

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立香住丘高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における香住丘高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立香住丘高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区香住ヶ丘1丁目26番1号
福岡県立香住丘高等学校長 井星 英

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立香住丘高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立香住丘高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立香住丘高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区香住ヶ丘1丁目26番1号
福岡県立香住丘高等学校長 井星 英

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立香椎高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における香椎高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立香椎高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区香椎2丁目9番1号
福岡県立香椎高等学校長 山口悦朗

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立香椎高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立香椎高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立香椎高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市東区香椎2丁目9番1号
福岡県立香椎高等学校長 田中 眞太郎

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における福岡高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を災害の種別に応じて適性を判断した上で指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立福岡高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区堅粕1丁目29番1号
福岡県立福岡高等学校長 松谷 敏樹

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立福岡高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立福岡高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区堅粕1丁目29番1号
福岡県立福岡高等学校長 松谷 敏樹

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立博多青松高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における博多青松高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立博多青松高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区千代1丁目2番21号
福岡県立博多青松高等学校長 中島 良博

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡中央高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における福岡中央高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を災害の種別に応じて適性を判断した上で指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立福岡中央高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区平尾3丁目20番57号
福岡県立福岡中央高等学校長 辻村 克江

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡中央高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1) 施設名 福岡県立福岡中央高等学校 体育館」を「(1) 施設名 福岡県立福岡中央高等学校 体育館及びグラウンド」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区平尾3丁目20番57号
福岡県立福岡中央高等学校長 金井 昌平

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立筑紫丘高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における筑紫丘高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立筑紫丘高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区野間2丁目13番1号
福岡県立筑紫丘高等学校
校長 上原 洋祐

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑紫丘高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第1条中「災害時（風水害・原子力災害）」を「災害時（地震・風水害・原子力災害）」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 8月21日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区野間2丁目13番1号
福岡県立筑紫丘高等学校長 松尾 圭子

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑紫丘高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立筑紫丘高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立筑紫丘高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区野間2丁目13番1号
福岡県立筑紫丘高等学校長 松尾 圭子

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立柏陵高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における柏陵高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立柏陵高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区柏原4丁目47番1号
福岡県立柏陵高等学校長 待鳥 和海

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立柏陵高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立柏陵高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立柏陵高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区柏原4丁目47番1号
福岡県立柏陵高等学校長 大久保 芳隆

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立城南高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における城南高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立城南高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市城南区茶山6丁目21番1号
福岡県立城南高等学校長 井上 拓夫

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立城南高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立城南高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立城南高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市城南区茶山6丁目21番1号
福岡県立城南高等学校長 井上 拓夫

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校（以下「乙」という）との間において、災害時における福岡高等聴覚特別支援学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区荒江3丁目2番2号
福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校長 西田 敏博

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1) 施設名 福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校 体育館」を「(1) 施設名 福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区荒江3丁目2番2号
福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校長 坂口 和俊

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡聴覚特別支援学校（以下「乙」という）との間において、災害時における福岡聴覚特別支援学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立福岡聴覚特別支援学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区荒江3丁目2番1号
福岡県立福岡聴覚特別支援学校長 田中 稔彦

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡講倫館高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における福岡講倫館高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立福岡講倫館高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区有田3丁目9番1号
福岡県立福岡講倫館高等学校長 泉 大介

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡講倫館高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1) 施設名 福岡県立福岡講倫館高等学校 体育館」を「(1) 施設名 福岡県立福岡講倫館高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区有田3丁目9番1号
福岡県立福岡講倫館高等学校長 鎌田 哲郎

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡工業高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における福岡工業高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立福岡工業高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区荒江2丁目19番1号
福岡県立福岡工業高等学校
校長 竹口 伸一郎

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡工業高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第1条中「災害時（風水害・原子力災害）」を「災害時（地震・風水害・原子力災害）」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 8月21日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区荒江2丁目19番1号
福岡県立福岡工業高等学校長 竹口 伸一郎

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡工業高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1) 施設名 福岡県立福岡工業高等学校 体育館」を「(1) 施設名 福岡県立福岡工業高等学校 体育館及びグラウンド」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区荒江2丁目19番1号
福岡県立福岡工業高等学校長 竹口 伸一郎

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立早良高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における早良高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立早良高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区大字小笠木403
福岡県立早良高等学校長 今村 勝人

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立早良高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立早良高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立早良高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区大字小笠木403
福岡県立早良高等学校長 永尾 昇

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立修猷館高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における修猷館高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は、原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立修猷館高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる。

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区西新6丁目1番10号
福岡県立修猷館高等学校長 奥山 訓近

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立修猷館高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立修猷館高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立修猷館高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市早良区西新6丁目1番10号
福岡県立修猷館高等学校長 江口 善雄

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立筑前高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における筑前高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（風水害）における福岡市の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立筑前高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市西区大字千里111番地1
福岡県立筑前高等学校長 名倉 政雄

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑前高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第1条中「災害時（風水害）」を「災害時（地震・風水害）」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 8月21日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市西区大字千里111番地1
福岡県立筑前高等学校長 西田 敏博

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑前高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立筑前高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立筑前高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市西区大字千里111-1
福岡県立筑前高等学校長 西田 敏博

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立玄洋高等学校（以下「乙」という）との間において、災害時における玄洋高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し、協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害）における福岡市の住民が避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、乙の体育館を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

(1)施設名 福岡県立玄洋高等学校 体育館

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に、開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行う。なお、使用にあたって不明な事項等が発生した場合は、乙に協力を求めることができる

2 乙は、乙の業務に支障が生じる場合、甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の運営にかかる費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、施設の使用料を徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は、その責任と負担において原状に復する。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1月前までに、甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市西区大字田尻2490
福岡県立玄洋高等学校長 金井 昌平

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成25年4月1日に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立玄洋高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第2条第2項中「(1)施設名 福岡県立玄洋高等学校 体育館」を「(1)施設名 福岡県立玄洋高等学校 体育館及びグラウンド)」に改める。

附 則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市西区大字田尻2490
福岡県立玄洋高等学校長 重枝 武司

災害時における施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡県（以下「乙」という。）並びにアクション福岡マネジメントグループ（以下「丙」という。）は、福岡市内に地震その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、福岡県立スポーツ科学情報センターを福岡市地域防災計画に定める避難所として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定は、糸島市原子力災害広域避難個別計画に定める糸島市民の避難先として福岡県立スポーツ科学情報センターを利用する場合も同様とする。

（施設所在地）

第1条 施設の所在地は、次のとおりとし、甲は、当該施設を避難所と指定していることを住民等に周知するための必要な措置を講じる。

- ・所在地 福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号
- ・対象施設名 福岡県立スポーツ科学情報センター

（連絡体制）

第2条 災害時に円滑な避難所開設を行うため、甲及び乙並びに丙は互いに緊急時の連絡先を共有し、定期的に更新する。

（災害時の初動対応）

第3条 甲は、災害時に第1条で規定する施設を避難所として利用する必要がある場合、原則として丙に対し文書をもって協力を要請する。但し、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

2 丙は前項の要請が行われた場合、以下の確認を行い、乙と協議の上、要請に対する協力の可否を判断し、避難所として利用できる施設の範囲を甲に回答する。

- ・余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊の可能性の有無
- ・津波・水害での水没又は浸水の可能性の有無
- ・延焼火災の可能性の有無
- ・建物構造物及び内部被害の有無
- ・ライフライン（電気、ガス、上下水道、電話、インターネット）被害の有無

3 甲は、第1条で規定する施設を避難所として開設した場合は速やかに職員を派遣する。なお、丙は、甲職員が到着するまでの間、受入場所を確保し避難者を受け入れる。

4 丙は、甲の職員が到着したら、その指示を受けながら、避難所運営に協力する。

5 甲が第1条で規定する施設を避難所として開設する前に住民等が避難してきた場合、丙は甲及び乙に連絡し対応を協議する。

6 丙職員の勤務時間外に災害が発生した場合、丙のうちあらかじめ指定された参集者は、自発的にできる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに施設に参集する。

7 丙は、住民等の避難経路に障害物等がある場合は、住民等と協力し除去するよう努める。

（災害時における避難所等の運営）

第4条 丙は、第3条第1項の要請を受け、協力が可能な場合、甲の責任・指揮監督のもと実施する避難所の開設及び運営において次に掲げる協力を行うものとする。

- （1）施設の施錠・解錠
- （2）避難所運営の支援

- (3) 施設に整備されている附属整備・備品の使用
- (4) 施設の照明及び空調等の維持管理
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲の要請時に丙が協力可能と判断した業務

(費用負担)

第5条 災害時に甲が施設を避難所として利用した場合、施設使用料を除き、甲は原則として次の費用を負担する。なお、丙は、可能な限り速やかに、費用の詳細を記載した書面をもって甲及び乙に報告する。

- (1) 光熱水費（実費相当額）
 - (2) 施設をき損及び汚損した場合における復旧に要する費用
 - (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
 - (4) その他、避難所開設・運営のために発生する人件費及び丙が負担した費用
- 2 前項の費用の範囲、負担方法は、施設利用終了後、甲乙丙協議の上決定する。
- 3 前項により決定した甲が負担する費用について、甲は乙又は丙の請求に基づき速やかに支払う。

(開設期間)

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議する。

- 2 乙は丙の意見を踏まえ、甲に延長の可否及び延長可能な場合の期間を回答する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和元年12月23日から令和5年3月31日までとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この協定の締結に伴い、災害時における福岡県立スポーツ科学情報センターの収容避難所としての利用に関し福岡市と福岡県立スポーツ科学情報センターとの間において平成25年4月1日に締結した「避難所施設利用に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙3者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月23日

甲 福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県知事 小川 洋

丙 アクシオン福岡マネジメントグループ代表団体
公益財団法人福岡県スポーツ振興センター
理事長 本園 明

災害時における避難場所としての使用に関する協定書（国営海の中道海浜公園）

国土交通省九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所長（以下「甲」という。）と福岡市長（以下「乙」という。）は、福岡市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時に国営海の中道海浜公園（以下「公園」という。）を避難場所として使用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（使用範囲）

第1条 乙が避難場所として使用可能な広場を有する施設の範囲は、原則として、施設名一覧（別紙1）および配置図（別図1，2）に示す範囲とする。ただし、公園の被災状況や福岡市全域の被災状況等に応じて、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用する際の手続き）

第2条 乙が広場を避難場所として使用する場合は、許可申請書（別紙2）により、甲に対し許可申請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、福岡市より公園事務所へ電話等により協議し承諾を受けるものとし、後日速やかに許可申請を行うものとする。なお、公園事務所が閉庁日の場合は、電話等により連絡を行うものとする。

2 期間を延長する場合においても、前項同様の手続きを行うものとする。

（避難用テント等を設置する際の手続き）

第3条 避難用テント等を設置する場合は、都市公園占用許可申請書（別紙3）により、許可申請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、福岡市より公園事務所へ電話等により協議し承諾を受けるものとし、後日速やかに都市公園法第6条の規定に基づく許可申請を行うものとする。また、都市公園法施行令第20条の規定に基づく使用料の取り扱いについては、その都度協議して決定するものとする。

2 期間を延長する場合においても、前項同様の手続きを行うものとする。

3 避難用テントが不要となった場合、使用した公園敷地は、原則として、原状に復旧するものとする。

（公園内の電力、上下水道等の使用について）

第4条 乙が公園内の電力、上下水道等を使用した場合の費用は、すべて乙が実費負担するものとする。

（たき火、または火気等の使用について）

第5条 広場でのたき火、または火気等の使用にあたっては、乙の責任において安全管理等の必要な措置を講じるものとする。

（避難地の標識設置について）

第6条 乙が公園内に避難場所標識を設置する必要がある場合は、設置者名に福岡市と海の中道海浜公園を併記するものとし、設置および管理についての費用および責任については、すべて乙が負うものとする。

(避難場所への誘導)

第7条 避難場所への人及び車両の誘導については、公園管理者の指示に従い、乙が責任をもって行うものとする。なお、協力要請があった場合は、甲は、必要に応じて協力するものとする。

(情報の共有)

第8条 防災に関わる情報(第2条第1項の規定に基づく許可申請等を行う以前に住民等が避難して来た場合等)は、相互に情報共有を図るものとする。

2 情報の共有や災害発生時の迅速な対応を行うことができるよう、緊急連絡網(別紙4)を作成し、甲乙双方で保管するものとする。なお、連絡先及び担当者等に変更が生じた場合は、その都度修正を行うものとする。

(その他)

第9条 本協定の記載事項に疑義が生じた場合または協定に記載のない事項については、その都度協議し決定するものとする。

(運用)

第10条 この協定は、平成25年8月1日より運用を開始し、平成26年3月31日までの間、適用する。なお、期限の1ヶ月前までに双方から何ら申し出がない場合には、同一条件で次年度も運用するものとし、翌年度以降も同様とする。

以上、確認の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成25年7月23日

甲 住所 福岡市東区大字西戸崎18番25号
国土交通省九州地方整備局
国営海の中道海浜公園事務所長 篠宮 章浩

乙 住所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

施設名一覧

優先順位	場所・施設名	面積 (m2)
1	西戸崎近隣グラウンド	16,000
2	マリンワールドエントランス下広場	13,000
3	ホテル前広場	13,000
4	デイキャンプ場西側草地	5,500
5	光と風の広場駐車場	17,000
6	大芝生広場(花の丘東側)	30,000
7	大芝生広場(レストハウス前)	19,000
8	大芝生広場(動物の森正門南側)	13,700
9	大芝生広場(パターゴルフ場)	27,500
10	西口芝生広場	7,700
11	子供の広場	7,000
12	野外劇場(平坦部)	3,300
13	アジサイの小径脇の広場	5,400
14	西駐車場A	34,800
15	西駐車場B	24,800
16	西駐車場C	16,200
17	海ノ中道駅口駐車場	24,800
18	ワンダーワールド口駐車場	13,800
19	デイキャンプ場	15,000
	計	307,500

【備考】

上記における「優先順位」とは、公園を避難場所として使用する場合には、公園の運営上の影響が少ない順位であり、実際にどの広場等を避難場所として使用するかについては、被災状況等に応じて、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と学校法人都築学園(以下「乙」という。)及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会(以下「丙」という。)は、福岡市災害ボランティアセンター(以下「災害ボランティアセンター」という。)を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合、ボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)災害 地震、風水害等により生じる被害をいう。
- (2)災害ボランティアセンター 災害時にボランティア活動の調整等を行うために、福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

(設置要請等)

第3条 甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合は、乙に対し、災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2 前項における要請は、「設置要請書」(様式第1号)をもって行うものとする。また、乙が甲の要請に対する回答は、「回答書」(様式第2号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

(設置場所)

第4条 第3条第1項の要請を受け、乙がこれを認めた場合は、甲は、災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。ただし、乙の敷地内に避難所が開設されている場合は、原則、災害ボランティアセンターを設置しないものとする。

2 乙の敷地内設置場所は、学校法人都築学園第一薬科大学及び福岡第一高等学校とする。ただし、乙が必要と認めた場合は、乙が管理する他の場所に設置することもある。

(設置運営)

第5条 災害ボランティアセンターの設置は甲が行い、運営は丙が行うものとする。なお、必要に応じて甲乙丙の三者で協議するものとする。

(設置期間)

第6条 災害ボランティアセンターの設置期間は、おおむね3週間程度を目安とする。ただし、状況により、別途甲乙丙協議のうえ、期間を延長することがあるものとする。

(経費の負担)

第7条 災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。また、災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は原則乙の負担とする。ただし、光熱水費等について、想定外の大幅な利用があった場合は、別途甲乙丙協議のうえ、精算するものとする。

(原状復帰)

第8条 災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合は、甲及び丙は、速やかに設置場所を整理し、原状に復帰させる。

2 前条に規定する費用が生じた場合は、その費用は丙が乙に支払うものとする。ただし、丙は、業務終了後、甲と丙が平成21年4月28日付で締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、当該費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から令和4年3月31日までを有効期間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年 7月 27 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長

乙 福岡市南区玉川町22番1号
学校法人 都築学園
理事長

丙 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
会長

覚 書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡大学附属大濠中学校・高等学校（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）

第2条 本件施設は、次のとおりとする。

所在地 福岡市中央区六本松1丁目12番1号

施設名 福岡大学附属大濠中学校・高等学校 体育館3階アリーナ

（使用料）

第3条 乙は使用料を免除する。

（運営）

第4条 収容避難所としての運営については、甲及び乙が行う。

2 本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）

第5条 収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）

第6条 本覚書は、締結の日から平成25年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第7条 乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）

第8条 本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 5月21日

甲 中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 福岡市中央区六本松1丁目12番1号
福岡大学附属大濠中学校・高等学校
校長 相良 浩文 印

覚 書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡高等検察庁（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）

第2条 本件施設は、次のとおりとする。

所在地 福岡市中央区小笹1丁目2番47号
法務総合研究所福岡支所の一部
区分 建物（体育館施設）
面積 743.97㎡

（使用料）

第3条 使用料は、無償とする。

（使用上の制限）

第4条 甲は、本件施設の使用が必要な場合は、乙に対して使用の申請を行う。

2 乙は、甲から本件施設の使用申請が出された場合は、地域住民の収容避難所として使用を認める。ただし、本件施設の管理事務職員が不在の際は、同人の到着を待って使用を認めることとする。

3 甲は、善良なる管理者の注意をもって本件施設の使用に当たるものとする。

4 本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

5 甲は、乙から業務上の都合等により、本件施設から地域住民を退去させるよう申出があった場合は、速やかに対応するものとする。

（原状回復）

第5条 収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）

第6条 本覚書は、締結の日から平成26年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第7条 乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）

第8条 本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月8日

甲 中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島宗一郎 印

乙 福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号
福岡高等検察庁検事長 鈴木和宏 印

覚 書

福岡市（以下「甲」という。）と 筑紫女学園中学校・高等学校（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）

第2条 本件施設は、次のとおりとする。

所在地 福岡市中央区警固二丁目8番1号

施設名 筑紫女学園中学校・高等学校 体育館

（使用料）

第3条 乙は使用料を免除する。

（運営）

第4条 収容避難所としての運営については、甲及び乙がこれを行う。

2 本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）

第5条 収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）

第6条 本覚書は、締結の日から平成27年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第7条 乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）

第8条 本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月14日

甲 中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 福岡市中央区警固二丁目8番1号
筑紫女学園中学校・高等学校
校長 小柳 和孝 印

覚 書

福岡市（以下「甲」という。）と 学校法人福岡雙葉学園（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）

第2条 本件施設は、次のとおりとする。
所在地 福岡市中央区御所ヶ谷7番1号
施設名 福岡雙葉高等学校 体育館

（使用料）

第3条 乙は使用料を免除する。

（運営）

第4条 収容避難所としての運営については、甲及び乙がこれを行う。
2 本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）

第5条 収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）

第6条 本覚書は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第7条 乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）

第8条 本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 4月 1日

甲 中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 福岡市中央区御所ヶ谷7番1号
学校法人 福岡雙葉学園
理事長 麻生 泰 印

覚 書

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人 上智学院（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）

第2条 本件施設は、次のとおりとする。

所在地 福岡市中央区輝国1-10-10

施設名 上智福岡中等高等学校体育館

（使用料）

第3条 乙は使用料を免除する。

（運営）

第4条 収容避難所としての運営については、甲及び乙が行う。

2 本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）

第5条 収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）

第6条 本覚書は、締結の日から平成31年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第7条 乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）

第8条 本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月22日

甲 中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 福岡市中央区輝国1-10-10
学校法人 上智学院
理事長 佐久間 勤 印

災害時における施設の利用協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人都築学園（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設の利用協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設を避難所等として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、乙が所有する体育館（福岡市南区玉川町22番1号）とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、避難者、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設への避難者の受入れ
- (2) 施設への帰宅困難者の一時受入れ
- (3) 施設のトイレの提供
- (4) 施設の冷暖房の提供
- (5) 乙の可能な範囲における物資の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本状における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号における期間については、利用開始から7日以内

(2) 前条第1項第2号における期間については、利用開始から3日以内

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者及び帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は、避難者及び帰宅困難者に対し、移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者及び帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に、延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに避難者及び帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の学校運営に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設の開設は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設を行えない場合、乙に対し、開設について依頼することができる。

3 施設の運営は、甲が行う。ただし、甲から乙に対し運営について協力依頼があった場合は、乙の可能な範囲において、協力を行う。

4 施設の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき避難者及び帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設の使用料、附帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費は、乙が負担する。

(原状回復)

第8条 第3条の規定による避難者及び帰宅困難者の受け入れに伴い、施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任において施設を原状に復するものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りではない。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消または変更の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年6月12日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区玉川町22番1号
学校法人都築学園 理事長 都築 仁子

大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書

福岡市南区役所（以下「甲」という。）と学校法人純真学園（以下「乙」という。）は、次のとおり大規模災害時における施設の使用に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、福岡市南区及びその周辺地域において大規模災害が発生し、甲の施設機能が著しく失われ、復旧までに相当の期間を要すると認められた場合、甲の要請に基づき、南区災害対策本部を乙の施設に移転させることにより、南区における災害対応業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（使用施設）

第2条 甲が使用する施設は次のとおりとする。

所在地 福岡市南区筑紫丘一丁目1番1号

施設名 学校法人純真学園 グラウンド、体育館または校舎

（費用負担）

第3条 甲が施設を使用する場合において費用負担が生じる場合は、甲乙協議の上、決定する。

（使用期限）

第4条 施設の使用期限については、災害規模、被災等の影響を勘案して、甲乙協議の上、決定する。

（有効期限）

第5条 この覚書の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙の双方に特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この覚書の各条項に関して疑義があるとき、またはこの覚書に定めていない事項については、誠意をもって甲乙協議の上、これを解決する。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月9日

甲 福岡市南区塩原三丁目25番1号
南区長 細川浩行 印

乙 福岡市南区筑紫丘一丁目1番1号
学校法人 純真学園
理事長 福田庸之助 印

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社建設技術研究所九州支社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者の受入れ

（2）帰宅困難者への乙が協力可能な範囲での食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は，福岡市中央区大名二丁目4-12シーティアイ福岡ビル1階会議室，1階トイレ，その他乙が指定する場所とする。

3 甲は，帰宅困難者に対して，乙が施設を管理するうえで必要な乙の指示を遵守させるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，協力を要請する。

2 前項の規定による要請は，施設提供要請書（様式第1号）によるものとする。
ただし，施設提供要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに施設提供要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は，前条の要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。

2 乙は，前項による協力を実施する場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第2号）により，その内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。

（1）第2条第1項第2号の経費

（2）その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費

2 前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成23年 2月 9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区大名二丁目4-12シーティーアイ福岡ビル
株式会社建設技術研究所 九州支社
取締役常務執行役員支社長 村田 和夫

災害時における施設等の提供協力に関する協定(CBホールディングス)

福岡市（以下「甲」という。）と合同会社CBホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 帰宅困難者の受入れ
- (2) 帰宅困難者への食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は，福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号シティ21ビル1階エントランスホール，その他施設管理者が指定する場所とする。

（協力の要請）

第3条 甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，施設提供要請書（様式第1号以下「要請書」という。）により協力を要請する。
ただし，要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。
2 乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第2号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。
(1) 第2条第1項第2号の経費
(2) その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費
2 前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成27年10月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号
合同会社CBホールディングス
代表社員 谷崎真一

災害時における施設等の提供協力に関する協定(西日本鉄道)

福岡市（以下「甲」という。）及び西日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互扶助の精神に基づき、施設の提供協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生による鉄道または道路の遮断等のため、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙が所有する施設である西鉄ソラリアプラザビルゼファ広場（福岡市中央区天神二丁目2番43号）（以下「一時滞在施設」という。）を開放し、円滑な帰宅困難者の支援を行うため、甲乙の協力について必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙は、災害発生後、一時滞在施設の安全が確認された場合には、利用が可能な範囲で、甲が行う帰宅困難者対策に以下のとおり協力する。

（1）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ

（2）トイレ、冷暖房等の提供

（3）その他、乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布、交通機関の運行状況など帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 第1条に規定する一時滞在施設が利用できない場合は、乙が指定する場所を代替施設とすることができる。また、帰宅困難者の受入れは、床面積2㎡につき1人の収容を目安とする。

3 乙は、災害時に備え、物資の備蓄に努めるものとし、帰宅困難者を受け入れた際には、当該備蓄物資の提供を行う。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後に文書を提出する。

2 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、または、西鉄福岡（天神）駅周辺が滞留者で混乱するなど、乙が周囲の状況から一時滞在施設の開設が必要と判断した場合には、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（一時滞在施設の開設及び運営）

第4条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 一時滞在施設の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。

なお、甲は他の応急業務等のため、一時滞在施設の開設及び運営を実施できない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

（報告）

第5条 乙は、本協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等

により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第6条 一時滞在施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費及び乙が提供した食糧、飲料水、物資にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づく食糧、飲料水、物資の提供については、甲の負担とする。

(一時滞在施設・備品の破損時等の対応)

第7条 第2条による一時滞在施設としての提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求する。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上定める。ただし、地震等の自然災害により生じた破損等についてはこの限りではない。

(協力期間)

第8条 この協定に基づく協力期間は、災害発生日を含め最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。その間、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもってさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じる。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義、またはこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役社長 倉富 純男

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州旅客鉄道、日本郵便)

福岡市(以下「甲」という。)、九州旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)及び日本郵便株式会社(以下「丙」という。)は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用協力に関し、次のとおり協定(以下「この協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 この協定の対象となる乙及び丙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街8-1「JRJP博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大50人とする。

- (1) JRJP博多ビル地下2階広場(100㎡)
- (2) JRJP博多ビル地下2階防災備蓄倉庫(10㎡以上)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

(要請等)

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - (2) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - (4) その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙及び丙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙

及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙及び丙が行う。

(報告)

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙及び丙は、災害時の備蓄物資を地下2階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水450リットル(500ミリリットル900本)、非常食450食分、毛布又はブランケット50人分、簡易トイレ1個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

3 乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲、乙及び丙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(帰宅困難者に対する損害等の対応)

第13条 甲、乙及び丙は、災害時、甲、乙及び丙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲、乙及び丙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙及び丙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲、乙及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第15条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

(協定の正本)

第16条 この協定を証するため、正本3通を作成し、甲、乙、丙各1通を保管する。

平成28年8月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦

丙 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男

災害時における施設等の利用協力に関する協定(日本郵便)

福岡市(以下「甲」という。)及び日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)発生時における乙が所有する施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用協力に関し、次のとおり協定(以下「この協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街9-1「KITTE博多」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大50人とする。

- (1) KITTE博多 地下1階広場(2箇所、各50㎡)
- (2) KITTE博多 地下3階防災備蓄倉庫(47㎡)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

(要請等)

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 簡易トイレ、冷暖房等の提供
- (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- (4) その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。

なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下3階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水3,330リットル(500ミリリットル6,660本)、非常食3,330食分、毛布370人分、簡易トイレ4個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協

議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(帰宅困難者に対する損害等の対応)

第13条 甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第15条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第16条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年8月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男

大規模災害発生時における福岡ヤフオク！ドームの利用に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡ソフトバンクホークス株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における福岡ヤフオク！ドーム（以下「ドーム」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、ドームを避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる施設及び設備（以下「施設等」という。）は、次の各号に掲げる範囲とする。

- 一 施設内のお客様エリア
- 二 駐車場
- 三 備蓄物資保管用スペース
- 四 前三号に掲げるほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、大規模災害発生時において、甲が「福岡市地域防災計画」に定める避難所等のみでは、帰宅困難者等の避難者（以下「避難者等」という。）または支援物資を受け入れることができない場合に、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

ただし、緊急に相当数の避難者等を受け入れる必要がある場合には、指定避難所等の開設状況にかかわらず、協力を要請することができる。

- 一 避難者等の一時受入れ
- 二 支援物資の一時受入れ
- 2 乙は、前項の要請が行われた場合、施設等の安全確認、催事等の利用状況及び利用予定等を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 乙は、ドームにおけるイベント等の開催時に大規模災害が発生し、来場者が帰宅困難となった場合、甲に支援物資の提供等を要請することができる。
- 5 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、次のとおりとする。

- 一 前条第1項第1号における期間については、利用開始から3日以内
 - 二 前条第1項第2号における期間については、利用開始から30日以内
- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者等を他の施設に移転させなければならない。
- その際、甲は、避難者等に対し、移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者等との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 前1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(運営責任)

第5条 甲は、施設等の利用にあたって、第3条第1項各号に係る運営責任を負う。

- 2 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(経費の負担)

第6条 甲は、施設等の利用にあたり、次の経費を負担する。

- 一 光熱水費（実費相当額）
 - 二 施設等の利用終了時の原状回復に要する費用
 - 三 き損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- 2 前項の規定により甲が負担する経費については、甲乙協議の上、決定する。

(備蓄)

第7条 乙は、ドーム内に大規模災害時の支援物資等を保管するため、備蓄物資保管用スペースの確保に努める。

- 2 備蓄物資保管用スペースには、甲乙協議の上、支援物資等の備蓄を行う。
- 3 甲が備蓄物資保管用スペースに備蓄する支援物資等は、ドームを含む市内での避難者等に使用する。

(有効期間)

第8条 本協定は、締結の日から平成30年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第9条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

(協定の正本)

第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成29年3月31日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区地行浜2丁目2番2号
福岡ソフトバンクホークス株式会社
代表取締役社長 後藤 芳光

覚 書

市民局長（以下「甲」という。）と経済観光文化局長（以下「乙」という。）は、乙が管理する福岡競艇場の利用に関する協議を行った結果、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、地震や風水害、原子力災害等大規模災害（以下「大規模災害」という。）発生時において、福岡競艇場（福岡市中央区那の津1丁目7番5号）の施設を避難所等として利用することに関する確認を目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において大規模災害発生時に使用する施設は、以下各号に定める範囲とする。

なお、本条に定める施設以外の施設についても甲乙協議により、利用できるものとする。

- (1) スタンド棟
- (2) 前売棟
- (3) 外向発売所（通称『ペラボート福岡』）
- (4) 女性こどもルーム棟
- (5) 特別観覧施設（通称『ROKU』）
- (6) 駐車場
- (7) 競走水面

（施設利用要請の基準）

第3条 甲は、大規模災害発生時に次に掲げる事案が発生した場合、乙に対し施設の利用を要請する。

- (1) 公共交通機関が停止し、多数の帰宅困難者が発生した場合
- (2) 市内の離島から多数の避難者が発生した場合
- (3) 支援物資を集積する場所が必要となった場合
- (4) 前2号により、漁船等船舶の係留が必要となった場合
- (5) その他、甲が必要と認める場合

（施設の提供）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、施設を提供する。

（施設の運営）

第5条 施設の運営は、甲と乙が協力して行う。

（利用期間）

第6条 施設の利用期間は、施設利用開始の日から起算し、最大7日以内とする。ただし、甲乙協議により、引き続き施設の利用が可能であると判断した場合は、期間を延長することができる。

(経費の負担)

第7条 施設を利用した場合には、甲は次の経費を負担する。

- (1) 光熱水費(実費相当額)
- (2) 施設をき損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
- (4) その他、施設の利用に乙が負担した費用

2 前項の経費の負担方法は、施設の利用終了後、甲乙で協議の上、決定する。

3 乙が負担した実費相当額について、甲は乙の請求に基づき速やかに支払う。

(有効期間)

第8条 本覚書は、締結の日から翌年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙いずれからも改定の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本覚書に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

以上のとおり覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
市民局長 井上 るみ 印

乙 福岡市中央区天神1丁目8番1号
経済観光文化局長 重光 知明 印

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州地方整備局)

福岡市長（以下「甲」という。）と国土交通省九州地方整備局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を、帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡第二合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号）とし、受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は100人とする。

- (1) 受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第4会議室
- (2) 受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第5会議室
- (3) 受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第6会議室
- (4) 備蓄物資の保管場所 福岡第二合同庁舎内
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- (3) 備蓄物資の提供
- (4) その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼す

ることができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(100人×3食/日×3日分)、飲料水(100人×3ℓ/日×3日分)、毛布(100人×1枚/人)及び簡易トイレ(100人×7回/日×3日分)とし、賞味・消費期限が切れる分は計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年3月24日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省 九州地方整備局長 鈴木 弘之 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州農政局福岡支局)

福岡市長（以下「甲」という。）と九州農政局地方参事官（福岡支局長）（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を、帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、九州農政局福岡支局（福岡市博多区住吉三丁目17番21号）とし、受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は44人とする。

（1）受入れ場所 九州農政局福岡支局第1会議室

（2）備蓄物資の保管場所 九州農政局福岡支局第2会議室の一部

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供

（3）備蓄物資の提供並びに乙が提供可能な食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の提供

（4）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(396食)、飲料水(396リットル)、寝袋(44枚)及び簡易トイレ(132枚以上)とし、平成27年度から5年間を目途に九州農政局の調達計画に基づき、段階的に備蓄するものとする。

2 前項に規定する備蓄物資において、賞味・消費期限が切れる分は、計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため、正本 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保管する。

平成 28 年 3 月 31 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (印)

乙 福岡市博多区住吉三丁目 17 番 21 号
九州農政局地方参事官 (福岡支局長)
林 淳一 (印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡合同庁舎管理庁 福岡財務支局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は350人とする。

- （1）受入れ場所 福岡合同庁舎本館 1階ロビー
地下食堂
- （2）受入れ場所 福岡合同庁舎新館 1階ロビー
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - （3）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転

させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

- 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第 11 条 この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 12 条 この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 13 条 この協定を証するため，正本 2 通を作成し，甲乙各 1 通を保管する。

平成 30 年 3 月 27 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市博多区博多駅東二丁目 11 番 1 号
合同庁舎管理庁
福岡財務支局長 森山 茂樹 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と長松山 光薫寺（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、光薫寺（福岡市博多区山王一丁目11番1号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は144人とする。

- （1）光薫寺1階 広間（131.67㎡）
- （2）光薫寺2階 多目的ホール（47.25㎡）、客殿（39.76㎡）、第二本堂（25.2㎡）
- （3）光薫寺3階 会議室（44.11㎡）
- （4）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、

第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第12条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第13条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成 30 年 5 月 29 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市博多区山王一丁目 11 番 1 号
長松山 光薫寺 小林 要慈 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡第一法務総合庁舎管理庁 福岡法務局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡第一法務総合庁舎（福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は64人とする。

- (1) 受入れ場所 福岡第一法務総合庁舎 4階大会議室
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者の施設等利用に関する次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - (2) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - (3) 備蓄物資の提供
 - (4) その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から2日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行う

とともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

- 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供に要する経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(192食)、飲料水(500ミリペットボトル384本)、アルミブランケット(64枚)、エアマット(64枚)及び簡易トイレ(320枚)とする。

- 2 前項に規定する備蓄物資において、賞味・消費期限が切れる分は、計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡

調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名をあらかじめ指定し，それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第 11 条 この協定は，締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもって更に 1 年間継続更新し，以後も同様とする。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 13 条 この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため，正本 2 通を作成し，甲乙各 1 通を保管する。

平成 30 年 5 月 31 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区舞鶴三丁目 5 番 25 号
福岡第一法務総合庁舎管理庁
福岡法務局長 鎌倉 克彦

災害時における施設の利用協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と紙与不動産株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡市博多区博多駅中央街7番21号「紙与博多中央ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大40人とする。

- (1) 1階風除室， エントランスホール， E Vホール計 80 m²
- (2) 地下1階防災備蓄倉庫（10 m²以上）
- (3) 1階男子トイレ1か所， 女子トイレ1か所， みんなのトイレ1か所
- (4) 前3号に掲げるもののほか， 甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 施設等のトイレ， 冷暖房等の提供
- (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧， 飲料水， 毛布等の提供
- (4) その他帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることが出来るものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際甲は、帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に、延長することができる。その場合第3条第1項(3)は可能な範囲とする。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について依頼することができる。

3 施設の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき第9条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙が協議のうえ、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の帰宅困難者が使用する備蓄物資を、地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水400ℓ(500mlボトル800本)、非常食400食分、毛布又はブランケット45人分とする。乙は備蓄品が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日まで有効とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、

誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年9月12日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目12番14号
紙与不動産株式会社
代表取締役社長 渡邊 與之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（近鉄博多ビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅東2丁目1番1号「近鉄博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大50人とする。

- （1）近鉄博多ビル地下1階広場（100㎡）
- （2）近鉄博多ビル地下1階防災備蓄倉庫（10㎡以上）
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
- （3）第9条第2号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水450リットル、非常食450食分、毛布又はブランケット50人分、簡易トイレ1個の備蓄を行うものとし、消費期限が切

れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和2年3月31日まで有効とし、甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙、各1通を保管する。

令和3年10月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人 不動産管理部長 岡本 泰典

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する福岡市博多区博多駅前二丁目8番12号「ザ・ブラッサム博多ビル」内の施設等の利用協力について必要な事項を定める。

（対象事項）

第2条 この協定は、次の各号に掲げる事項を対象とする。

- （1）災害援助並びに災害復旧業務等に従事する他都市からの応援職員（以下「応援職員」という。）及び、被災した要配慮者（以下「要配慮者」という。）の受入れ
- （2）帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）の受入れ

（対象範囲）

第3条 前条第1項第1号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は乙の業務に支障のない範囲で可能な限りの人数とする。

（1）客室

（2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

2 前条第1項第2号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大40人とする。

（1）エントランスホール・エレベーターホール（45㎡）

（2）ロビー（35㎡以上）

（3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条第1項第1号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

- （1）応援職員及び要配慮者への客室の提供
- （2）施設等のトイレ、浴場、冷暖房等の提供
- （3）毛布、タオル、館内着、アメニティ等のホテル備品の提供
- （4）その他、応援職員及び要配慮者に有益な情報等の提供

2 甲は、災害発生時において、第2条第1項第2号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）第10条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

3 乙は、前2項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

4 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

- 5 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、本条第1項に係る要請及び回答は、甲と旅行業者が別途締結している「災害時における他都市からの応援職員等の宿泊し施設等の確保に関する協定書」（以下「宿泊施設協定」という。）に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
- 6 前条の規定について、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 7 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

- 第5条 前条第1項に係る利用期間は、乙の業務に支障のない範囲において、可能な限りの期間とする。
- 2 前条第2項に係る期間は、利用開始日から3日間以内とする。
 - 3 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
 - 4 本条第2項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

- 第6条 乙は、災害時に速やかに協力態勢の確保に努めるとともに、第4条第1項及び第2項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 第4条第1項に係る施設等の開設及び運営は、乙が行う。
 - 3 第4条第2項に係る施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
 - 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

（報告）

- 第7条 乙は、この協定に基づく協力を実施したときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、第4条第1項に係る報告は、宿泊施設協定に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
- 2 前項に規定について、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

- 第8条 第4条第1項に係る施設等の使用料は、当該ホテルにおける運営開始以降の各客室の最低料金とする。なお、応援職員の使用料は当該施設を使用したものが負担し、要配慮者の使用料は甲が負担する。
- 2 第4条第2項に係る施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第10条に規定する備蓄に係る経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第10条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第9条 第4条第1項及び第2項の規定による応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者の受入れに伴い、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲及び乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第10条 乙は、災害時の備蓄物資を防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、食料、飲料水、毛布、簡易トイレとし、第3条第2項に規定する人数の3日分を下限とする。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から令和2年3月31日まで有効とし、甲及び乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第13条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(損害等の対応)

第14条 甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲及び乙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第16条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上定める。

(協定の正本)

第 17 条 この協定を証するため、正本 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保管する。

令和元年 9 月 25 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

災害時における施設等の提供協力に関する協定（九勸承天寺通りビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び九州勸業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号「九勸承天寺通りビル」内の次の各号に掲げる範囲とする。

- （1） 1階 エントランスホール・風除室（約70㎡）受け入れ人数22名
- （2） 1階外部 ピロティ（約140㎡）一時退避用・受け入れ人数48名
- （3） 地下1階防災備蓄倉庫（約35㎡以上）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
- （3） 第9条第2号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水198リットル、非常食198食分、毛布22人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙、各1通を保管する。

令和2年4月16日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区店屋町8番24号
九州勸業株式会社
代表取締役社長 太田 禎郎

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とジーピーエム株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時において帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）のために、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡県福岡市博多区東那珂1-4-3 ジーピーエム株式会社九州支店内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大50人とする。

- (1) 3階会議室、女性更衣室、備蓄倉庫 計100㎡
- (2) 3階男女共用トイレ、2階男子トイレ、2階女子トイレ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 第2条に掲げる施設等への帰宅困難者の一時受け入れ
 - (2) 第2条に掲げる施設等のトイレ、冷暖房、電気設備の提供
 - (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧、飲料、毛布等の提供
 - (4) その他帰宅困難者に有益な情報等の提供
 - (5) 第2条に掲げる施設の近隣に所在する避難所や帰宅困難者受入施設等へ、第9条に規定する備蓄品の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限として、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対して期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営及び業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について、依頼することができる。

3 施設の照明及び空調等の設備の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づく帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の付帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費ならびに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。

但し、甲からの要請に基づき第9条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。但し、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時に帰宅困難者が使用する備蓄物資を、3階備蓄倉庫に保管するものとする。

2 備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は備蓄物資が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。

- (1) 水 450ℓ (500ml ボトル 900 本)
- (2) 簡易毛布 50 人分 (アルミブランケット)
- (3) 携帯トイレ 450 個 (凝固剤 10g 使用)
- (4) 非常食 50 人分 (450 食分)

3 乙が備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期限)

第11条 本協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効とする。但し、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

(協定の改定)

第12条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1カ月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 本協定に関する疑義、または本協定に定めがない事項については、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 兵庫県姫路市千代田町731番地1

ジーピーエム株式会社
代表取締役社長 有川裕之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多深見パークビルディング）

福岡市（以下「甲」という。）、深見達之（以下、「乙」という。）及び三菱地所株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙及び丙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前4丁目14番1号「博多深見パークビルディング」内の次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 1階エントランスホール・風除室（約36㎡）帰宅困難者を18名受け入れ
- (2) 2階広場（約140㎡）一時的な避難者を70名受け入れ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - (2) 施設等のトイレ等の提供（第2条第1項第1号に定める受け入れ人数を上限とする）
 - (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - (4) その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙及び丙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明等の維持管理は、乙及び丙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙及び丙は、災害時の備蓄物資を2階倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水120リットル、非常食180食分、毛布・

サバイバルシート 20 人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

3 乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲、乙及び丙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、締結の日から令和 3 年 12 月 31 日まで有効とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲、乙及び丙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙及び丙は本協定の有効期間の 1 月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 13 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため、正本 3 通を作成し、甲、乙及び丙各 1 通を保管する。

令和 3 年 2 月 15 日

甲 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙
深見 達之

丙 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号
三菱地所株式会社
九州支店長 渡邊 眞幸

災害時における徒歩帰宅者等への支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及びT u n a g u株式会社（以下「乙」という。）は災害時における徒歩帰宅者等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市域内で地震等の災害（水害を除く。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、交通機関が途絶し、やむを得ず徒歩で帰宅する者又は停電等により電力の供給停止を受けた地域の住民に対して必要な支援を行うことにより、災害時における迅速かつ円滑な救援活動を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は事業所（福岡市早良区有田8丁目4番3号）内の安全性を十分に確認した上で支援を実施するものとする。

（1） 乙の事業所において、徒歩帰宅者等に対し、一時的な休憩所として必要な空間、電力（乙に設置する非常用発電機により発電した電力を含む。以下同じ。）、水道水及びトイレを提供すること。

（2） 乙の事業所において、徒歩帰宅者等に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、当該要請内容に応じた支援を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 前条に規定する乙の事業所は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の破棄)

第7条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市早良区小田部7丁目7番16号
T u n a g u株式会社
代表取締役 玉田 隆介

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神ビジネスセンター）

福岡市（以下「甲」という。）、福岡地所株式会社及び株式会社ジャパンネットホールディングス（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神一丁目10番20号「天神ビジネスセンター」内の次の各号に掲げる範囲とする。なお、次の第1号及び第2号に掲げる範囲については、別紙図面に示すとおりとする。

- （1） 1階アトリウム（約110㎡）最大受け入れ人数55名
- （2） 2階オフィスエントランス（約290㎡）最大受け入れ人数145名
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
 - （3） 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙

と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害発生時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害発生時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下2階倉庫及び1階倉庫(これらの備蓄倉庫の位置は別紙図面に示すとおり。)に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水1,800リットル、非常食600食分、毛布・サバイバルシート200人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。
- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和4年9月30日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

(地位の承継)

第13条 乙は、乙が所有する施設等を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第15条 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区住吉一丁目2番25号
福岡地所株式会社
代表取締役 榎本 一郎

長崎県佐世保市日宇町2781
株式会社ジャパネットホールディングス
代表取締役 高田 旭人

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神地下街）

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡地下街開発株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難となったもの（以下「帰宅困難者」という。）に対して、乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時において、乙の所有する施設等を帰宅困難者の退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神2丁目地下1・2・3号「天神地下街」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大1,650名とする。

- (1) 別添1に示す地下1階の地下広場（約3,300㎡）
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は災害による帰宅困難者が発生したとき、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 施設等の水道水、トイレ、照明、及び空調等の提供
- (3) 施設等の自動販売機内の飲料水（約1,000本）の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、及び電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、原則として利用開始日から24時間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させ

なければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設管理に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における退避施設の開設は、甲と乙が協力して行う。
- 3 災害時における退避施設の運営は甲が行う。なお、乙は、可能な範囲内において、甲の運営を側面的に支援する。

(報告)

第6条 本協定第3条第5項に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、乙は原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 第2条及び第3条第1項に定める施設等の使用料は無償とし、その附帯設備の使用に係る経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第10条 本協定は、締結の日から令和4年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、

甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第12条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

以上、本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年11月10日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目6番8号
福岡地下街開発株式会社
代表取締役社長 三角 正文

災害時における帰宅困難者支援等に関する協定書
(福岡県石油商業組合，福岡県石油協同組合，福岡市危険物安全協会)

福岡市（以下「甲」という。）、福岡県石油商業組合（以下「乙」という。）、福岡県石油協同組合（以下「丙」という。）及び（社）福岡市危険物安全協会（以下「丁」という。）は災害時における帰宅困難者支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市域内で地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、交通が途絶し、容易に帰宅することができない者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「帰宅困難者」という。）の支援及び緊急車両に燃料を優先的に供給することにより、災害時における迅速かつ円滑な救援活動を支援するため必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は、災害時において、乙、丙及び丁に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。

- (1) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。
- (3) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、簡易な応急手当を行うほか、必要に応じて休憩場所の提供や救急要請を行うこと。ただし、応急手当を行う場合は、帰宅困難者の要請又は同意のある時に限る。
- (4) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、甲に所属する緊急車両及び甲が要請した車両に対し、優先的に燃料を供給すること。

(支援の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し支援を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲から乙、丙及び丁に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙、丙及び丁は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

(災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出)

第4条 前条に規定する給油所は、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙、丙及び丁が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙、丙は「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを給油所の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。なお、緊急車両への燃料の供給については、供給を受けた甲が、後日実費で支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲、乙、丙及び丁のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁の4者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年 8月 1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 山崎 広太郎

乙 福岡市博多区下呉服町一丁目15番
福岡県石油商業組合
理事長 出光 芳秀

丙 福岡市博多区下呉服町一丁目15番
福岡県石油協同組合
理事長 出光 芳秀

丁 福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号
(社)福岡市危険物安全協会
会長 陶 久 亨

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県石油商業組合（以下「乙」という。）及び福岡県石油協同組合（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害により福岡市内に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時に応急・復旧対策活動を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）並びに丙及び丙の組合員（以下「丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができる。

（1）甲が指定する緊急車両及び災害対応車両（以下「緊急車両等」という。）への石油類燃料の優先給油

（2）甲が指定する災害対策上重要な施設等への石油類燃料の優先供給

2 前項の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙等及び丙等は前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な給油並びに供給について、最大限協力するものとする。

2 乙等及び丙等は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（報告手続）

第3条 乙等及び丙等は、第1条第1項の協力を行った場合には口頭で優先給油又は優先供給を実施することを甲に報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙等及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、当該石油類燃料の供給を受けた者（以下「供給先」という。）が負担する。

2 石油類燃料の費用は、災害発生直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。ただし、災害発生に関連して価格が高騰した場合はその事情を考慮するものとする。

（費用の支払）

第5条 供給先は、乙等及び丙等から請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 本協定に基づく業務開始後において、事故等の発生に伴い、業務を中断したときは、乙等及び丙等は甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した乙及び丙等がこの業務に起因する特別な損害を被った場合は、甲はその損害を補償するものとする。ただし、従業員の死傷又は疾病については、労働災害にかかわる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙並びに丙は、相互連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は協定締結の日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙並びに丙から特段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間同一条件を持って更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

(協議等)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙並びに丙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を称するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月10日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区下呉服町一丁目1番15号
福岡県石油商業組合
理事長 喜多村 利秀

丙 福岡市博多区下呉服町一丁目1番15号
福岡県石油協同組合
理事長 喜多村 利秀

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
- (3) その他災害で、被災への応援が必要とされる場合

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

2 前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。

- (1) 被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあつせん又は提供
- (2) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があつたもの

(応援要請と情報収集)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第2項第1号に掲げる応援を要請する場合には、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- (6) 応援の期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

(協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(生鮮食料品の応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

2 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附 則

この協定は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

平成20年9月1日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年9月1日

全国中央卸売市場協会

会 長 塚本 直之

全国中央卸売市場協会北海道・東北支部

支部長 元木 朗

全国中央卸売市場協会関東支部

支部長 塚本 直之

全国中央卸売市場協会東海・北陸支部

支部長 千田 博之

全国中央卸売市場協会近畿支部

支部長 小倉 健宏

全国中央卸売市場協会中国・四国支部

支部長 中川 剛彦

全国中央卸売市場協会九州支部

支部長 戸越 剛

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

(連絡担当部局)

第2条 協定第7条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

(支部の連絡調整体制)

第3条 被災都市の中央卸売市場開設者（以下、「甲」という。）は協定第3条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長都市が代わって対応する。

2 甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

(本部及び他支部の連絡調整体制)

第4条 他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。

2 広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

(その他連絡調整)

第5条 第3条及び第4条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成20年9月1日付の実施細目は、これを廃止する。

平成24年9月1日

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「東区役所」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機2台のうち西側の自動販売機（別紙1）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第2条 甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

3 乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第3条 乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、この協定も同一内容をもって更新するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(秘密保持)

第6条 甲、乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

(協議)

第7条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月27日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドダウン・タワー
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において平成 29 年 3 月 3 日付け南区総第 261 号及び平成 29 年 3 月 1 日付け早生涯第 91 号による行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、平成 29 年度に新たに設置を開始する自動販売機内の飲料水に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合における、自動販売機内の飲料水に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した施設の来場者、職員、関係者の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害の場合において、乙の協力を必要と判断した場合は、この協定に基づき乙に対して書面で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で協力を要請することができることとし、後日速やかに書面を送付する。

（協力内容）

第 3 条 乙は、前条の要請があったときには、次の各号に掲げる事項について協力する。

- （1）本件施設内の自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- （2）本件施設内の自動販売機の飲料水を無償提供すること。
- （3）その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

2 乙は、前項各号に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の提出物品等を厳重に保管しなければならない。

4 乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の協力を行うものとする。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、本協定も同一内容をもって更新するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(秘密保持)

第6条 甲、乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定終了後も継続する。

(協議)

第7条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区金の隈一丁目36番2号
ジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 伊藤 博翌

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「博多高等学園」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第2条 甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

3 乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第3条 乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、この協定も同一内容をもって更新するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(秘密保持)

第6条 甲、乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

(協議)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区金の隈一丁目36番2号
ジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 伊藤 博翌
電話 092-503-6123

災害時における地図製品等の供給等に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、第2条に定義する乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、福岡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、福岡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

- 1 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

- 1 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途協議により定める時期、方法により、別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる費用については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等について、甲は善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

- 1 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時及び平常時において、防災業務を目的として、広域図及びZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 26 年 10 月 8 日

甲) 福岡県福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市

市長

高島 宗一郎

乙) 福岡県北九州市戸畑区中原新町3-1

株式会社ゼンリン

代表取締役社長

高山 善司

災害時における物資供給に関する協定書

(アンカー・ジャパン株式会社)

福岡市（以下「甲」という。）とアンカー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合等における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合は、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

(物資の範囲)

第2条 甲が乙に要請できる物資の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) ポータブル電源
 - (2) 防災パック（モバイルバッテリー、ソーラーチャージャー、カーチャージャーケーブル類）
 - (3) その他甲が指定し、乙が承認した物資
- ただし、(3)に掲げる品目に関しては、乙による在庫確保を保証するものではない。

(要請及び回答の方法)

第3条 第1条に基づく要請及びその回答は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは速やかに物資を供給する。

ただし、乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は、この限りではない。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに、物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡し場所及び日時は、甲が指定するものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用及び請求)

第6条 物資の対価及び運搬費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(体制の整備)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第9条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年11月29日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都中央区新川二丁目22番1号
アンカー・ジャパン株式会社
代表取締役 井戸 義経

災害時における物資供給に関する協定実施細目 (アンカー・ジャパン株式会社)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資供給に関する協定書(以下「協定」という。)
第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定める。

(物資の数量、実施、費用)

第2条 協定第2条に規定する物資の一部については、下表のとおり取り扱う。

物資品目	数量	第6条に係る費用	実施時期	備考
ポータブル電源	50 個	乙が負担	協定締結後、速やかに実施	左記, 個数を超えた数量については協定第6条のとおり
防災パック	450 個			

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生じる。

平成 30 年 11 月 29 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都中央区新川二丁目 22 番 1 号
アンカー・ジャパン株式会社
代表取締役 井戸 義経

災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社 INFORICH（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるモバイルバッテリー（以下「バッテリー」という。）の提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。詳細は別紙1にて定める。）に、甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力内容及びその他必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）乙が所有するバッテリーの提供
- （2）乙が甲の所有施設内に設置したバッテリースタンド（以下「スタンド」という。）に設置したバッテリーの無償レンタル提供
- （3）スタンドに付随したデジタルサイネージを活用した災害情報の発信

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時にバッテリーの確保の必要が生じたときは、数量を指定し、乙に対して当該バッテリーの提供要請を行うことができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、乙が用意可能な数量を報告し、甲の指定する引き渡し場所に、乙が取り得ることが出来る最も早い手段により、優先的に提供するように努めるものとする。

3 乙から災害時に被害を受けた旨の連絡があった場合の対応については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の負担）

第4条 前条第1項の要請により、乙がバッテリーの提供に要した経費は、バッテリーの価格及び輸送費等を含めて甲が負担するものとする。

2 第2条第1項第2号及び第3号の協力に要した経費は、乙が負担するものとする。

3 第1項に規定するバッテリーの価格は、災害が発生した直前の乙の販売価格とする。

(従事者の損害賠償)

第5条 第3条第1項に基づいて業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害にかかわる関係法令に定めるところによるものとする。

(平常時の連携)

第6条 この協定が円滑に運用されるよう、甲は、甲所有の公共施設、災害用途施設等への設置促進、乙は、防災意識啓発、広報活動等の実施など、平素から連携強化に努めるものとする。

(協定期間及び更新)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。
ただし、期間満了の一个月前までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申し出がない場合は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。
2 甲及び乙は、毎年4月に緊急連絡先等を互いに報告するものとする。

(機器故障時の対応)

第8条 スタンドについて故障または破損等が生じたときは、乙へ電話またはメールにて通知し、対応について協議する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義については、その都度、甲乙協議の上、解決するものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する

令和2年6月9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都渋谷区神宮前六丁目31番15号 A-6A
株式会社 INFORICH
代表取締役会長 秋山 広宣

【別紙1】 「災害の詳細」

地震	震度6弱以上7未満	合理的に可能な範囲で災害発生から48時間。但し、INFORICHの判断で最大168時間の無償貸出しをする場合がある※
	震度7以上	合理的に可能な範囲でバッテリーを遠隔排出
地震以外の自然災害		停電の度合いにより、INFORICHが都度対応

※168時間超過した場合は2,280円（税別）の違約金が発生（災害の程度によっては、この限りでない）

災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(バッテリースタンドの設置)

第2条 乙は、平常時より甲所有の公共施設のうち、甲、乙協議の上定める場所にバッテリースタンド（以下、「スタンド」という）を設置し、モバイルバッテリーシェアリングサービスの提供及びデジタルサイネージによる情報・広告の配信を行うものとする。なお、設置するスタンドの種類は別表第1のとおりとし、デジタルサイネージの配信枠については別表第2のとおりとする。

(モバイルバッテリーの管理)

第3条 乙は、平常時にモバイルバッテリーシェアリングサービスを行う場合、貸出用のバッテリーが不足しないよう日頃から補充等の管理に努めるものとする。

(費用の負担)

第4条 乙は、必要な電気料相当額について実費相当額を負担する。電気料相当額は、甲が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その納付額を甲の指定する金融機関に納付するものとする。電気料相当額については、別表第1のとおりとする。

(設置期間中の事故)

第5条 スタンドに起因する事故及び第三者との紛争については、すべて乙の責任で解決するものとする。当該紛争が、甲の責により生じたときは、この限りでない。

(使用の制限)

第6条 甲は、スタンドを設置する行政財産の維持管理上必要がある場合には、乙に対しその使用を制限することがあり、このような制限があった場合は、乙はその制限に従うものとする。

(防犯, 防災体制の確立)

第7条 乙は, 使用物件の設置場所が公共施設であることに十分配慮し, 火災及び盗難等の予防について, 合理的な範囲で管理体制を確立し, 万全を期すものとする。また乙は, スタンドの配線及び設備について, 火災の予防のために必要な保守管理を実施しなければならない。なお, 緊急時に, 防犯又は防災上の必要があると認められるときは, 甲の判断で, 必要な対処をすることができる。

(撤去)

第8条 協定第7第1項の規定により協定を継続しない場合, 乙は, 甲の指定する期限までに自己の負担においてスタンドの撤去を行わなければならない。
2 設置している施設の閉館等によりスタンドの撤去が必要となった場合, 甲は, 3か月前までに, 乙に連絡するものとし, 乙は, 甲の指定する期限までに自己の負担においてスタンドの撤去を行わなければならない。なお, 施設の閉館が災害等の突発的なものに起因する場合はこの限りではない。

(広告)

第9条 乙は, 広告の掲載内容については, 事前に甲の同意を得るものとする。

(デジタルサイネージの配信依頼)

第10条 甲は, 平常時に情報の発信を行う場合は, 乙が規定する「サイネージ配信依頼マニュアル」に基づき電子メールにて依頼するものとする。
2 甲は, 災害時における応急措置のため, 情報の発信が必要となった場合は, 乙に配信の依頼をするものとする。
3 前項の「情報の発信が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。
(1) 災害時における避難場所等の周知を図るとき。
(2) 災害時の混乱を防止するとき。
(3) 災害時における避難勧告, 避難指示等の周知を図るとき。
(4) 前各号のほか, 市長が特に必要と認めるとき。
4 第2項による依頼をする場合は, 電話で予告したのち, データを送信することにより行うものとし, 乙は, 依頼を受けたときは, 乙の営業に支障のない範囲において, 甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに配信を行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

令和2年6月9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都渋谷区神宮前六丁目31番15号 A-6A
株式会社 INFORICH
代表取締役会長 秋山 広宣

別表第1（スタンドの種類と電気料相当額）

設置機器	電気料相当額
LL20-J	1,762 円/月（税抜き）
M10	761 円/月（税抜き）
S5	575 円/月（税抜き）

※月途中で設置・撤去した場合は月額で計算する。

別表第2（デジタルサイネージの配信枠）

区 分	割 合
乙によるチャージスポットの取扱説明・広告	240 秒
福岡市	120 秒（15 秒×8 枠）

※配信枠は 360 秒ループある。

災害時における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡日産自動車株式会社、及び日産プリンス福岡販売株式会社（以下この2社を合わせて「乙」という。）、並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、電気自動車による避難所への電力の供給及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所において、乙が所有する電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。

（電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（第1号様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所の閉鎖時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で、あらかじめ別紙（第2号様式）で定めた店舗から、電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（充電スタンドの使用許諾）

第6条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。ただし、使用期間が長期に亘った場合や、使用頻度が高かった場合はこの限りではない。

(電気自動車の移動)

第7条 電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と甲の避難所間の移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。ただし、甲により移動が困難な場合は、甲と乙が協議し、乙が行うものとする。

(管理等)

第8条 甲は、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(補償)

第9条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険)

第10条 乙は、電動車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(故障等の対応)

第11条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙間で協議するものとする。ただし、不可抗力、その他甲の責によらない故障については、甲は責任を負わないものとする。

(返却)

第12条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して決めることとする。

(技術的支援)

第13条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

(外部給電器の使用上の注意)

第14条 甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。

なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙（第3号様式）「事務担当者名簿」（以下「名簿」という。）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は名簿により指定する者に変更があった場合は、名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第16条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第17条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行うおうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(脱炭素社会の実現に向けた取り組み)

第18条 乙及び丙は、事業活動において、甲が目指す2040年度脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策に率先して取り組んでいく。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙及び丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれが署名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市博多区千代一丁目21番37号
福岡日産自動車株式会社
代表取締役社長 太田 憲男

福岡県福岡市中央区平尾三丁目6番3号
日産プリンス福岡販売株式会社
代表取締役社長 寺田 繁人

丙 神奈川県横浜市西区高島1丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事 神田 昌明

災害時におけるPHV車両等からの電力供給に関する協定書

福岡市（以下、「甲」という。）と福岡トヨタ自動車株式会社、福岡トヨペット株式会社、トヨタカローラ博多株式会社、トヨタカローラ福岡株式会社、ネッツトヨタ北九州株式会社、ネッツトヨタ福岡株式会社、ネッツトヨタ西日本株式会社、株式会社トヨタレンタリース福岡、株式会社トヨタレンタリース博多及びトヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社（以下「乙」という。）は、福岡市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）におけるPHV車両等による避難所等への電力の供給に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、乙が提供する車両で避難所等へ電力供給を行う手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（PHV車両等）

第2条 乙が甲に対して貸与するPHV車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）PHV車両
- （2）FCV車両
- （3）HV車両
- （4）前三号に掲げるもののほか、災害対応に必要な車両、及び給電車両からの外部給電に必要な機器

（PHV車両等の貸与要請）

第3条 甲は、甲が必要とするとき、乙のうち幹事店（以下、「乙幹事店」という。）に対し、PHV車両等の貸与にかかる要請を行うものとし、乙幹事店は、災害等の状況により協力が困難である場合を除き、要請に応じるよう調整に努めるものとする。なお、PHV車両等の提供台数については、甲と乙幹事店が協議のうえ、甲が指定するものとする。

2 甲は、車両提供協力要請書（別記様式第1号）（以下、「要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（提供方法）

第4条 乙は、前条の要請に基づき、甲が指定する台数を速やかに整え、甲に提供するものとする。

- 2 乙幹事店は、保険会社へ速やかに連絡し、任意自動車保険への加入に必要な手続きを整えるものとする。なお、任意自動車保険のうち対人補償（無制限）、対物補償（無制限）、人身傷害補償（無制限）、車両保険に加入することとし、補償内容の追加又は変更を行う場合には甲と協議するものとする。
- 3 乙は、避難所等、甲が指定する場所までの車両搬送、使用方法の説明を行うものとする。ただし、災害等の状況により、車両の搬送が困難な場合は、乙店舗の店頭で引き渡し、甲が搬送することができるものとする。
- 4 甲はPHV車両等の引き取り確認、避難者等への電源利用の周知・広報を行うとともに、盗難や破損等の防止措置を講じるものとする。
- 5 甲は、乙が第3項の搬送を行う際に災害対策基本法第76条第2項に定める通行禁止区域等を通行する必要がある場合には、車両を同条第1項に定める緊急通行車両として認定するよう配慮するものとする。
- 6 甲は車両の提供を受けるときは、当該車両に係る運転者の運転免許証を乙に提示する。

（提供報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき車両を貸し出したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、改めて車両提供協力請書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(経費の負担及び支払い)

第6条 本協定に基づき、乙が甲の要請により実施した給電業務に要した経費については、乙が負担するものとする。ただし、次の各号に掲げる費用については、甲が負担する。

- (1) 燃料代(車両貸し出し時に搭載されている分を除く)
- (2) 任意自動車保険代(車両貸し出し期間に限る)

2 前項第2号の費用について、甲は、請求に基づき直接、保険会社へ支払うものとする。なお、免責分についても、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者が本協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に係る関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡体制及び情報交換)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、「連絡責任者届」(別記様式第3号)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 本協定に特別の定めがあるもののほか、この協定の実施について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、施行の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算更に1年間有効とし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を11通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙

福岡県福岡市中央区渡辺通4丁目8番28号
福岡トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 金子 直幹

福岡県福岡市博多区東光1丁目6番13号
福岡トヨペット株式会社
代表取締役社長 村井 隆介

福岡県福岡市博多区豊2丁目3番50号
トヨタカローラ博多株式会社
代表取締役社長 久恒 兼孝

福岡県福岡市中央区長浜2丁目1番5号
トヨタカローラ福岡株式会社
代表取締役社長 金子 護

福岡県北九州市小倉北区上到津3丁目
4番1号
ネットトヨタ北九州株式会社
代表取締役社長 村上 宏文

福岡県福岡市博多区博多駅南6丁目
14番35号
ネットトヨタ福岡株式会社
代表取締役社長 金野 誠

福岡県福岡市博多区西月隈3丁目1番48号
ネットトヨタ西日本株式会社
代表取締役社長 喜多村 浩司

福岡県福岡市博多区東光寺1丁目1番1号
株式会社トヨタレンタリース福岡
代表取締役社長 金子 直幹

福岡県福岡市博多区東光1丁目6番13号
株式会社トヨタレンタリース博多
代表取締役社長 村井 隆介

福岡県筑紫野市大字筑紫1032番地1
トヨタモビリティパーツ株式会社
九州北部統括支社
統括支社長 柴垣 正彦

災害時における電動車両の支援に関する協定書

福岡市（以下、「甲」という。）と九州三菱自動車販売株式会社（以下、「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下、「丙」という。）とは、福岡市内において地震、風水害等の大規模災害発生時（以下、「災害時」という。）における電動車両の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグインハイブリッド車

（貸与の要請）

第3条 甲は、甲が必要とするとき、乙に対し電動車両の貸与に係る要請を行うものとする。当該要請を受けた乙は、直ちに丙と調整の上、乙が貸与することが可能な電動車両を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。ただし、福岡県への貸与数量の上限が原則10台であることから、甲に貸与する台数については福岡県との協議を要するものとする。

2 甲は、要請書（別記様式1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により要請があったときは、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第3項の規定により甲が要請する電動車両の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両を貸与することが困難な場合は、電動車両の確保に努めるものとする。

(電動車両の引渡し等)

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受け、電動車両を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡し及び使用方法の説明を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(別記様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間及び使用状況)

第5条 電動車両の貸与期間は、電動車両の引渡し日から起算して1週間以内とする。ただし、貸与期間を延長する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

2 甲は貸与期間中、電動車両に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

3 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

(電動車両の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、次の各号に掲げる費用については、甲が負担する。

(1) 燃料代(電気代を含む)

(2) タイヤ、ワイパーゴム等の消耗品代

2 前項第2号の費用は、貸与中の行為に起因して交換が必要となった場合、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険)

第9条 乙は、電動車両の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、福岡市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両を使用できなくなったときは、第5条第2項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡体制及び情報交換)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別記様式3号)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(平時の取組)

第13条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協定の破棄)

第14条 乙及び丙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 3年 11 月 29 日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号
九州三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 城戸崎 建二

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者
加藤 隆雄

特設公衆電話の設置，利用及び管理等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は，大規模災害等が発生した際に，乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し，次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は，災害の発生時において，甲乙協力のもと，被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは，強度の地震等の発生により広域停電が発生していること，または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは，甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し，災害の発生時に電話機を接続することで被災者または帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は，本協定にもとづき，災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上，管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は，特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機，端子盤及び配管引込柱等）を設置し，乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに，災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線が，甲の故意または重過失により破損した場合は，甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお，修復に係る費用については，原則，甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については，甲乙協議の上，乙が決定することとし，設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

（特設公衆電話の移転，廃止等）

第6条 甲は，特設公衆電話の設置された場所の閉鎖，移転等の発生が明らかになった場合は，速やかにその旨を乙に書面をもって報告するものとする。

2 新たに設置場所を設ける場合は，甲乙協議の上，設置するものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるように、接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲の要請により乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとし、事後甲は乙に対し開設した場所の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、適切な利用が行われるよう、可能な限り誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖したときは、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し閉鎖した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について甲乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置に関わらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 4 月 5 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長
高 島 宗 一 郎 印

乙 福岡市博多区博多駅東三丁目 2 番 2 8 号
西日本電信電話株式会社
取締役 福岡支店長
小 澤 正 憲 印

災害対応型アビスパ福岡支援自動販売機の設置及び運用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とアビスパ福岡株式会社（以下「乙」という。）及び麒麟ビバレッジバリューベンダー株式会社（以下「丙」という。）は、乙が権益を持つ丙所有の災害対応型アビスパ福岡支援自動販売機（以下「災対型自販機」という。）の設置及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災対型自販機の設置及び運用に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（災対型自販機の設置）

第2条 丙は、福岡市地域防災計画で一時避難所に定める公民館のうち、甲、乙及び丙協議の上定める場所に災対型自販機を設置するものとする。

（災害時の飲料の無償提供）

第3条 福岡市内に災害が発生し、上水道が使用できなくなるなど、避難者等に対し飲料の無償提供が必要と判断した場合、甲はその旨を乙に速やかに連絡するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から連絡を受けたときは、これを速やかに丙に連絡するものとする。

3 丙は、前項の規定により乙から連絡を受けたときをもって、丙が無償で当該災対型自販機内の飲料を無償提供することを承認したものとする。ただし、通信手段が不通になり、また連絡が出来ない等の場合においても同様に無償提供するものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に連絡するものとし、乙も同様に、丙に速やかに連絡するものとする。

4 無償提供の期間は、前項に定める無償提供開始のときから、災対型自販機内の在庫本数終了までとする。

5 飲料の無償提供が実施出来る状況は、通電時のみとする。

6 飲料の無償提供に関して、いかなる事由があろうと、甲、乙は、一切の責任を負わないものとする。

（災対型自販機の鍵の提供・管理・保管）

第4条 丙は甲に対して、飲料を無償提供するために必要な災対型自販機の鍵を提供するものとする。

2 甲は、無償提供設定用の鍵を善良なる管理者の注意をもってこれを管理・保管するものとし、別途、丙の発行する無償提供設定用の鍵の預り証に記名捺印し、丙へ手渡すものとする。また、甲は鍵を紛失した場合、実費を負担するものとする。

3 甲は乙から提供された災対型自販機の鍵を適切に管理しなければならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからも協定解消又は変更の申し出がない場合は、本協定は同一内容をもって1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

(増設及び撤去)

第6条 災対型自販機の増設及び撤去については、甲、乙及び丙協議により決定するものとする。

(甲及び乙の協力事項)

第7条 甲及び乙は、丙が災対型自販機への商品の補充、代金の回収、機器の保全修理等のため、丙または丙が認定した業者が設置場所へ出入りすることを予め了承する。

2 災対型自販機の保全、修理及び衛生管理は、丙または丙が認定した業者がこれにあたるものとし、甲及び乙は善意をもってこれらに協力し、災対型自販機の不具合が生じた場合、甲は直ちに丙に通報する。

(丙の協力事項)

第8条 丙は、商品の品質保持に努め、商品の補充は速やかに行うものとする。

2 丙は、災対型自販機の保持、修理及び食品衛生に関する機器保全の必要事項を実施するものとする。

3 丙は、丙所有の災対型自販機に機器損傷や商品盗難等の問題が生じた場合は、丙の責任において処理解決するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲、乙及び丙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定終了後も継続する。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項並びに協定事項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し決定するものとする。

以上、協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月13日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭一丁目2番17
アビスパ福岡株式会社
代表取締役社長 川森 敬史

丙 福岡県福岡市中央区天神四丁目1番1号
麒麟ビバレッジバリューベンダー株式会社
九州支社長 長田 深

地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、コンビニエンスストアの特性を生かし、甲及び乙との共働による事業活動を推進し、地域の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

- （1）アジアを見据えた観光振興に関すること。
- （2）市の環境政策に関すること。
- （3）地産地消や地域経済の活性化に関すること。
- （4）地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること。
- （5）子育てや青少年育成の支援に関すること。
- （6）高齢者・障がい者の支援に関すること。
- （7）その他市政の推進や市民サービスの提供に関すること。

2 乙は、自己の加盟店に対し最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、困難な場合があることを、甲は予め承諾するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自1通を保有する。

平成23年 4月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新浪 剛史

福岡市と福岡ソフトバンクホークスとの包括連携に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と福岡ソフトバンクホークス株式会社(以下「乙」という。)及び福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社(以下「丙」という。)は、福岡市における地域協働事業(以下「協働事業」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協働事業は、甲、乙及び丙との多方面にわたる連携を通じて、市民福祉の向上を図るとともに、甲と乙が互いの魅力を高め、アジアの中でさらに発展していくことを目的として実施する。

(誠実対応義務)

第2条 前条の目的達成のため、甲、乙及び丙は互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に協働事業を行う。

(事業内容)

第3条 協働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

- (1) スポーツ振興及び健康増進に関すること。
- (2) 青少年の健全育成支援及び教育に関すること。
- (3) 観光振興及び都市間の連携に関すること。
- (4) 地域の活性化に関すること。
- (5) 情報発信及び広報活動に関すること。
- (6) 子育て支援及び福祉の向上に関すること。
- (7) 自然環境、生活環境の保全に関すること
- (8) その他第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(確認事項)

第4条 甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲が乙及び丙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙と丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の変更)

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙及び丙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙及び丙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙及び丙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 業務の円滑な遂行のため、甲、乙及び丙は協働事業の連絡調整に係る担当部署を定めるものとする。

2 前項の担当部署は、三者の職員から構成された連絡会議を定期的を開催するものとする。

この協定書は、3通作成し、市、福岡ソフトバンクホークス株式会社、福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社それぞれが1通を所持するものとする。

平成23年7月7日



福岡市長

高島 宗一郎



福岡ソフトバンクホークス株式会社

福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社

笠井 和彦

福岡市とイオン株式会社との地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（事業内容）

第2条 共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

- (1) アジアを見据えた観光振興に関する事
- (2) 市の環境政策に関する事
- (3) 地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関する事
- (4) 高齢者や障がい者の支援など福祉に関する事
- (5) 子育てや青少年育成の支援に関する事
- (6) 地産地消、食育及び健康増進に関する事
- (7) 市政情報の発信に関する事
- (8) ICカードの活用に関する事
- (9) その他市民サービスの向上及び地域活性化に関する事

2 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

甲：福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙：千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社取締役

代表執行役社長 岡田 元也

福岡市と株式会社セブン - イレブン・ジャパンとの 地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社セブン - イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下共働事業という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、コンビニエンスストアの特性を生かし、甲と乙との共働による活動を推進することにより、地域社会の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 共働事業の内容は、次に掲げる事項とする。

なお、当該各号の具体的な事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

- （1）アジアを見据えた観光振興に関すること。
- （2）地産地消や市産品の販路拡大に関すること。
- （3）地域及び暮らしの安全・安心、災害対策に関すること。
- （4）環境政策に関すること。
- （5）子ども及び青少年の育成に関すること。
- （6）高齢者・障がい者の支援に関すること。
- （7）その他地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかからこの協定の内容変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、当該有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 3月 29日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 C00 井阪 隆一

地域共働事業に関する包括連携協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市内郵便局（別表に掲げるものをいい、以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、地域社会の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（共働事業の内容）

第2条 甲及び乙は、業務に支障のない範囲で、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の安全・安心のまちづくりに関すること
- (2) 高齢者や障がい者などの福祉に関すること
- (3) 青少年の健全育成及び教育に関すること
- (4) (1)～(3)のほか、地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること

3 前項に定める共働事業の内容の具体的な取組事項及び実施方法等については、別に定める。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的

に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

- 第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(雑則)

- 第7条 甲及び乙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的
に開催するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 4月25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市内郵便局

代表者

福岡市中央区天神四丁目3番1号

日本郵便株式会社 福岡中央郵便局

局長 野田 英伸

福岡市中央区今川一丁目21番23号

日本郵便株式会社 福岡今川郵便局

局長 小柳 克彦

福岡市と日本電信電話株式会社（NTT）との 地域共働事業に関する包括連携協定

福岡市（以下「甲」という。）と日本電信電話株式会社（NTT）（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙がICTの利活用など様々な連携を通じて、地域における社会課題の解決を図ることを目的とする。

（共働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）観光振興に関すること

（2）地域の安全・安心，災害対策に関すること

（3）市の魅力発信や地域活性化，市民サービスの向上に関すること

（4）（1）～（3）のほか，地域における社会課題の解決に関する
こと

3 前項に定める共働事業の具体的な取組事項及び実施方法等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第7条 甲及び乙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的
に開催するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 4月14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
日本電信電話株式会社

代表取締役社長 鵜浦 博夫

福岡市と株式会社ぐるなびとの 地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ぐるなび（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）観光振興に関すること
- （2）ユニバーサル都市・福岡の推進に関すること
- （3）食文化振興に関すること
- （4）（1）～（3）のほか、地域活性化及び市民サービスの向上に関すること

3 前項に定める共働事業の具体的な取組事項及び実施方法等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに甲乙協議の上書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月7日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
株式会社ぐるなび

代表取締役会長 滝 久雄

福岡市とヤフー株式会社との地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙双方が多様な連携を通じて、互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は次に掲げるものとする。

- （1）スタートアップ支援・デジタル人材の育成に関する事項
- （2）市政情報等の発信に関する事項
- （3）防災・災害対策に関する事項
- （4）電子自治体の推進に関する事項
- （5）その他市民サービスの向上及び地域活性化に関する事項

3 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(公表等)

第5条 甲及び乙は、この協定の締結の事実及び内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上決定する。

2 甲及び乙は、この協定に関して、公表前の情報を秘密に取り扱い、他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする1月前までに書面で相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙（関連会社を含む。）が協議して決定する。

(雑則)

第8条 甲及び乙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的を開催するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 1月18日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

福岡市とLINEとの地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）、LINE株式会社（以下「乙」という。）及びLINE F u k u o k a株式会社（以下「丙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲、乙及び丙が互いの資源や魅力を活かし、先端技術を活用した、より豊かな、より便利な未来志向のまちづくり事業に共働して取り組むことにより、もって社会的課題を解決し、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意をもって積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡市の情報発信の充実強化に関すること。
- (2) 福岡市における行政サービスの効率化、充実強化及び課題解決に関すること。
- (3) 福岡市内における消費購買活動の活性化に関すること。
- (4) 福岡市内に事務所又は事業所を有する法人への活動支援及び高度技術人材育成に関すること。
- (5) 福岡市における防災及び災害対策に関すること。
- (6) 福岡市におけるICT分野の教育・啓発に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、福岡市の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

3 前項に定める共働事業の具体的な内容及びその実施方法等については、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかがこの協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、

この協定の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

2 甲、乙又は丙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第7条 甲、乙及び丙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

2 甲及び乙は、甲及び乙の間の平成28年10月24日付「福岡市とLINE株式会社との情報発信強化に関する連携協定」を、双方の合意により解約する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年8月23日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都新宿区新宿四丁目1番6号
LINE株式会社
代表取締役社長 出澤 剛

丙 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番1号 JRJP博多ビル12F
LINE F u k u o k a 株式会社
代表取締役社長 落合 紀貴

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）及び糸島市（以下「乙」という。）並びに福岡市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって福岡県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

第 1 条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

第 2 条 丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

(2) 原災法第 15 条第 1 項各号に掲げる場合。

2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。

(1) 原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

(2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。

(4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。

(5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

(6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(7) その他緊急事態が発生したとき。

- 3 丁は、前項各号に掲げる異常時の場合は、甲及び乙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。
- 4 甲は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに丙に連絡するものとする。
- 5 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。
- 6 甲は、前項の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

(現地確認)

第4条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

- 2 甲及び丁は、前項に定める現地確認において、相互に意見を述べるができるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により現地確認を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡するものとする。

(損害の補償)

第5条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

- 第6条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。
- 2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

(覚書)

第7条 第2条第5項に定めた平常時の情報提供については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定める

ものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事 小川 洋

乙 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市
糸島市長 松本 嶺 男

丙 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道 明

発 行

福岡市防災会議

担当部局

福岡市市民局防災・危機管理部
防災企画課
TEL 092-711-4056

印 刷 所

株式会社三協舎印刷所
TEL 092-651-3731